## 5. ふん害等防止条例の概要

## 平成24年4月1日現在

	1	1		1 /20-	<del>'</del>	<u> </u>
都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備 <sup>3</sup> (平成23	
札幌市	札幌市畜犬取締り及び野犬掃討とう条例 昭和46年12月21日公布昭和47年3月21日施行 (平成4年5月1日改正)	畜犬及び野犬による人畜その他への危害及び環境の汚染を防止することにより、社会生活の安全を確保し、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	・飼い主の遵守事項	·身分証明書 ·措置命令書	ДП	約190万人 87574頭
(北海道)	札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の 散乱防止等に関する条例 平成16年12月14日公布 平成17年8月1日施行	たばこの吸い数、空き缶及び飼い犬のふんの防止並びに喫煙の制限に関し、必要な事項をさだめることにより、市、事業者及び市民等が協働して美しいまちづくりを推進し、もって市民の安全で快適な生活環境、さらには観光都市さっぽろにふさわしい環境を確保することを目的とする。	・公共の場所における飼い犬のふ んの回収	·告知書 ·弁明書 ·過料処分決定 通知書		(H24.3月時 点)
函館市 (北海道)	函館市犬による危害の防止等に関する 条例 昭和49年1月12日公布 昭和49年1月12日施行 (平成16年11月16日改正)	畜犬の係留等について必要な事項を定め、犬による人、 家畜などへの危害防止の措置を講ずることにより、市民 生活の安全の確保を図ることを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告		人口 登録犬 (2012.3.31)	約27.7万人 15,862頭
黒松内町 (北海道)	黒松内町ごみポイ捨て及びふん害の防 止に関する条例 平成14年3月19日公布 平成14年4月1日施行	町事業者、町民等及び土地所有者等が協力して地域に おける空缶等及び吸殻等の投棄を防止するとともに犬 のふんの適切な処理に努め、清潔で美しいまちづくりを 推進し、町民の快適な生活環境を確保するため必要事 項を定めることを目的にする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害 等勧告書 命令書	人口登録犬	3,153人 203頭
新十津川町 (北海道)	新十津川町美しいまちづくり条例 平成17年9月22日制定 平成18年1月1日施行 (平成21年4月1日)	廃棄物の投棄の規制その他必要な措置を講ずることに より美しいまちづくりに資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害 等 勧告書 命令書 通知書	人口 登録犬 (平成24年3 月末)	約7千人 411頭
栗山町(北海道)	栗山町空き缶等のポイ捨て及び飼い犬 のふんの放置の防止に関する条例 平成20年12月18日公布 平成21年4月1日施行	空き缶等のポイ捨てや飼い犬のふんの放置を防止に関 し必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづく りによる快適な生活環境の確保を目指す。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害 等 勧告書 指導書	人口 登録犬 (制定時点)	約1.4万人 812頭
恵庭市 (北海道)	きれいなまちづくり条例 平成15年3月31日公布 平成15年3月31日施行	空き缶・たばこの吸殻・犬の糞などの散乱を防止し、地域の環境美化を促進し市民の生活環境の向上に役立てる事を目的とする。	犬の糞害等の防止啓発		人口 登録犬	約6.8万人 3,741頭
士別市 (北海道)	士別市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬 等のふん害の防止に関する条例 平成17年9月1日公布 平成17年9月1日施行	市民、事業者及び土地所有者等、並びに市の責務を明らかにし、市民の清潔で快適な生活環境の確保と地域における環境美化の促進を図り、もってきれいなまちづくりに資する。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害 等勧告書 指導書 命令書	人口登録犬	約2.2万人 1,239頭
富良野市(北海道)	富良野市まちをきれいにする条例 平成13年4月1日公布 平成13年4月1日施行	富良野市環境基本条例に基づく環境美化の促進を図るため、市、市民等、事業者及び土地所有者等が一体となって、空き缶、空きむ水、たばこの吸い殻、飼い犬の黄等のごみの散乱を防止するとともに、空き地の適切な管理をすることにより、美しく快適な生活環境の保全及び良好な都市環境の形成に資することを目的とする。	市民等の責務、投棄の禁止、指導、勧告及び命令	勧告書、命令書	人口 登録犬 (制定時点)	約2.4万人 1,063頭
登別市 (北海道)	登別市不法投棄、ポイ捨て及びペットの ふんの放置防止条例 平成16年12月21日公布 平成17年4月1日施行	市民、事業者、土地所有者及び滞在者等並びに市が一体となってごみ及び再生資源の散乱の原因となる不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置を防止することにより、環境の保全、美観の保持及び資源の循環的な利用を推進し、もって自然及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害 等勧告書 命令書 通知書	人口 登録犬 (制定時点)	約5.3万人 3,176頭
洞爺湖町 (北海道)	洞爺湖町さわやか環境条例 平成20年4月1日公布 平成20年4月1日施行	市民、事業者、土地所有者及び滞在者等並びに町が一体となってごみ及び再生資源の散乱の原因となる不法 接業、ポイ捨て及びペットのふんの放置を防止すること により、環境の保全、美観の保持及び資源の循環的な 利用を推進し、町民の健康で快適な生活の確保に寄与 し、洞爺湖町の自然及び生活環境を後世に引き継ぐこと を目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 登録犬 (制定時点)	約1万人 630頭
中札内村 (北海道)	中札内村飼い犬のふん害防止条例 平成11年3月26日公布 平成11年4月1日施行 (平成14年9月17日)	飼い主の責任により、飼い犬のふん及び尿の処理等に 関し必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害防 止に関する意識の高楊を図り、良好で快適な生活環境 を保持し、清潔なまちづくりを進めることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関す る啓発 住民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害 等勧告書 命令書 通知書	人口 登録犬 (制定時点)	4,061人 344頭
	<u> </u>	<u> </u>	l .	l	1	

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年	F度)
更別村 (北海道)	更別村ゴミの散乱等の防止に関する条例 平成23年12月19日公布 平成23年12月19日施行	本村の環境美化を推進するため、村、村民等、事業者及び占有者が一体とって、ゴミの散乱及び犬のふん害を防止することにより、良好で快適な環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを進めることを目的とする。	含む)する飼い犬等が家庭の外で	違反者に対し、 期限を	人口 登録犬 (制定時点)	3,411人 326頭
階上町 (青森県)	階上町環境美化条例 平成17年3月23日公布 平成17年4月1日施行	空き缶等の投げ捨て、自動車、船舶等の放置、飼い犬の放し飼い、違反ごみ出し等の防止及び空き地等の適正な管理について必要な事項を定めることにより、地域の環境保全の推進及び美観の保護を図るとともに、空き七と等の散乱を防止し、その回収による資源化を推進するための措置を請すること等により、資源の有効利用を関り、もって環境に配慮した住民活動を促すとともに、環境と調和した地域社会の構築に資することを目的とする。	飼い犬の放し飼い等の禁止 飼い主に対する指導	なし	人口登録犬	約1.4万人 1,180頭
おいらせ町(青森県)	おいらせ町環境美化条例 平成19年3月14日公布 平成19年4月1日施行	町民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させ、 町、町民等、事業者及び土地の占有者等の責任と役割 を明確に示すとともに、それぞれが、協力連携し、快適で さわやかな生活環境のもとで誰もが安心して暮らせるま ちづくりを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・町民の協力 ・指導及び勧告	·違反行為是正 勧告書 ·命令書 ·報告書	人口登録犬	約2.5万人 2,376頭
五戸町 (青森県)	五戸町環境美化条例 平成23年3月17日公布 平成23年4月1日施行	町民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させ、 町、町民等、事業者及び土地占有者等の責任と役割を 明確に示すとともに、それぞれが、協力連携することにより、快適でさわやかな生活環境のもとで誰もが安心して 暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。	- 飼い主のふん害等の防止に関する啓発 - 町民の協力 - 飼い主の遵守事項 - 指導及び勧告	·不法投棄等情報受付処理簿 ·勧告書 ·命令書 ·改善状況報告書	人口登録犬	約1.9万人 1,737頭
岩沼市(宮城県)	岩沼市飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 平成19年10月1日公布 平成20年1月1日施行	飼い犬のふんの放置の防止を図ることにより、清潔で美 しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に 資することを目的とする。	・市の責務。市民等の責務を規定 ・ふん放置防止重点地区の指定。 施策推進のための行動計画策定 を規定 ・遺反者の公表を規定 ・遺反者の公表を規定	なし	人口 #	約4.35万人 2,566頭
涌谷町 (宮城県)	涌谷町を清潔で美しいまちにする条例 平成13年3月14日公布 平成13年4月1日施行	町、町民等、事業者、占有者等及び飼い主が一体となって、粗大ごみ及び家庭ごみの不法投棄、ボイ捨てによる空き缶等の散乱及び飼い犬のふん害を防止するとともに、ごみの減量化及び資源リサイクルを推進することにより、快適な生活環境を確保し、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	・飼い主の責務、遵守義務を規程 ・指導、助言、勧告、命令、罰則を 規程	なし	人口 #	約1.76万人 1,243頭
大衡村 (宮城県)	大衡村環境美化の促進に関する条例 平成17年3月9日公布 平成17年4月1日施行	村民、事業者、土地又は建物の占有者、村等が一体となって、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等のごみの散乱、住宅団地等の空き地の雑草の繁茂及び枯れ草の放置並びに犬のふんの放置を防止するとともに、散乱ごみの清掃又は雑草及び枯れ草の除去を行うことにより、環境美化の促進を図ることを目的とする。	・飼い主の遵守事項を規程 ・命令、公表を規程	なし	人口 #	約0.55万人 525頭
富谷町(宮城県)	富谷町環境美化の促進に関する条例 昭和60年3月20日公布 昭和60年4月1日施行 平成14年12月1日一部改正	町民、事業者、土地又は建物の占有者、町等が一体となって、空き缶、空き瓶、紙(ず、たばこの吸い数等のごみの散乱、住宅団地内の空き地の雑草の繁茂及び枯草の放置なびに犬のふんの放置を防止するとともに、散乱ごみの清掃又は雑草及び枯草の除去を行うことにより、環境美化の促進を図ることを目的とする。	・町民等の責務を規程 ・命令、公表、罰則を規程	なし	人口登録犬	約4.9万人 3,691頭
秋田県	秋田県空き缶等の散乱の防止に関する 条例 平成13年3月16日公布 平成13年4月1日施行	この条例は、秋田県環境基本条例(平成九年秋田県条例第六十号)第三条に定める基本理念にのっとり、県民、事業者、土地の占有者、市町村及び県が一体となって、空き缶等の散乱の防止を図り、もって快適な生活環境の確保及び美しいふるさとづくりに寄与することを目的とする。	・犬の飼い主は、当該犬のふんを 公共の場所又は他人の土地に放 置してはならない。 ・この規定に違反した者は、二万円 以下の過料に処する。	なし	人口 ; 登録犬	約107万人 34,163頭
山形市(山形県)	山形市空き缶等散乱防止条例 平成9年3月31日公布 平成9年10月1日施行 (平成11年12月24日改正)	公共の場所等におけるボイ捨てによる空き缶等及び吸 設等の散乱並びに飼養する動物のふんの放置を防止す ることにより、この市の美観の保全を図り、もって美しい 山形をつくる基本条例に掲げる良好な環境の形成に資 することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、勧告、公表及び立入	命令書	人口 # 登録犬 (平成23年度)	約25.4万人 9,814頭
鶴岡市(山形県)	鶴岡市空き缶等の散乱防止に関する条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	空き缶等の投棄による散乱及びふん害の防止に必要な 事項を定めることにより、地域の環境美化促進及び美観 の保護を行い、清潔で美しい地域社会の構築に資することを目的とする。		·勧告書 ·命令書	人口 # 登録犬 (平成23年度)	約13.7万人 4,303頭
酒田市(山形県)	酒田市美観保護条例 平成17年11月1日公布 平成17年11月1日施行 (平成22年3月5日改正)	市民等、事業者及び市が一体となって、廃棄物の不法 投棄の防止及び放置自動車等の発生の防止をすること により、美観を保護するとともに、市民の清潔で快適な 生活環境の維持に資することを目的とする。	・市民等の協力 ・勧告、措置命令	措置勧告書	人口 新登録犬 (平成23年度)	約11.1万人 3,885頭

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
長井市 (山形県)	長井市ボイ捨て等防止条例 平成16年3月25日公布 平成16年7月1日施行	市長・市民及び事業者が一体となった公共の場所等におけるポイ捨て等による空缶・吸殻等の散乱及び飼養する動物のふんの放置防止により環境の美化を図り、もって長井市環境保全基本条例(平成6年条例第9月6日は「おる市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。	・市長の責務 ・市民等の責務 ・指導及び助言 ・勧告及び命令 ・公表	・勧告書 ・命令書 ・報告書	人口 約2.9万人 登録犬 1,111頭 (平成23年度)
河北町 (山形県)	河北町快適な住みよいまちづくり条例 平成19年3月15日公布 平成19年4月1日施行	快適な住みよいまちづくりに必要な事項を定め、町民、 事業者及び町が一体となって生活環境の保全向上を図 ることを目的とする。	・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、勧告	·勧告書	人口 約2.0万人 登録犬 801頭 (平成23年度)
舟形町 (山形県)	舟形町環境美化推進条例 平成12年6月16日公布 平成13年1月1日施行	飲食料容器並びに吸殻等及びごみ等の散乱防止に関し、町、町民等、事業者等の責務及び必要事項を定めるところにより、本町全域の環境美化推進及び美観の保護を行い、清潔で美しい生活環境の形成に資することを目的とする。	・町民等の協力 ・公共等の場所において、排泄した ふんの放置禁止 ・罰則		人口 0.6万人 登録犬 232頭 (平成23年度)
福島市 (福島県)	福島市ポイ捨てのない美しいまちづくり 条例 平成16年3月29日公布 平成16年6月1日施行	ポイ捨てによるごみの散乱及び飼い犬のふんの放置の 防止について必要な事項を定めることにより、市、市民 等、事業者、土地所有者等及び自発的活動団体が協働 してごみのない美しい環境づくりを総合的かつ計画的に 推進し、もって市民の誇れる美しい快適なまちづくりに寄 与することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する施策、行動計画の策定、実施・市民の協力・飼い主の遵守事項		人口 約28.5 万人 登録犬 14,633頭
郡山市 (福島県)	郡山市ボイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 平成10年10月12日公布 平成11年4月1日施行	市民及び事業者、並びに市の責務を明らかにし、環境の 美化を推進することにより、市民の快適な生活の確保を 目的とする。	1 飼い主の遵守事項 2 指導及び助言 3 勧告 4 命令 5 立入調査	·勧告書 ·命令書	人口 329,342人 登録犬 17,089,頭
本宮市 (福島県)	本宮市美しいまちづくり推進条例 平成19年1月1日公布 平成19年1月1日施行	空き缶等及び吸い競等の散乱並びに飼い犬のふんの放置の防止に関し、本市、市民等、事業者、占有者等の責務及び必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を行い、もって清潔で美しいまちづくりの形成に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・勧告		人口 約3.1万人 登録犬 2,117頭 (制定時点)
会津若松市 (福島県)	会津若松市生活環境の保全等に関する 条例 平成12年3月31日公布 平成12年10月1日施行	この条例は、会津若松市環境基本条例(平成9年会津若松市条例第18号)第3条に定める基本理念にのつとり、法令に特別の定めがある場合を除くほか、生活環境の保全等について、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び創造に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、助言及び命令	・立入調査を行う 職員の身分証明 書 ・命令書	人口 約12.5万人 登録犬 4719頭
磐梯町 (福島県)	磐梯町ポイ捨て等の防止に関する条例 平成20年9月16日公布 平成20年10月1日施行	この条例は、ボイ捨てによる空き缶等の散乱及び犬のふんの放置に関して必要な事項を定め、快適な生活環境の確保及び美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、助言及び命令	犬のふんの回収 命令書	人口 約3800人 登録犬 223頭
喜多方市 (福島県)	喜多方市ポイ捨て等の防止に関する条例 甲成18年1月4日公布 平成18年1月4日施行	この条例は、市民等、事業者、土地の占有者及び市が 一体となって、空き缶の散乱の防止等を図り、もって快 適な生活環境の確保及び美しいまちづくりに寄与するこ とを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、勧告及び命令	・犬のふん回収 命令書 ・立入調査員証	人口 約5.1万人 登録犬 2304頭
会津坂下町 (福島県)	会津坂下町ポイ捨て及び犬のふんの放 置防止に関する条例 平成12年3月21日公布 平成12年10月1日施行	この条例は、ボイ捨てによる空き缶等の散乱及び犬のふんの放置防止について必要な事項を定め、環境の美化を推進することにより、町民の快適な生活を確保することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び命令	立入調査員証	人口 約1.7万人 登録犬 587頭
会津美里町 (福島県)	会津美里町ポイ捨て及び犬のふんの放 置防止に関する条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	この条例は、ボイ捨てによる空き缶等の散乱及び犬のふんの放置防止に関し必要な事項を定め、環境の美化を推進することにより、町民の快適な生活を確保することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導	立入調査員証	人口 約2.3万人 登録犬 916頭
柳津町 (福島県)	柳津町ボイ捨て及び犬のふんの放置防 止に関する条例 平成20年9月24日公布 平成21年1月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び犬のふんの放置防止に関し必要な事項を定め、環境美化を推進することにより、町民の快適な生活を確保する。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導		人口 約4000人 登録犬 142頭
田村市(福島県)	田村市空き缶等ポイ捨て及び犬のふん の故置防止に関する条例 平成17年3月1日公布 平成17年3月1日施行	空き缶等のポイ捨てによる散乱及び犬の糞の放置防止 について必要な事項を定め、環境の美化を推進すること により、市民の快適な生活環境を確保することを目的と する。	・飼い犬の所有者は飼い犬が公共の場所等でふんをしたときは、ただちに回収し、持ち帰らなければならない・命令と罰則	·報告書 ·勧告書 ·命令書	人口 約4.1万人 登録犬 2,910頭 (制定時点)
鏡石町 (福島県)	鏡石町美しいまちづくり推進条例 平成9年3月21日公布 平成9年7月1日施行	町、町民等、事業者、占有者等が一体となって空き缶等 及び吸い殺等の散乱を防止し、快適な生活環境を確保 するととは、町内の環境美化の推進及び美観の保護を 行い、清潔で美しいまちづくりをめざすことを目的とす る。	・飼い犬のふんを公共の場所に放置することを禁止 ・勧告と命令		人口 約1.3万人 登録犬 898頭 (制定時点)

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備 (平成2	-
三春町 (福島県)	三春町ポイ捨て等の防止に関する条例 平成12年3月17日公布 平成12年7月1日施行	空き缶等のゴミのポイ捨て、飼い犬のふんの放置、及びベットの遺棄等を防止することにより、環境美化を推進し、もって町民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い犬の所有者は飼い犬が公共 の場所等でふんをしたときは、ただちに回収し、持ち帰らなければならない ・勧告と命令		人口 登録犬 (制定時点)	約2万人 1,098頭
水戸市 (茨城県)	水戸市飼い犬のふん書等の防止に関す る条例 平成8年3月27日公布 平成8年10月1日施行	この条例は、飼い犬のふん書等の防止に関する意識の 高揚を図り、地域の環境美化の促進に寄与するため、飼 い犬のふん及び尿の処理等について、必要な事項を定 めることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	なし	人口 登録犬	26.8万人 12,754頭
日立市 (茨城県)	日立市飼い犬のふん害の防止に関する 条例 平成10年3月30日公布 平成10年10月1日施行	清潔で美しいまちづくりを推進し、もって良好な生活環境 の保全に寄与することを目的とする。	市の責務 市民の責務 飼い主の遵守事項 立入調査等 命令 罰則	回収命令書 (*日立市飼い 犬のふん害の防 止に関する条例 施行規則で規 定)	人口登録犬	約19.3万人 8,646頭
土浦市 (茨城県)	土浦市さわやか環境条例 平成6年9月29日公布 平成7年1月1日施行 (平成18年2月20日一部改正)	ごみのない、美しくさわやかな環境の形成を目指して市民、事業者及び市が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、清潔で快適な環境の確保に寄与することを目的とする。	飼い犬のふん害防止を目的として、飼い主の遵守事項と違反者に 対する指導を規定。	なし	人口登録犬	約14.3万人 8,618頭
古河市 (茨城県)	古河市飼い犬のふん害等の防止に関する条例 平成17年9月12日公布 平成17年9月12日旅行	飼い犬のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、 地域の環境美化の促進に寄与するため、飼い犬のふん 及び尿の処理等に関し必要な事項を定めることを目的と する。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	・指導報告書 ・勧告書 ・命令書	人口登録犬	約14.4万人 8,962頭
石岡市 (茨城県)	石岡市環境美化条例 平成17年4月1日公布 平成17年10月1日施行	市民が良好な環境のもと快適な生活を営むため、市、事業者及び市民が環境美化の観点から取り組むべき事項を定めることにより、清潔な環境のまちづくりの推進を図ることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 飼い主に対する指導		人口登録犬	約7.9万人 6,064頭
結城市 (茨城県)	結城市ごみ等の散乱防止に関する条例 平成18年12月19日公布 平成19年4月1日施行	清潔で美しい街の保全及び快適な生活環境の確保を図るため、ごみ等(空き缶、空き瓶その他の容器、タバコの吸殻、チューインガムのかみかす及び包装紙その他の投げ捨て又は放置による散乱性の高い廃棄物並びに飼い犬の散歩中の黄)の投げ捨て及び放置によるごみの散乱防止について、必要な事項を定めることにより、地域環境の保全美化を促進し、美しい街づくりに寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発 ・全戸チラシでの周知・実態調査	なし	人口登録犬	約5.2万人 3,602頭
龍ケ崎市(茨城県)	龍ケ崎市歩きたばこ・ポイ捨て等禁止条例 平成22年12月22日公布 平成23年5月30日施行	快適な生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)を確保するため、市、市民等及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、公共の場所における清浄保持、喫煙禁止区域の指定が成立の場所に対しる清浄保持、喫煙禁止区域の指定がある。	飼い主の遵守事項(飼い犬の遺棄 禁止・糞の放置禁止など)	勧告書 命令書 公表通知書 告知·弁明書 過料処分通知書 督促状	人口登録犬	約7.9万人 4,927頭
常陸太田市(茨城県)	常陸太田市ごみ等の散乱の防止に関する条例 平成10年3月24日公布 平成10年3月24日応行 (平成16年12月1日改正)	この条例は、清潔で美しい街の保全及び快適な生活環境の確保を図るため、ゴミ等の投げ捨てによる散乱を防止し、環境美化の促進を図ることを目的とする。	投げ捨てによる散乱性の高いごみ 並びに飼い犬の散歩中の糞害の 防止	飼い主のふん害 等勧告書・勧告 履行命令書	人口 登録犬 (制定時点)	約5.4万人 4.020頭
笠間市 (茨城県)	笠間市すみよい環境条例 平成18年3月19日公布 平成18年3月19日施行	ごみのない、美しく、さわやかな、すみよい環境の形成を 目指して市民、事業者及び市が一体となって取り組むべ き事項を定めることにより、清潔で快適な環境の確保に 寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・飼い主に対する指導		人口登録犬	約7.8万人 6,531頭
取手市 (茨城県)	取手市まちをきれいにする条例 平成10年12月25日公布 平成11年4月1日施行 平成17年12月22日一部改正	この条例は、空き缶等の散乱、歩行中の喫煙及び犬の ふん害の防止に関し、市、市民等、事業者及び土地所 有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する 施策の推進に必要な事項を定めることにより、市内の環 填美化の促進と市民の快適な生活環境の確保を図り もって清潔できれいなまちづくりに寄与することを目的と する。	市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	なし	人口登録犬	約10.9万人 6,236頭
牛久市 (茨城県)	牛久市環境美化の推進に関する条例 平成16年3月26日条例第3号改正 平成18年9月20日条例第32号	ゴミの投げ捨て、宣伝物等の放置及びふん書等のまち の美観を害する行為を市、事業者、市民等及び土地所 有者等が恊働し防止することについて必要な事項を定め ることにより、快適な生活環境の確保及び清潔で美しい まちづくりに資することを目的とする。	ペット類の飼い主は、ペット類が公 共の場所等で、ふんをしたときは、 直ちに回収し、持ち帰らなければ ならない。		人口登録犬	約8万人 4,500頭
つくば市 (茨城県)	つくば市きれいなまちづくり条例 平成19年6月26日公布 平成19年11月1日施行 平成23年4月1日改正施行	つくば市に暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受することができる清潔できれいなまちをつくることを目的とする。	飼い犬等のふん放置の禁止	飼い犬等のふん 放置 勧告	人口登録犬	約20.7万人 11,302頭

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
ひたちなか市 (茨城県)	ひたちなか市まちをきれいにする条例 平成18年3月30日公布 平成18年7月1日施行	清潔な美しいまちづくりを目指し、市、市民等、飼い主、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、ごみ等の投捨て及び犬のふん害を防止することを目的とする。	ごみ等の投捨て及び犬のふん害 の防止に関する措置、指導、意識 の啓発、高揚等 市民・飼い主・事業者・土地所有者 の遵守事項 指導及び勧告	※条例施行規則 中止·原状回復 命令書 立入書 動告書 勧告履行命令書	人口 登録犬 約15.8万人 6,197頁
鹿嶋市 (茨城県)	鹿嶋市まちをきれいにする条例 平成13年10月12日公布 平成14年4月1日施行	散乱ごみのない快適な生活環境を形成するため、市、事 業者、市民等及び土地所有者等の責務を明らかにする とともに、ごみ等のポイ捨て及び犬のふん害を防止し、 清潔な美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	ふん害 飼い犬のふんにより、公 共の場所等を汚すことをいう。		人口 約6.6万人 登録犬 4,590頭
潮来市 (茨城県)	潮来市環境美化条例 平成16年9月30日公布 平成17年1月1日施行	空き缶等の投げ捨て、湖岸等の美化促進、自転車・家具・家電製品等の放置、飼い犬のふん害、違反ごみ出しの防止について必要な事項を定めることにより、地域の環境保全の推進及び美観の保護を図るとともに、環境と調和した地域社会の構築に資することを目的とする。	・飼い犬のふんの放置の禁止 ・飼い主の遵守事項 ・飼い主に対する指導	なし	人口 約3.0万人 登録犬 2,413頭
守谷市(茨城県)	守谷市ポイ捨て等防止に関する条例 平成19年12月17日公布 平成20年5月30日施行	ポイ捨て、路上等喫煙及び飼い犬等のふん害(以下「ポイ捨て等」という。)の防止等に関して、市、市民等、事業者等の責務を明らかにするとともに、ポイ捨ての禁止、回収容器の設置、ポイ捨て等の禁止強化区域の指定その他の必要な事項を定めることにより、市内の環境美化の推進及び歩行者等の安全の確保を図り、もって清潔で快適な生活環境を保持することを目的とする。	・飼い犬のふん害防止に関する啓 発 ・飼い主の遵守事項	なし	人口 約6.3万人 登録犬 4,409頭
筑西市 (茨城県)	筑西市きれいなまちづくり条例 平成22年12月28日公布 平成23年4月1日施行	清潔できれいなまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、市民等が協働して地域の環境美化を図り、もって快適な生活環境の維持に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関す る啓発 飼い主の遵守事項 勧告、命令及び罰則	飼い犬のふん害 等勧告書 命令書	人口 約10.5万人 登録犬 7,100回
稲敷市 (茨城県)	環境美化条例 平成17年3月22日公布 平成17年3月22日施行	市民が清潔で快適な生活環境の確保と地域における環境美化の促進を図り、もってきれいなまちづくりに資する。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導		人口 約4,6万人 登録犬 3,974頁
かすみがうら市 (茨城県)	かすみがうら市環境美化に関する条例 平成17年3月28日公布 平成17年3月28日施行	地域の環境保全の推進及び美観の保護を図り、もって 環境に配慮した住民活動を促し、環境に調和した地域社 会を構築することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導	特になし	人口 約4.4万人 登録犬 3,183頁
桜川市 (茨城県)	桜川市を美しくする環境条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	この条例は、ごみのない美しくさわやかな環境の形成を 目指して市民、事業者及び市が一体となって取り組むべ き事項を定めることにより、清潔で快適な環境の確保に 寄与することを目的とする。	飼い主の遵守事項 指導		人口 約5.0万人 登録犬 3,213頁
神栖市 (茨城県)	神極市きれいなまちづくり推進条例 平成17年6月24日公布 平成17年8月1日施行	散乱ごみ等のない快適な生活環境を形成するため、市、 事業者、市民等及び土地所有者等の責務を明らかにす るとともに、ごみ等のポイ捨て及び犬のふん害を防止し、 清潔なきれいなまちづくりを目指すことを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関す る啓発 飼い主の遵守事項 指導		人口 約9.2万人 登録犬 6,476頭
鉾田市 (茨城県)	鉾田市まちをきれいにする条例 平成17年10月11日公布 平成17年10月11日施行	空き缶、吸い殻等の散乱及びその他の廃棄物の散乱を 防止することに関し、市、市民等、事業者及び土地所有 者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施 策の推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境 美化の促進と市民の快適な生活環境の確保を図り、もっ て清潔できれいなまちづくりに資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関す る啓発 市民の責務 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	なし	人口 約5.1万人 登録犬 4,787頁
つくばみらい市(茨城県)	つくばみらい市環境保全条例 平成18年7月3日公布 平成18年9月1日施行 (平成20年4月1日一部改正)	現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上において、環境を健全で恵み豊かなものとして享受する権利を有し、それを維持することが極めて重要であることにかんがみ、環境の保全についての市、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項そでの他の必要な事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって良好な環境を将来にわたって確保することを目的とする。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼い犬(猫)適 正管理勧告書	人口 約4.5万人 登録犬 3,162頁
小美玉市 (茨城県)	小美玉市環境美化条例 平成18年3月27日公布 平成18年3月27日施行	良好な環境の形成を目指して市、市民等及び事業者、 占有者が一体となって取り組むべき事項を定めることに より、その施策の総合勝計画的な推進を図り、持って清 潔で快適な環境を将来にわたって確保することを目的と する。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	なし	人口 約5.2万人 登録犬 5,006頭
大洗町 (茨城県)	大洗町環境美化の推進に関する条例 平成19年3月15日公布 平成19年4月1日施行	ごみの投げ捨て、ふん害及びその他まちの美観を害する行為を町、町民等、事業者等及び土地所有者等が協働し防止することについて必要な事項を定めることにより、快適な生活環境の確保及び清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 指導, 助言及び命令, 質問	(該当なし)	人口 約4.5万人 登録犬 3,162則

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備 (平成2	
阿見町 (茨城県)	阿見町環境美化条例 平成11年4月1日公布 平成11年4月1日施行	空き缶等の投げ捨て、自動車・家具・家電製品等の放置。飼い犬のふん客、違反ごみ出しの防止、空き地等の適正な管理並びに霞ヶ浦湖岸の美化促進等について必要な事項を定めることにより、地域の環境保全の推進及び美観の保護を図るとともに、空き缶等の散乱を防止、その回収による資源化を促進するための措置を講ずること等により、資源の有効利用を図り、もって環境に配慮した住民活動を促すとともに、環境と調和した地域社会の構築に資することを目的とする。	飼い犬のふん害防止 飼い主に対する指導	なし	人口登録犬	約4.8万人 3,264頭
河内町 (茨城県)	河内町ごみの散乱防止に関する条例 平成18年3月24日公布 平成18年4月1日施行	空き低、空き瓶、たばこの吸殻、包装紙等の散乱性の高いごみのボイ捨てによる散乱の防止について必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進を図り、もって快適な生活環境の確保を図ることを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項	なし	人口登録犬	約1.0万人 924頭
宇都宮市(栃木県)	宇都宮市みんなでごみのないきれいなま ちをつくる条例 平成20年6月30日公布 平成20年7月1日施行	ごみのないきれいなまちづくりを推進するために必要な 事項を定めることにより、市民及び来訪者が快適に過ご すことのできる「きれいなまち宇都宮を協働し、もって市 民の良好な生活環境の維持に資することを目的とする。	・飼い犬等の排泄した汚物の適正 処理 ・意識啓発 ・市民協働 ・指導、勧告、	·指導書 ·勧告書	人口 登録犬 (平成24年4 月1日時点)	約514,360人 24,490頭
足利市(栃木県)	足利市飼い犬猫のふん書等の防止に関する条例 平成16年7月1日公布 平成16年7月1日施行	飼い主の責任としての飼い犬猫のふん及び尿の処理等 に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬猫のふん 書等の防止に関する意識の高揚を図り、良好な生活環 境の保全とともに清潔で快適なまちづくりに寄与すること を目的とする。	・飼い犬猫のふん害等の防止に関する啓発・市民の協力・飼い主の遵守事項・指導及び勧告・委任・命令・罰則	・飼い犬猫のふ ん害等防止勧告 書 ・防止勧告履行 命令書	人口 登録犬 (平成23年度 末)	約15万人 8,632頭
日光市 (栃木県)	日光市飼い犬のふん害等の防止に関する条例 平成18年3月20日公布 平成18年3月20日施行	飼い主の責任としての飼い犬のふん及び尿の処理等に 関し必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害等 の防止に関する意識の高揚を図り、市民の良好な生活 環境の保全に寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告 ・委任	・飼い犬のふん 害等防止勧告書 ・防止勧告履行 命令書	人口 登録犬 (平成23年度 末)	約9万人 5,906頭
館林市(群馬県)	館林市みんなでまちをきれいにする条例 平成16年3月24日公布 平成16年10月1日施行	市、市民等及び事業者が協力して市内における河川等 の水質浄化及び環境美化に取り組むことにより、市民が 求める清潔できれいなまちづくりを目指すため必要な事 項を定めるものとする。	・飼い犬のふん害防止の啓発及び 監視体制の整備 ・飼い主の遵守事項 ・市民の協力、原状回復命令、公 表、罰金	・命令書 ・原状回復命令 の報告書	人口登録犬	約7.9万人 4,496頭
板倉町 (群馬県)	板倉町美しいまちづくり条例 平成17年3月17日公布 平成17年10月1日施行	光と水と緑につつまれた板倉町の生活環境を守りはぐく むため、町、町民及び事業者が協力して清潔で美しいま ちづくりを推進することを目的とする。	・飼い犬のふん害禁止 ・町民の協力 ・原状回復命令、過料	原状回復命令書	人口 登録犬	約1.6万人 1,588頭
明和町(群馬県)	明和町ポイ捨て及びふん害の防止に関 する条例 平成16年3月22日公布 平成16年10月1日施行	環境への負担の低減及び快適な生活環境の保全を図る ため、ポイ捨て及びふん害の防止について必要な事項 を定め、清潔で美しい街づくりを推進する。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・町民の協力 ・原状回復命令、過料	・命令書 ・原状回復命令 等報告書	人口 登録犬	約1.2万人 984頭
千代田町 (群馬県)	千代田町ごみのポイ捨て及びふん害の 防止に関する条例 平成16年9月14日公布 平成17年4月1日施行	ごみのボイ捨て及び犬のふん害の防止について必要な 事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進 し、もって快適な生活環境の保全に努めることを目的と する。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・町民の協力 ・原状回復命令、過料	原状回復命令の 報告書	人口登録犬	約1.2万人 1,003頭
大泉町 (群馬県)	大泉町ボイ捨て等の防止に関する条例 平成16年3月10日公布 平成16年10月1日施行	ポイ捨て等の防止に関し必要な事項を定めることにより、町、町民等、事業者及び所有者が一体となって清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・町民の協力 ・原状回復命令 ・過料		人口登録犬	約4.1万人 1,931頭
邑楽町 (群馬県)	邑楽町ごみのポイ捨て及び犬のふん害 の防止に関する条例 平成15年3月10日公布 平成15年10月1日施行	ごみのボイ捨て及び犬のふん害の防止について、必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を保全する。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・町民の協力 ・原状回復命令、過料		人口 登録犬	約2.7万人 2,521頭
みなかみ町 (群馬県)	みなかみ町環境美化に関する条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	この条例は、ボイ捨て、ふん害、落書き及び野焼き(以下 ボイ捨て等」という。)の防止について必要な事項を定 めることにより、町民等、事業者、所有者等及び町が一 体となり生活環境の保全と清潔で美しい町づくりの形成 に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告・命令・公表		人口 登録犬	約2.2万人 1,676頭
富岡市(群馬県)	富岡市きれいなまちづくり条例 平成16年9月22日公布 平成17年4月1日施行 (合併前) 平成18年3月27日公布 平成18年3月27日施行 (合併後)	この条例は、きれいなまちづくりを推進するため、市民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させ、市、市民等、事業者、所有者等の責任と役割を明確に示すとともに、それぞれが協力、連携し地域の環境を自ら守り、市民の誰もが安心して気持ちよく暮らせるまちにすることを目的とする。	- ふんの放置の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の連守事項 ・指導又は勧告、命令、公表、過料	·状況報告 ·勧告書 ·命令書 ·通知書	人口登録犬	約5.2万人 3,638頭

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式		情考 23年度)
下仁田町(群馬県)	下仁田町環境美化に関する条例 平成17年3月23日公布 平成17年10月1日施行	この条例は、町民一人ひとりの環境美化に対する意識を 向上させ、町、町民、事業者、所有者の責任と役割を明 確に示すとともに、それぞれが協力連携し、快適で安全 な生活環境のもとで誰もが安心して暮らせる町づくりに 資することを目的とする。	・ふんの放置の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導又は勧告、命令、公表		人口 登録犬	約0.9万人 707頭
中之条町 (群馬県)	中之条町環境にやさしいまちづくり条例 平成18年12月20日公布 平成19年4月1日施行	美しく良好で快適な環境の保全及び創出などの環境に やさしいまちづくりに関する基本理念を定め、町、町民等 及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全 等に関する施策の基本的事項を定め、これを総合的か つ計画的に推進することを目的とする。	・飼い主等に対しペットのふんの放置禁止		人口 登録犬	約1.7万人 1,707頭
安中市(群馬県)	安中市ボイ捨て等防止条例 平成18年3月18日公布 平成18年3月18日施行	この条例は、散乱ごみのない快適な生活環境の形成を 目指すため、ごみ等の散乱及びふん害の防止に関し必 要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりに 資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する措置、指導、啓発、及び施策・飼い主の遵守事項・市民の協力・指導、過料		人口 登録犬	約6.1万人 4,468頭
伊勢崎市 (群馬県)	伊勢崎市まちをきれいにする条例 平成18年3月27日公布 平成18年4月1日施行 (平成24年4月1日一部改正)	身近な生活環境の美化に関し、市、市民等、事業者及び 土地所有者等の責任と役割を明確に定めることにより、 それぞれが協力連携し、まちの環境美化に努め、もって 清潔できれいなまちづくりを推進することを目的とする。	・飼い主等に対し犬のふんの放置 の禁止 ・指導及び勧告、公表	·勧告書 ·公表	人口 登録犬	約21万人 12,690頭
鳩山町 (埼玉県)	鳩山町環境保全条例 平成6年12月15日公布 平成6年4月1日施行 (平成16年3月22日一部改正)	環境の保全についての町、町民及び事業者それぞれの 責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策 の基本的な事項その他の必要な事項を定めることによ り、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって 良好な環境を将来にわたって確保することを目的とす る。	・助言及び指導		人口 登録犬	約1.5万人 1,216頭
羽生市 (埼玉県)	羽生市飼い犬ぶん書等防止条例 平成7年3月30日公布 平成7年4月1日施行	飼い犬のふん害等防止に関する意識の高揚を図り、市 民の快適な生活環境の推進に寄与することを目的とす る	・飼い犬のふん害等防止に関する 密発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告		人口 登録犬	約5.6万人 3,439頭
毛呂山町 (埼玉県)	毛呂山町環境保全条例 平成8年4月2日公布 平成8年1月1日施行 (平成20年4月1日一部改正)	環境の保全に関し町、町民及び事業者それぞれの責務 を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることにより、その施策の総合的推進を図り、もって良好な環境を 確保することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導		人口 登録犬	約3.6万人 2,111頭
嵐山町 (埼玉県)	嵐山町環境保全条例 平成7年3月17日公布 平成7年10月1日施行 (平成23年6月10日一部改正)	環境の保全についての町、町民及び事業者それぞれの 責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策 の基本的な事項をの他の必要な事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって 良好な環境を将来にわたって確保することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告		人口 登録犬	約1.8万人 1,111頭
新座市 (埼玉県)	新座市飼い犬ふん書等防止条例 平成8年3月29日公布 平成8年4月1日施行 (平成13年6月1日一部改正)	飼い犬のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、 市民の良好な生活環境の維持に寄与することを目的と する。	・飼い犬のふん害等防止に関する 密発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、勧告、命令、公表	·指導書 ·勧告書 ·命令書	人口 登録犬	約16.1万人 7,493頭
飯能市 (埼玉県)	飯能市環境保全条例 平成8年3月29日公布 平成8年7月1日施行	市民が健康で文化的な生活を営む上において、良好な 環境が極めて重要であることにかんがみ、環境の保全 について、本市、市民及び事業者それぞれの責務を明ら かにし、環境の保全に関する基本的な事項その他の必 要な事項を定めることにより、その施策の総合的な推進 を図り、もって良好な環境を保全することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導及び助言		人口 登録犬	約8.2万人 5,064頭
日高市 (埼玉県)	日高市環境保全条例 平成9年9月30日公布 平成10年4月1日施行 (平成23年3月22日一部改正)	環境の保全と創造についての市、市民及び事業者それ ぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造 に関する基本的な事項その他の必要な事項を定めるこ とにより、その施策の総合的な推進を図り、もって良好な 環境を将来にわたって確保することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導		人口登録犬	約5.7万人 4,178頭
蕨市 (埼玉県)	蕨市さわやか環境条例 平成10年6月23日公布 平成10年7月1日施行	市民、事業者及び市の果たすべき責務を明らかにするとともに、ごみの散乱の防止、空き地及び空き家の適正な管理その他の必要な事項を定めることにより、これらの者が一体となって地域の環境美化を推進し、もって清潔でさわやかな生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導		人口 登録犬	約7.2万人 2,454頭
吉川市(埼玉県)	吉川市環境保全条例 平成10年3月23日公布 平成10年10月1日施行 (平成22年7月1日一部改正)	自然の保護、地域の美化及び環境汚染の防止について、市、市民及び事業者が果たすべき責務を明確にし、 もって環境の保全及び向上を図ることを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・命令		人口登録犬	約6.7万人 4,277頭

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式		備考 戊23年度)
坂戸市 (埼玉県)	坂戸市環境保全条例 平成9年12月18日公布 平成10年10月1日施行 (平成23年3月25日一部改正)	市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する必要な事項を定め、もって市民の健康と快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導又は勧告		人口 登録犬	約10.1万人 4,969頭
狭山市 (埼玉県)	狭山市ボイ捨ての防止に関する条例 平成11年7月1日公布 平成11年10月1日施行	市、市民及び事業者が協力して清潔できれいなまちづく りを推進し、もって快適な生活環境を確保することを目的 とする。	・市民の責務 ・ポイ捨ての禁止 ・行為の中止又は原状回復命令		人口 登録犬	約15.6万人 8,872頭
上尾市 (埼玉県)	上尾市ボイ捨て等の防止及び環境美化 の促進に関する条例 平成11年3月30日公布 平成11年10月1日施行	市、事業者及び市民等が一体となって環境美化の促進 を図り、もって快適な生活環境の保持に資することを目 的とする。	・飼い主の責務 ・禁止行為 ・勧告、命令、公表	·勧告書 ·命令書	人口 登録犬	約22.7万人 10,296頭
志木市 (埼玉県)	志木市ボイ捨て防止に関する条例 平成11年12月22日公布 平成12年2月1日施行	市、市民等、事業者及び市民団体の協働によるポイ捨て のない快適なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、 もって市民の生活環境の向上に資することを目的とす る。	・禁止行為 ・命令		人口 登録犬	約7.1万人 2,964頭
鶴ヶ島市 (埼玉県)	鶴ヶ島市の環境を保全する条例 平成11年12月22日公布 平成12年4月1日施行 (平成14年4月1日一部改正)	公害の防止、環境の美化等の推進を図り、もって市民の 健康で文化的な生活を保護するとともに、総合的に環境 の保全を図ることを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・飼い犬の管理 ・指導		人口 登録犬	約6.9万人 3,315頭
松伏町 (埼玉県)	松伏町環境保全条例 平成12年3月15日公布 平成12年10月1日施行 (平成18年6月1日一部改正)	環境の保全及び創造に関し、町、事業者及び町民の果たすべき責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する必要な事項を定め、もって町民の健康と快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	<ul><li>・飼い主の責務</li><li>・飼い主の遵守事項</li><li>・勧告、命令</li></ul>		人口 登録犬	約3.1万人 2,572頭
越谷市 (埼玉県)	越谷市まちをきれいにする条例 平成12年3月31日公布 平成12年10月1日施行	市、事業者及び市民等が協力して環境美化の促進を図り、もって快適な都市環境を確保し、清潔できれいなまちづくりを総合的に推進することを目的とする。	・飼い主等の責務 ・飼い犬のふんの放置の禁止 ・勧告、命令 ・罰則		人口 登録犬	約32.9万人 19,370頭
朝霞市 (埼玉県)	朝霞市ボイ捨ての防止に関する条例 平成12年3月21日公布 平成12年10月1日施行 (平成18年10月1日一部改正)	ポイ捨ての防止について必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。	<ul><li>・市民等の責務</li><li>・禁止行為</li><li>・勧告、公表</li></ul>	·勧告書	人口 登録犬	約13.1万人 4,183頭
和光市 (埼玉県)	和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬 のふんの放置の防止に関する条例 平成13年12月27日公布 平成14年4月1日施行	空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主等の責務 ・飼い犬のふんの放置の禁止 ・勧告、命令、公表	·勧告書 ·命令書	人口 登録犬	約7.8万人 2,496頭
八潮市 (埼玉県)	八湖市空き缶等のポイ捨で及び飼い犬 のふんの放置の防止に関する条例 平成16年9月28日公布 平成16年10月1日施行	市民、事業者及び市が協働して環境美化を推進すること により、清潔できれいなまちづくりの実現を図ることを目 的とする。	・飼い主等の責務 ・飼い犬のふんの放置の禁止 ・勧告、命令 ・罰則	·勧告書 ·命令書	人口 登録犬	約8.3万人 5,013頭
越生町 (埼玉県)	越生町環境保全条例 平成16年6月10日公布 平成16年10月1日施行	現在及び将来的な環境の保全に関し町、町民及び事業 者それぞれの責務を明らかにするとともに、基本的な事 項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な 推進を図り、もって良好な環境を確保することを目的とす る。	・飼い主の遵守事項 ・指導		人口 登録犬	約1.2万人 833頭
小川町 (埼玉県)	小川町環境保全条例 平成16年12月17日 平成17年4月1日施行	環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、町、町 民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項その 他の必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的 な推進を図り、もって良好な環境を将来にわたって確保 することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	·適正管理勧告 書	人口登録犬	約3.3万人 2.027頭
秩父市 (埼玉県)	株父市環境保全条例 平成17年4月1日公布 平成17年4月1日施行 (平成20年12月18日一部改正)	市、市民及び事業者それぞれの環境の保全についての 責務を明らかにするとともに、その施策の総合的な推進 を図るために必要な事項を定めることにより、良好な環 境を保全することを目的とする。	・飼犬のふん害等の防止		人口 登録犬	約6.7万人 4,482頭
小鹿野町 (埼玉県)	小鹿野町環境保全条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行 (平成22年12月13日一部改正)	町の優れた自然環境の保全及び生活環境の保全に関し、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、生活環境の保全に関する施策を終合的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康の保護及び安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	・飼犬のふん害等の防止		人口登録犬	約1.3万人 1,103頭
深谷市 (埼玉県)	深谷市ぐらしの環境美化条例 平成18年1月1日公布 平成18年1月1日施行	市内の環境美化の推進を図り、市民の快適なくらしの確保及び良好な環境の保全に寄与することを目的とする。	・犬のふんの放置の禁止 ・指導、勧告、命令、公表	·勧告書 ·命令書	人口 登録犬	約14.6万人 9,176頭
草加市 (埼玉県)	草加市ボイ捨て及び飼い犬のふんの放 置の防止に関する条例 平成18年3月24日公布 平成18年10月1日施行	市民、事業者、土地所有者等及び市が協働して環境美化の推進を図り、快適な都市環境を確保し、清潔できれいなまちづくりを実現することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い犬のふんの放置の禁止 ・勧告、命令 ・罰則	·勧告書 ·命令書	人口 登録犬	約24.4万人 13,542頭

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備 <sup>3</sup> (平成23	
宮代町(埼玉県)	宮代町きれいなまちづくり条例 平成18年6月12日公布 平成18年10月1日施行	町、事業者及び町民等がその責務を明らかにしながら、 それぞれが協働して環境美化を推進することにより、清 潔できれいなまちづくりの実現を図ることを目的とする。	・飼い主の責務 ・指導、勧告、命令 ・過料	· 勧告書 · 命令書 · 過料処分通知 書	人口登録犬	約3.3万人 1,970頭
富士見市(埼玉県)	富士見市をきれいにする条例 平成19年6月25日公布 平成19年10月1日施行	清潔で美しいまちづくりを推進し、もって安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。	・市民等の責務 ・放置の禁止 ・指導及び勧告	・勧告書	人口登録犬	約10.7万人 3,759頭
鴻巣市 (埼玉県)	鴻巣市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨 て並びに犬のふんの放置の防止に関す る条例 平成19年10月1日公布 平成20年1月1日施行	市、市民等、事業者及び土地所有者等が協働して環境 美化の促進を図り、もって快適な生活環境を確保し、安 心、安全できれいなまちづくりの推進に資することを目的 とする。	・市民等の責務 ・犬のふんの放置の禁止 ・勧告、命令 ・過料	·勧告書 ·命令書 ·過料処分通知 書	人口登録犬	約12.0万人 6,416頭
戸田市 (埼玉県)	戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす 条例 平成19年12月17日公布 平成20年6月1日施行	きれいで、安全で、快適な生活環境を確保し、戸田市に かかわるすべての人に愛されるようなきれいなまちを実 現することを目的とする。	・公共の場所等における飼い犬の ふんの回収 ・指導勧告		人口登録犬	約12.6万人 4,785頭
行田市 (埼玉県)	行田市愛犬条例 平成21年3月31日公布 平成21年4月1日施行	飼い主が愛情を持ってその飼い犬を飼養するとともに、 飼い主としての責任を持ち、飼い犬を適切にしつけること により、市民と飼い犬との共生に配慮しつつ、公衆衛生 の向上を図り、もって市民の快適な生活環境を確保する ことを目的とする。	- 飼い主の責務 - 飼い主の遵守事項 - 指導		人口登録犬	約8.6万人 5,724頭
久喜市 (埼玉県)	久喜市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬 のふんの放置の防止に関する条例 平成22年3月23日公布 平成22年3月23日施行	清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境 の保持に資することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い犬のふんの放置の禁止 ・飼い犬のふんの放置防止重点区域 指導、勧告、命令 ・科料		人口 登録犬	約15.5万人 9,178頭
習志野市 (千葉県)	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例 平成14年12月27日公布 平成15年4月1日施行	市、市民、事業者及び土地所有者等が一体となり、空き 缶等の投棄の防止、違反ごみ出しの防止並びに飼い犬 及び飼い猫のふんの放置防止を図ることにより、清潔で きれいなまちづくりを推進することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 登録犬 (制定時点)	約15.5万人 5,212頭
鎌ケ谷市 (千葉県)	鎌ケ谷市ごみの散乱のない快適なまち づくりに関する条例 平成17年9月30日公布 平成18年4月1日施行	この条例は、市、市民等、事業者及び土地所有者等が 一体となって、空き缶等のボイ捨てによるこみの散乱防 止策を講ずることにより、市内の環境美化を図るとも に、あわせて家庭、地域、学校等を通じ、環境美化の高 揚運動を展開し、もってひととまちの資質の向上を促し、 市民参加による快適な環境のまちづくりを確保すること を目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 指導及び勧告	飼い犬のふん害 等勧告書	人口 登録犬	10.9万人 5.827頭
市川市(千葉県)	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例 平成15年9月24日公布 平成16年4月1日施行 (平成22年4月1日一部改正)	市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持について 市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、 路上禁煙・美化推進地区の指定、公共の場所における 禁止行為等を定めることにより、健康で安全かつ清潔な 都市市川市の実現を図ることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告(路上禁煙・美化推 進地区外での違反) 過料((路上禁煙・美化推進地区内 での違反)	告知·弁明書 過料処分通知書 勧告書 措置命令書	人口登録犬	約46.9万人 17,700頭
松戸市(千葉県)	松戸市安全で快適なまちづくり条例 平成15年12月19日公布 平成16年4月1日施行	るとともに、犯罪の発生の防止及びめいわく行為の禁止	安全環境の確保 めいわく行為の禁止 勧告・罰則	勧告書 過料処分通知書	人口 登録犬	約48万人 19,103頭
我孫子市 (千葉県)	我孫子市さわやかな環境づくり条例 平成9年6月26日公布 平成10年1月1日施行 (平成16年12月28日一部改正)	清潔で快適な環境の確保並びに環境美化及び再資源 化の推進について、市、市民等、事業者等の責務を明ら かにし、空き任類、吸い穀類等の散乱防止、路上喫煙等 の防止、自動販売機の管理等に関し必要な事項を定め る。もって本条例は、清潔で、安全かつ快適な環境を確 保し、緑豊かな美しいまちづくりと資源循環型社会の構 築に寄与することを目的とする。	犬のふん害防止 空き缶類等ポイ捨て及び路上喫煙 等の禁止 禁煙重点地区の指定 自動販売機の設置届 自動車のアイドリングの自粛	ボイ捨て・路上喫煙等・犬のふん 害措置命令書 ボイ捨て・路上喫煙等・犬のふん 害事と犬のふん 標等・犬のふん 書	\	約13万4千 人 6,908頭
流山市 (千葉県)	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれ いにする条例 平成14年6月28日 平成14年10月1日 (平成22年7月1日一部改正)	市、事業者、市民等及び土地所有者等が一体となって 路上喫煙、ボイ捨て及び飼い主による動物のふん尿の 放置等を防止することにより、歩行者等の安全の確保及 びきれいなまちづくりの推進を図り、もって清潔で、安全 かつ快適な生活環境を確保すること	路上喫煙、ポイ捨て及び飼い犬の ふんの放置の禁止 ふん害等の防止に関する啓発 指導及び勧告	勧告書 告知·弁明書 過料処分通知書 身分証明書	人口 登録犬	約16.6万人 8,476頭

都道府県• 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式		考 3年度)
野田市 (千葉県)	野田市環境美化条例 平成9年3月31日公布 平成9年5月10日施行	事業者、市民等、所有者等及び市が一体となり、空き 缶、吸い殼及び飼い犬の排泄物等の生活環境を損ねる ものの散乱防止に努めることにより、生活環境を保全す るとともに市域の環境美化を促進し、もって快適な生活 環境の創造並びに公衆衛生及び公衆道徳の向上に資 することを目的とする。	各人の責務 市の指導、助言及び勧告		人口 登録犬	約15.5万人 10,742頭
四街道市 (千葉県)	四街道市まちをきれいにする条例 平成11年3月30日公布 平成11年11月1日施行	空き缶等及び吸殻等の散乱並びに飼い犬の糞の設置の 防止並びに自動車の適正な使用等に関し必要な事項を 定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保 護を図り、もって清潔で美しいまちづくりに資することを目 的とする。	飼い犬のふんの放置の禁止		人口 登録犬	約9万人 5, 685頭
八街市 (千葉県)	八街市さわやかな環境づくり条例 平成10年6月29日公布 平成10年11月1日施行	市民等、事業者、土地所有者及び市が一体となって清潔で美しい街づくりを進め、空缶等及び吸殻等の散乱防止並びに飼い犬のふんの放置防止について必要な事項をを定めることにより、さわやかな居住環境を確保することを目的とする。	放し飼いの禁止 ふん害防止		人口 登録犬	約7.3万人 6,134頭
白井市 (千葉県)	白井市まちをきれいにする条例 平成14年9月24日公布 平成15年4月1日施行	で美しいまちづくりを進めるため、空缶等及び吸殻等の 散乱の防止、落書きの防止並びに飼い犬のふんの放置	市の責務 飼い主の責務 投棄等の禁止 勧告 命令		人口 登録犬	約6.1万人 3,451頭
東金市 (千葉県)	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に 関する条例 平成12年12月27日公布 平成13年4月1日施行 (平成23年3月22日一部改正)	東金市民憲章の精神に基づき、環境を整え住みよいまちをつくるため、環境衛生の向上及び快適な市民生活に 支障となる行為の防止に関し必要な事項を定め、もって 生活環境の美化の推進と公衆衛生の向上に資すること を目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 登録犬	約6万人 4170頭
大網白里町 (千葉県)	大網白里町まちをきれいにする条例 平成22年3月23日公布 平成22年4月1日施行	町民等、事業者及び町が一体となって住みよいまちをつくるため、環境衛生の向上及び快適な町民生活に支障となる行為の防止に関い必要な事項を定め、もって生活環境の美化を推進し、公衆衛生の向上に資することを目的とする。	飼い犬及び愛がん動物の排泄物		人口 登録犬	約5.1万人 5,404頭
匝瑳市 (千葉県)	匝瑳市まちをきれいにする条例 平成18年1月23日公布 平成18年1月23日施行	空き缶等及び吸い殻等の散乱防止、飼い犬等の適正な 飼育管理、自動車の適正な使用並びに空地の適正な管 理に関し、市、市民等、事業者、土地所有者等及び飼い 主の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定める ことにより、環境美化の促進及び美観の保護を図り、もっ て清潔できれいなまちづくりに資することを目的とする。	市民の協力 飼い主の遵守事項責務 飼い主のふん害等の防止		人口 登録犬 (平成24年3 月31日時点)	約4.0万人 3,300頭
茂原市 (千葉県)	茂原市ポイ捨て条例 平成12年6月29日公布 平成13年1月1日施行	空き缶等及び吸殻等のボイ捨て並びに飼い犬のふんの 放置の防止について必要な事項を定めることにより、清 潔で美しいまちづくりの推進を図ることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関す る啓発		人口 登録犬	9.1万人 7,345頭
いすみ市 (千葉県)	いすみ市環境保全条例 平成17年12月5日公布 平成17年12月5日施行	いすみ市環境基本条例(平成17年いすみ市条例第119号)の本旨を達成するため、生活環境の保全等に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制を行うことにより、生活環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関す る啓発		人口 登録犬	約4.2万人 3122頭
勝浦市 (千葉県)	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例 平成14年9月26日公布 平成15年4月1日施行 (平成23年4月1日改正)	勝浦市の環境を良好に整え住みよいまちをつくるため、 環境衛生の向上及び快適な市民生活に支障となる行為 の防止に関し必要な事項を定め、もって生活環境の美化 の推進と公衆衛生の向上に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関す る啓発 鳴き声の管理に関する啓発		人口 登録犬	約2.1万人 1342頭
御宿町 (千葉県)	御宿町のきれいな海浜環境を守る条例 平成7年4月1日施行 (平成19年4月1日改正)	御宿町民及び町が一体となってきれいな海浜環境を守るため、空き缶等のごみの散乱や、犬の排せつ物の放置を防止するとともに、清掃活動の充実により、環境美化の促進を図り、清潔できれいな町づくりを目指すことを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関す る啓発		人口 登録犬	約0.8万人 583頭
君津市 (千葉県)	君津市まちをきれいにする条例 平成9年3月31日公布 平成9年10月1日施行	空き缶等及び吸穀等の散乱の防止等に関し、市、市民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとと もに、これらの施設に関する施設の推進の必要な事項を 定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保 護を図り、もって清潔できれいなまちづくりに資することを 目的とする。	る啓発 飼い主の遵守事項		人口 登録犬	約8.9万人 5,798頭
袖ケ浦市 (千葉県)	まちをきれいにする条例 平成9年3月28日公布 平成9年10月1日施行	空き缶等及び吸殻等の散乱の防止並びに飼い犬のふんの放置の防止に関し、市、市民等、事業者、土地所有者等及び飼い主の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	市、市民等、事業者、土地所有 者、飼い主の責務 飼い主のふん放置の禁止 他		人口 登録犬 (平成23年 度)	約6万人 4,167頭

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	(平)	備考 成23年度)
市原市(千葉県)	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例 平成9年3月18日公布 平成9年10月1日施行	市、市民及び事業者が一体となり、飼い犬が排せつした ふんを放置するなどのポイ捨て行為を防止することに よって、環境美化の推進を図ることを目的とする。	飼い主の責務事項 (屋外移動・運動時のふん処理用 具携行、排せつしたふんの回収・ 適正処理)		人口 登録犬	約27.9万人 19,055頭
千代田区(東京都)	安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例 平成14年6月25日公布 平成14年10月1日施行	区民が安全で快適に暮らせるまちづくりに必要な事項を 定め、区民等の主体性かつ具体的な行動を支援すると ともに、生活環境を整備することにより、安全で快適な都 市千代田区の実現を図る	・飼い主への啓発 ・改善命令及び公表		人口 登録犬	約4.8万人 1,520頭
台東区(東京都)	台東区ポイ捨て行為の防止に関する条例 平成9年9月26日公布 平成10年4月1日施行	ボイ捨て行為の防止について必要な事項を定めることに より、台東区におけるまちの環境美化の促進を図り、もっ て区民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。	(区民等の責務)「犬を散歩させる 場合は、ふんを持ち帰るための用 具を携帯し、犬がふんをしたとき は、その用具により処理すること。		人口登録犬	約17.1万人 6,455頭
江東区 (東京都)	江東区みんなでまちをきれいにする条例 平成9年10月14日公布 平成10年1月1日施行	空き缶・吸い殻等の散乱防止等に関し必要な事項を定めることにより、美しく快適な生活環境の保全を図り、 もって江東区のまちをきれいにすることを目的とする。	(区民等の責務)「飼い犬のふんを 公共の場所に放置すること」をして はならない。		人口 登録犬	約47.9万人 18,093頭
目黒区(東京都)	目黒区ポイ捨でなどのないまちをみんなでつくる条例 平成15年3月公布 平成15年7月1日施行 (平成19年11月30日一部改正施行)	区は、まちの環境美化を推進するためには、一人ひとりのモラルやマナーを一歩一歩着実に向上させていくことが何よりよりなります。清潔で美く快適な生活をすることができるまちづくりを推進していくため、強のできるまちづくりを推進していくため、でつる条例(16階、ボイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例(16階、ボイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例(16階、ボイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例では、「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という考えのもと、区、区民・事業者などが、それぞれまな的になりでの環境美化に取り組むことを定め、吸い設、空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置、公主、大に掲げる活動その他の公共の場所に以下単に「公共の場所」という。)で自ら生じさせた吸い設、空き伝統の場所」という。)で自ら生じさせた吸い設、空き伝統の場所、という。)で自ら生じさせた吸い設、空き伝統の場所、という。)で自ら生じさせた吸い設、空き伝統の場所、という。)で自ら生じさせた吸い設、空き伝統の場所、という。)で自ら生じさせた吸い設、空きたい。以は、次に掲げる活動をの他の公共の場所と以下空きた場が表した。(2)自己の所有し、又は管理する犬を散歩させるとき。(2)自己の所有し、又は管理する犬を散歩させるときり自己の別において、清掃活動を取り組むこと。(3)自宅の周辺において、清掃活動に取り組むこと。カも貴務を有する。(事業者の責務・有する。(事業者の責務・有する。2 吸い設、空き缶等の散乱の原因となる物の製造、加工、販売等を行う事業者は、まのの職乱の防止について、消費者に対する意識の替発その他必要な措置を請する意務を有する。(事業者によるの環境美化に関する区の施策に協力する意務を有する。(事業者によるの環境美化に関する区の施策に協力する意務を有り、第7条に関する区の場所に大の場所において、はならない。2 東と所有し、又は管理する者は、公共の場所に大の場所に大の場所に大の場所に大の場所に対してはならない。	条例では、「自分たちのまちは自分 たちできれいにする」という考えの もと、区、区民、事業者などが、それぞれ主体的に協働してまち、吸 収義、空き缶等のポイ捨て、失の ふんの放置、公共の場所での落書 きの3つの行為を禁止しています。		人口登録犬	約25.6万人 10,209頭
世田谷区 (東京都)	ポイ捨て防止等に関する条例 平成9年10月3日公布 平成10年4月1日施行 (平成16年4月1日一部改正施行)	まちの環境美化について区、区民等、事業者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止その他必要な事項を定める事により、清潔できれいなまちづくりを推進し、もって区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。	(区民等の責務)「飼い犬を散歩させるときは、ふんを処理するための用具を携帯し、飼い犬のふんをその用具により適正に処理する。		人口登録数	約84.2万人 34,944頭
渋谷区 (東京都)	きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例 平成9年12月2日公布 平成10年4月1日施行	「きれいなまち渋谷をみんなでつくる」という理念の下に、 たばこの吸い殻、空き缶等の投げ捨て及び落書きの防 止等で、美しく健全なまちづくりを総合的に推進する。	・飼い主の遵守事項 ・罰則(2万円以下の罰金)(犬のふんのみ)		人口 登録犬	約20.0万人 8,470頭
杉並区 (東京都)	杉並区生活安全及び環境美化に関する 条例 平成15年3月17日公布 平成15年10月1日施行 (平成16年11月1日改正)	生活安全及び環境美化について必要な事項を定めることにより、生活安全及び環境美化に関する区民等及び事業者の意識の高揚に動め、その自主的な活動を支援するとともに、地域の犯罪の防止及び環境美化を図り、もって安全で快適な杉並区をつくることを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告 ・罰則(モデル地区内において)		人口登録犬	約53.9万人 20,742頭
板橋区 (東京都)	エコポリス板橋クリーン条例 平成10年10月9日公布 平成11年2月1日施行 (平成16年7月1日一部改正施行)	ごみの投げ捨て等を防止し、地域の環境美化活動の一層の推進を図り、もって区民の良好な生活環境を確保すること。	・飼い主の啓発 ・区民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	その他(勧告通知書)	人口登録犬	約53.6万人 18,625頭
		<del>!</del>	1			

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式		i考 23年度)
練馬区 (東京都)	練馬区ボイ捨ておよび落書行為の防止 に関する条例 平成9年3月17日公布 平成9年7月1日施行 (平成22年4月1日一部改正施行)	ボイ捨ておよび落書行為の防止について必要な事項を 定めることにより、地域の環境美化の促進を図り、もって 区民の生活環境の向上に資することを目的とする。	・犬を散歩させるときは、ふんを持ち帰るための用具を携帯する。 ・犬のふんは持ち帰り、放置しない。 ・勧告一氏名公表	勧告通知書	人口 登録犬	約69.5万人 28,370頭
足立区 (東京都)	足立区歩行喫煙防止及びまちをきれい にする条例 平成9年10月28日公布 平成10年4月1日施行 (平成18年10月1日改正)	この条例は、喫煙による火傷その他の被害の防止及びまちの美化について足立区(以下「区」という。)、区民等、事業者及び団体等の責務を明らかにするととむに、歩行喫煙及びごみの散乱防止その他必要な事項を定め、各人がそれを実行することにより、快適な公共空間の確保及びまちの美化の推進を図ることを目的とする。	・飼い主の責務 ・禁止行為 ・罰則(2万円以下の罰金)		人口 登録犬	約66.9万人 25,522頭
葛飾区 (東京都)	葛飾区きれいで清潔な町を作る条例 平成17年3月29日公布 平成17年8月1日施行	きれいで清潔なまちづくりの推進に関し、区、区民等及 び事業所の責務を明らかにするとともにこれらの者が協 力して吸い殻等及び空き缶等をみだりに捨てる行為等の 防止に取り組むことにより、きれいで清潔なまちをつくり、 もって快適で住みよい地域社会の形成に寄与することを 目的とする。	・飼い主の啓発 ・区民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告		人口登録犬	約44.8万人 15,152頭
青梅市 (東京都)	青梅市ボイ捨ておよび飼い犬のふんの 放置の防止ならびに路上喫煙の制限に 関する条例 平成21年12月25日公布 平成22年1月1日施行	ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置を防止し、ならびに 路上喫煙を制限することにより、地域の環境美化を推進 し、かつ、安全で快適な生活環境を確保することを目的 とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害 等勧告書 命令書	人口登録犬	約13.9万人 7,338頭
府中市 (東京都)	府中市まちの環境美化条例 平成15年12月26日公布 平成16年4月1日施行	市、市民、事業者及び土地所有者が協力して、まちの環境美化を推進するために市内における空き缶等及び吸い設等の錯乱防止等について必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境を確保する。	・禁止行為に対する指導、勧告及 び罰則規定		人口 登録犬	約25.1万人 9,339頭
昭島市 (東京都)	昭島市まちをきれいにする条例 平成13年9月28日公布 平成14年4月1日施行	市、市民、事業者及び土地所有者が協力して市の区域 内におけるごみの散乱及び犬・猫のふんの放置を防止 することにより、快適な生活環境を確保することを目的と する。	・飼い主の啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告、委任 ・罰則(5万円以下の過料)		人口 登録犬	約11.4万人 4,935頭
小金井市 (東京都)	小金井市まちをきれいにする条例 平成9年12月3日公布 平成10年4月1日施行 (平成15年12月1日一部改正施行)	市民等、事業者、土地所有者等及び市が協力して市域 における空き缶等及び吸い殻等の投棄を防止し、清潔で 美しいまちづくりを推進するとともに、道路等における喫 煙による危険及び迷惑を防止するため、必要な事項を定 めることを目的とする。	・犬・猫のふん害防止 ・飼い主の遵守事項	命令書	人口 登録犬	約11.5万人 4,503頭
日野市 (東京都)	日野市みんなでまちをきれいにする条例 平成12年9月29日公布 平成12年10月1日施行 (平成20年4月1日一部改正施行)	この条例は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、まちの環境美化と資源の有効利用を推進するとともに、日野市環境基本計画におけて目標とする「ごみゼロ社会の実現」に向け、地域環境にあたえる負荷の低減と、市民意識の向上を図ることを目的とする。	<ul><li>・飼い主の遵守事項</li><li>・指導及び勧告</li><li>・罰則</li><li>・その他</li></ul>		人口 登録犬	約17.8万人 8,266頭
福生市 (東京都)	福生市清潔で美しいまちづくり条例 平成22年12月17日公布 平成23年7月1日施行	この条例は、市内におけるポイ捨て及び犬のふんの放置を防止し、並びに路上喫煙及び歩行喫煙を規制することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。			人口 登録犬	約5.9万人 2,863頭
清瀬市 (東京都)	清瀬市まちを美しくする条例 平成10年3月30日公布 平成10年5月1日施行	空き缶等、吸い殻等及び飼犬のフンの散乱の防止について、市、市民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等、吸い殻等の投棄及び飼犬のフンの放置の禁止、その他必要な事項を定めることにより、これらの者が一体となって地域の環境美化を推進し、潤いと安らぎのある都市環境に寄与することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・勧告及び命令 ・罰則(重点地域内の違反者に2千 円以下の罰金)	勧告書・命令書	人口登録犬	約7.3万人 2,690頭
東久留米市 (東京都)	東久留米市ポイ捨で等の防止及び路上 喫煙の規制に関する条例 平成17年6月23日公布 平成18年3月1日施行	市民及び事業者が協力し、ポイ捨て等を防止することに よりまちの美化の推進を図るとともに、路上喫煙を規制 することにより快適で安全な生活環境を確保することを 目的とする。	・自己が飼育し、または管理する犬 その他の動物のふんの放置禁止 ・犬等のふんの処理		人口 登録犬	約11.4万人 5,146頭
武蔵村山市 (東京都)	武蔵村山市空き缶・吸い殻等の散乱及 び大のふんの放置等の防止に関する条例 平成17年3月31日公布 平成17年4月1日(一部の規定は、平成 17年10月1日)施行	空き缶・吸い殻等の散乱及び犬のふんの放置等を防止 することにより、清潔できれいなまちづくりを推進すること を目的とする。	・飼い主の啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告、罰則		人口登録犬	約7,2万人 4.829頭
多摩市 (東京都)	多摩市まちの環境美化条例 平成24年3月30日公布 平成24年10月1日施行	路上喫煙等による他人への迷惑及び吸い穀、紙くず、空き缶その他のごみの散乱を防止するまちの環境美化を、 市が市民及び土地所有者等と協力して行うことによって、市民の良好な生活環境を確保し、安全で快適な美しいまちの実現を図る。			人口 登録犬 (制定時点)	約14.4万人 5,946頭

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
稲城市 (東京都)	稲城市まちをきれいにする市民条例 平成12年3月31日公布 平成12年10月1日施行	市民、事業者及び土地所有者(以下「市民等」)並びに市が協働して市内における空き缶等、吸穀及び一般ごみ等の散乱の原因となる投棄、4、猫のふん及び簡易広告物の放置並びにたん・つばの吐き出しを防止するため、市民等の創意による主体的な行動を推進する上で必要な事項について定め、もって清潔で美しい街づくりを進め、安全で快適な生活環境の確保・維持に寄与することを目的とする。	飼い主への犬・猫のふん放置防止 を啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 誘導、勧告及び命令		人口 約8.5万人 登録犬 3,811頭
羽村市 (東京都)	羽村市ボイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例 平成24年4月1日公布 平成24年7月1日施行 (平成24年10月1日罰則施行)	この条例は、羽村市美しいまちづくり基本条例(平成2年 条例第12号)に基づき、羽村市(以下「市」という。)の 区域内(以下「市内」という。)におけるポイ捨で及び飼い 大のふんの放置を禁止し、生活環境の保全及び向上を 図るとともに、市内における路上喫煙を制限し、市民が 健康で安心して生活することができる地域社会の実現に 資することを目的とする。	飼い犬のふんの放置の禁止に関する施策の推進 同啓発 市民等の協力 飼い犬のふんの放置の禁止 飼料の放置の禁止 指導・勧告・命令・過料の適用	動物の命継続を書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書子の書分書分書分書分書分書分書分表の一般定立書子の一般を定立る。 (本年) (本年) (本年) (本年) (本年) (本年) (本年) (本年)	人口 約5.8万人 登録犬 2.732頭
	羽村市美しいまちづくり基本条例 平成2年3月23日公布 平成2年4月1日施行	市民が健康で文化的な生活を営むうえに必要な良好な環境の確保と美化の促進を図るため、市長、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにし、美しいまちづくりを総合的に促進するための基本的事項を定め、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。	愛玩動物の飼育者の責務 飼育者の遵守事項		
大島町 (東京都)	大島町環境保護条例 平成17年3月22日公布 平成17年4月1日施行	この条例は、大島町の環境保護、回復及び創造(以下 「環境の保護等」という。)について基本理念を定め、大 島町、町民等及び事業者の責務を明らかにすると共に、 協働して環境の保護等に取り組むことができるよう町の 推進する基本的施策並びに活動について定め、更に総 合的かつ計画的な施策及びその推進体制について定め、 て、環境保護を図るためにごみの投げ捨て、ごみの散乱 等の防止、空き地の適正管理その他必要な対策を講じ て、縁の自然環境が町民の生活に欠くこと出来ないとい う、また、それ故に美しいまちづくりに資することを目的と する。	飼い主は、ふん害を防止し、町民等の良好な生活環境が損なわれないように努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。		人口 約0.8万人 登録犬 568頭
横須賀市 (神奈川県)	ポイ捨で防止及び環境美化を推進する 条例 平成9年3月27日公布 平成9年10月1日施行 (平成19年7月1日一部改正)		犬のふん等の汚物を適正に処理 し、公共の場所等を汚物で汚して はならない。 違反者は2万円以下の罰金に処す る。		人口 約41.3万人 登録犬 24,765頭
大磯町 (神奈川県)	大磯町美しいまちづくり条例 平成23年10月4日公布 平成24年4月1日施行	町、町民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにし、 環境への負担行為を低減するため必要な事項を定め、 もって地域の環境美化の推進と清潔でさわやかな生活 環境を確保することを目的とする。	飼い犬等のふんの放置等の禁止 町民等、事業者及び所有者等の 協力 指導及び勧告、命令 命令に違反したものは罰則	勧告書 命令書	人口 32,587人 登録犬 2324頭
逗子市 (神奈川県)	逗子市空き缶等の散乱防止等に関する 条例 平成10年6月22日公布 平成10年10月1日施行	市民等、事業者、市及び所有者等が一体となって、空き 缶等及び吸い競等の散乱を防止するとともに、美化・清 掃活動の充実に努めることにより、清潔で美しい街をつく り、かつ、資源の有効な利用を図り、もって良好な都市環 境の形成に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関す る啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項	なし	人口 約5.8万人 登録犬 3,860頭
小田原市 (神奈川県)	小田原市きれいなまちと良好な生活環境 をつくる条例 平成6年9月30日公布 平成7年4月1日施行	空き缶等、吸い殻等そのほかの廃棄物の散乱を防止し、並びに深夜における花火、落書き及び歩行中の喫煙その他の屋外の公共の場所における原理を規制することに関し、市、市民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進、美観の保護及び良好な生活環境の確保を図り、もって良好な環境の保全及び創造に寄与することを目的とする。	汚物の適正処理と悪臭、衛生害虫 等の発生の防止など	なし	人口 約19.7万人 登録犬 11.329頭
箱根町(神奈川県)	箱根町をきれいにする条例 平成13年6月25日公布 平成13年10月1日施行	地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、良好な 環境の保全及び創造に寄与することを目的とする。	(1)ふん等の汚物を適正に処理 し、悪臭、衛生害虫等の発生を防 止する。 (2)公共場所又は他人が所有する 等の土地や建物をふん等の汚物 で汚さない。	飼い犬のフン害 等 ・勧告書 ・命令書	人口 約1.3万人 登録犬 682頭

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
茅ヶ崎市 (神奈川県)	茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例 平成14年3月27日公布 平成14年6月1日施行 (平成19年7月1日改正)	この条例は、美しく健康的な生活環境を守るための行動 の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、市域の美観の保持及び健康的な生活環境の保全に 資することを目的とする。	・飼育動物の迷惑防止 ・飼育犬のふん投棄及び放置防止	なし	人口 約23.6万人 登録犬 約14.505頭
寒川町 (神奈川県)	寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例 平成19年3月27日公布 平成19年7月1日施行	町民等、事業者、所有者等及び町が協力し行動することにより、地域の環境美化を推進し、もって健康的な生活環境の保全及び向上を図ることを目的とする。	動物の適正管理と犬が公共の場 所等でふんをした時は放置しては ならない。違反者は2万円以下の 罰金に処する。	なし	人口 約4.7万人 登録犬 3.065頭
三浦市 (神奈川県)	「まちをきれいに」みんなで守る条例 平成15年3月24日公布 平成15年7月1日施行	地域の美観の保持及び安全で健康的な生活環境の保全を図り、もって良好な都市環境の創造に寄与することを目的とする。	(愛がん動物の適正管理等)第7条 2 市民等は飼育し、又は管理する 大が公共の場所等でふんをしたと きは、そのふんを投業し、又は放 置してはならない。	なし	人口 約4.8万人 登録犬 2,993頭
秦野市 (神奈川県)	秦野市ごみの散乱防止等に関する条例 平成8年9月27日公布 平成9年4月1日施行	市、市民等及び事業者が一体となってごみの散乱を防止するとともに、不法投棄に対する措置その他必要な事項を定めることにより、まちを美化する心をはぐくみ、もって本市における良好な環境を確保することを目的とする。	・不法投棄等(飼い主のふん害等 の防止含む)に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	なし	人口 約17.0万人 登録犬 10,200頭
厚木市(神奈川県)	厚木市みんなで守る美しい環境の町づく り条例 平成15年3月31日公布 平成15年10月1日施行 (平成22年4月1日改正)	市、市民等及び事業者が一体となって守るべき事項を定め、環境美化を推進し、もって美しい環境のまちづくりの 実現を目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 前民の協力 指導及び勧告	なし	人口 約22.4万人 登録犬 13,290頭
愛川町(神奈川県)	愛川町みんなで守る環境美化のまち条例 平成23年12月20日公布 平成24年4月1日施行	環境美化の推進に関し、町、町民等、事業者及び土地 所有者等の責務を明らかにするとともに、良好な生活環 境の保全のために必要な事項を定めることにより、きれ いで住み良い環境のまちづくりを推進することを目的と する。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 前民の協力 指導及び勧告	なし	人口 約4.3万人 登録犬 3,173頭
大和市 (神奈川県)	大和市ポイ捨て等の防止に関する条例 平成22年10月1日公布 平成22年10月1日施行	市民等、事業者及び市の相互協力のもとでポイ捨てや 犬のふんの放置を防止することにより、ごみの散乱のない清潔できれいなまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	公共の場所でふんをした際の回収、自宅に持ち帰り適正に処理する事を義務づけ	なし	人口 22.8万人 登録犬 11,556頭
綾瀬市 (神奈川県)	綾瀬市ごみの投棄防止によるきれいなま ちづくり条例 平成19年3月23日公布 平成19年7月1日施行	ごみの投棄防止によるきれいなまちづくりについて、市、 事業者、市民等及び土地所有者等の責務を明らかにす るとともに、空き缶等、吸い殻等及び粗大ごみ等の投棄 防止について必要な事項を定め、きれいなまちづくりを 推進する	・飼い主のふん回収用具携行、ふ ん回収の義務 ・報告、立入調査の規定	立入検査証	人口 8.3万人 登録犬 5,967頭
南足柄市 (神奈川県)	南足柄市美しい環境をつくる条例 平成9年12月13日公布 平成9年7月1日施行 (平成17年4月1日改正)	南足柄市環境基本条例(平成8年南足柄市条例第19号) の本旨を達成するため、空き缶等、吸い穀等その他の廃 棄物の散乱の防止について必要な事項を定めることに より、地域における環境美化の促進及び美観の保護を 図り、もつて潤いと安らぎのある都市環境の創造に寄与 することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関す る啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項	なし	人口 4.4万人 登録犬 2.836頭
開成町(神奈川県)	開成町きれいなまちをつくる条例 平成21年3月13日公布 平成21年7月1日施行	空き缶等及び吸殻等の散乱を防止するとともに、地域の 環境美化活動に努めることにより、まちを美化する心を	飼い主のふん害等の防止に関す る啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 罰金	なし	人口 1.7万人 登録犬 1,067頭
藤沢市(神奈川県)	藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例 平成19年6月29日公布 平成19年7月20日施行	きれいで住みよい環境づくりを進めるために、市、市民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、地域の環境美化の促進及び空き缶の投棄、路上喫煙等の防止に関レ必要な事項を定め、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、勧告、命令及び罰則	·勧告書 ·命令書	人口 41.5万人 登録犬 22.930頭

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備 (平成2	-
新潟市(新潟県)	新潟市ぼい捨て等及び路上喫煙の防止 に関する条例 平成20年7月1日公布 平成20年10月1日施行	吸い設、空き缶等のぼい捨て等美観を害する行為及び 路上喫煙により他人の身体を害する行為を市、市民等 及び事業者の協働により防止することについて必要な事 項を定めることにより、快適な生活環境の確保に資する ことを目的とする。	飼い主等のふんの回収等		人口 登録犬	約80万人 38,389頭
阿賀野市 (新潟県)	阿賀野市ごみの散乱防止等に関する条例 平成16年4月1日公布 平成16年4月1日施行	ごみの散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い主へのふん害防止に関する 啓発	なし	人口 登録犬	4.7万人 2,653頭
新発田市(新潟県)	新発田市環境美化推進条例 平成12年3月21日公布 平成12年10月1日施行 (平成17年5月1日改正)	この条例は、新発田市の環境美化を図るため、ごみの 投げ捨て、ごみの散乱及び飼い犬のふん害の防止並び に空き地の適性管理その他必要な対策を講ずることに より、美しく住みよいまちづくりに資することを目的とす る。	飼い主の責務 飼い主の遵守事項 指導及び助言 勧告及び命令 立入調査 罰則	勧告書命令書	人口登録犬	約10万人 5,606頭
胎内市(新潟県)	胎内市環境美化推進条例 平成17年9月1日公布 平成17年9月1日施行 (平成21年4月1日改正)	この条例は、市の環境美化を図るため、ごみの投げ捨て 及び散乱並びに飼い大等のふん害の防止その他必要な 対策を講ずることにより、もって美しく住みよい地域づくり に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害 等勧告書 命令書 通知書	人口 登録犬 (制定時点)	約3,1万人 1,587頭
聖籠町(新潟県)	聖龍町環境美化推進条例 平成12年3月24日公布 平成12年10月1日施行 (平成15年7月7日一部改正)		飼い主のふん害等の防止に関する啓発 自発的な市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		登録犬 (平成24年4 月1日時点)	1.3万人 1,040頭
村上市(新潟県)	村上市ごみの散乱等防止条例 平成20年4月1日公布 平成20年4月1日施行	有者等及び飼い主の責務その他の必要事項を定めると ともに、岩船地域と連携して、ごみ散乱及びふん害を防	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害 等 勧告書 命令書	人口登録犬	約6.7万人 3,231頭
関川村(新潟県)	関川村ごみの散乱等防止条例 平成12年12月26日公布 平成13年4月1日施行 (平成20年3月22日改正)	村の環境美化の推進について、村、村民等、事業者、所 有者等及び飼い主の責務その他必要事項を定め並びに 岩船広域と連携して、ごみの散乱及びふん書を防止する ことにより、快適な生活環境を確保し、清潔で美しいむら づくりを進めることを目的とする。	飼い主の要件 容器入り飲料の説明 回収容器の要件 飼い犬のふん害等の関する啓発	なし	人口登録犬	6,527人 324頭
粟島浦村 (新潟県)	粟島浦村ごみの散乱等防止条例 平成12年12月21日公布 平成13年4月1日施行	有者等及び飼い主の責務その他の必要事項を定めると 共に、岩船地域と連携して、ごみの散乱及びふん害を防	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害 等勧告書 命令書 通知書	人口 登録犬	約350人 一頭
五泉市(新潟県)	五泉市空き缶等散乱及びふん害の防止 に関する条例 平成18年1月1日公布 平成18年1月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び飼い犬のふん害を 防止することにより、地域の環境美化と快適な生活環境 の保全を図り、清潔で美しい街づくりに資することを目的 とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 指導、勧告、命令、調査、公表	・ふん害防止 ・飼い犬の立入 防止勧告書 ・命令書	人口登録犬	約5.5万人 2,460頭
燕市(新潟県)	燕市ポイ捨て等防止条例 平成18年3月20日公布 平成18年3月20日施行	ボイ捨てによる空き缶その他の廃棄物の散乱及び飼い 大等のふん害を防止しすることにより、地域の環境美化 と快適な生活環境の保全を図り、清潔で美しいまちづくり に資することを目的とする。	・飼い主の責務 ・指導及び助言(市長) ・勧告(市長)、命令(市長) ・公表(市長)、過料	・勧告書(ポイ捨 て等と兼用) ・勧告履行命令 書(ポイ捨て等と 兼用)	人口 登録犬	約8.3万人 3,737頭
三条市(新潟県)	三条市ポイ捨て等防止条例 平成18年3月23日公布 平成18年8月1日施行	ボイ捨てによるたばこの吸い殻、空き缶等の散乱及び飼い犬のふん害の防止に関し必要な事項を定めることにより、市、市民等、事業者及び土地所有者等が協働して清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境の確保に資することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い主のふん改修義務 ・指導及び助言(市長) ・勧告(市長)、命令(市長)	・勧告書(ポイ捨 て等と兼用) ・命令書(ポイ捨 て等と兼用)	人口登録犬	約10.3万人 4,809頭
田上町(新潟県)	田上町環境美化推進条例 平成20年12月19日公布 平成21年4月1日施行 (罰則規定は平成21年9月1日から)	町、町民等、事業者及び土地所有者等が協働して良好 な生活環境の保全及び生活環境の美化を推進すること により、快適な生活環境を保全し、清潔で美しいまちづく りに寄与することを目的とする。	・飼い主の責務 ・ふんの回収義務 ・勧告(町長)、命令(町長) ・公表(町長)、過料	なし	人口登録犬	約1.3万人 627頭
弥彦村 (新潟県)	弥彦村環境美化条例 平成11年3月26日公布 平成11年7月1日施行	この条例は、歴史と伝統のある郷土の環境美化を進めるため、村、事業者、村民等及び所有者等の責務その他必要な事項を定め、ごみの投げ捨て及び飼い犬のふん財置を防止することにより、快適な生活環境を確保し、もって清潔で美しいむらづくりに資することを目的とする。	・飼い犬のふんの放置の禁止 ・勧告(村長)、命令(村長)、立入 調査(村長)、罰則	・飼い犬のふん 害等勧告書 ・勧告履行命令 書	人口登録犬	約9千人 444頭

都道府県• 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備: (平成23	
見附市 (新潟県)	見附市ふるさと美化条例 平成16年6月24日公布 平成16年10月1日施行	この条例は、市、市民等、事業者及び空き地の所有者等が一体となつて、それぞれの責務を果たしながら、良好な生活環境の保全と環境の美化を推進し、市民が誇れる美しいふるさとづくりに資することを目的とする。	- 飼い主の遵守事項 - 指導 - 勧告及び命令 - 立入調査 - 罰則	·勧告書 ·命令書	人口 登録犬	約4.2万人 1,463頭
長岡市 (新潟県)	長岡市生活環境の保全 及び美化に関する条例 平成15年12月26日公布 平成16年10月1日施行 (平成22年3月31日改正)	この条例は、市民の参加と協働による美しいまちづくりを行い、うるおいと魅力にあふれる生活環境の創造を図るため、良好な生活環境の保全及び生活環境の美化(以下「生活環境の保全及び美化」という。)に対する市、市民、事業者等の景秀を明らかにするとと村に、良好な生活環境を保全し、及び生活環境の美化を推進するための措置について、必要な事項を定めることを目的とする。	・犬等のふんの適正処理 ・助言及び指導 ・勧告及び命令 ・公表 ・立入調査	·勧告書 ·命令書	人口登録犬	約28.2万人 10,706頭
出雲崎町 (新潟県)	出雲崎町環境美化推進条例 平成14年3月25日公布 平成14年3月25日施行 (平成18年1月1日改正)	この条例は、先人の英知と努力により開拓され、町民の 生活基盤を築いてきた本町の環境を保全し、また、環境 美化に対する意識容発を行い、環境破壊の原因となる ごみの不法投棄等の防止に関し、必要な事項を定め、 町、町民等、事業者及び土地所有者等が協力して清潔 で美しいまちづくりを推進し、もって良好な生活環境を確 保することを目的とする。	・飼い主の責務 ・指導 助言又は勧告、命令 ・公表 ・立入調査	・出雲崎町環境 美化推進につい ての勧告書 ・出雲崎町環境 美化推進につい ての命令書	人口登録犬	約0.5万人 203頭
魚沼市 (新潟県)	魚沼市ごみの散乱及びふん害防止条例 平成17年3月28日公布 平成17年4月1日施行	空き缶、吸い殻等の散乱及び飼い犬等のふん害を防止 することにより、清潔で美しいまちづくりを推進することを 目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	·勧告書 ·命令書	人口登録犬	約4万人 1,637頭
妙高市 (新潟県)	妙高市ごみの散乱防止に関する条例 平成8年12月19日公布 平成9年4月1日施行 (平成17年10月1日一部改正)	市の環境美化の推進について、市、市民等、事業者及び占有者等の責務その他の必要事項を定め、ペットの ふん等を含めたごみの散乱を防止することにより、快適 な環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを進めることを 目的とする。	・市民等の責務 ・禁止行為 ・勧告及び命令 ・公表 ・罰則	·勧告書 ·命令書	人口 登録犬	約3.5万人 1,848頭
糸魚川市 (新潟県)	糸魚川市環境美化推進条例 平成18年3月22日公布 平成18年4月1日施行	良好な生活環境の保全及び生活環境の美化並びにご みの減量化を推進することにより、美し町づくりに寄与す ることを目的とする。	・飼い主の責務 ・指導及び助言 ・勧告並びに命令 ・罰則	·勧告書 ·命令書 ·過料処分通知 書	人口登録犬	約4.7万人 1,907頭
佐渡市 (新潟県)	佐渡市ボイ捨て等の防止に関する条例 平成20年12月26日公布 平成21年4月1日施行	ボイ捨てによる空き缶等その他の廃棄物の散乱及び飼い犬のふん害を防止することにより、地域の環境美化及び快適な生活環境の保全を図り、清潔で美しい島づくりに資することを目的とする。	- 飼い主の責務 - 飼い主の遵守事項 - 指導・改善 - 罰則(過料)	・勧告書(ポイ捨て等と兼用) ・告知書(ポイ捨て等と兼用) ・告知書(ポイ捨て等と兼用) ・弁明書(ポイ捨 で等と兼用) ・適料処分決定 通知書(ポイ捨て 等と兼用)	人口登録犬	62,184人 2,815頭
黒部市 (富山県)	黑部市環境美化促進条例 平成18年3月31日公布 平成18年3月31日施行	市、市民等、事業者及び飼い主が一体となって、空き缶等のポイ捨て、領い大等のふん害防止及び自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図ることにより、快適な生活環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	特になし	人口登録犬	約4.2万人 2,172頭
入善町 (富山県)	入善町ポイ捨で防止に関する条例 平成11年3月19日公布 平成11年4月1日施行	町、町民等及び事業者が一体となって空き缶等の散乱 及びポイ捨てを防止することにより、清潔できれいな街づくり、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	指定なし	人口 登録犬	約2.7万人 1,128頭
朝日町 (富山県)	朝日町不法投棄の防止等に関する条例 平成14年3月22日公布 平成14年8月1日施行	町、町民等、事業者及び飼い主が一体となつて、空き缶等のポイ捨てを含む不法投棄及び飼い犬のふん害を防止することにより、地域の環境美化を推進し、もつて美しい自然と快適な生活環境を保持することを目的とする。	飼い主のふん害の防止 町民の協力 指導、勧告、命令、公表	勧告書 命令書	人口 登録犬	約1.3万人 519頭
魚津市 (富山県)	魚津市まちの環境美化推進条例 平成15年10月1日公布 平成16年4月1日施行	まちの良好な生活環境の保全と美化を推進するため、 市、市民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らか にするとともに、美化を損なう行為の禁止等及び市民の 自発的な環境美化活動の推進について必要な事項を定 め、市民の手による美しいまちづくりに寄与することを目 的とする。	市民等の責務、協力、飼い犬のふ んの放置の禁止、指導又は勧告	勧告書 命令書 通知書	人口登録犬	約4.5万人 1,817頭
高岡市 (富山県)	高岡市市民の手による美しいまちづくり 推進条例 平成17年11月1日公布 平成17年11月1日施行	市民自らの手によるまちの良好な生活環境の保全と美化を推進するため、前文に掲げる基本理念に基づき、市、市民等、事業者、公共的団体等及び土地等管理者の責務を明らかにするとともに、まちの良好な生活環境の保全と美化を損なわないようにするための努力と損なう行為の禁止等及び市民の自発的活動の促進について必要な事項を定めることにより、市民の参加と協働による清潔で住み良いまちの創造を目指し、もって潤いと魅力にあふれる快適環境の確保に資することすることを目的とする。	犬の飼い主の責務 禁止行為 勧告 命令 公表	勧告書(禁止行 為用) 命令書	人口 登録犬 (平成23年度 末時点)	約17.6万人 7,164頭

都道府県• 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備: (平成2:	
金沢市 (石川県)	金沢市におけるぼい捨て等のない快適 で美しいまちづくりの推進に関する条例 平成24年3月26日公布 平成24年4月1日施行	本市におけるぼい捨て、飼い犬等のふんの放置及び路上喫煙等のない快適で美しいまちづくりについて、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、ぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりを推進するための基本となる事項等を定めることにより、市、市民等及び事業者が一体となってぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりを総合的に推進し、もって良好な生活環境の確保に資することを目的とする。(ぼい捨ての禁止)第12条 市民等は、ぼい捨てをしてはならない。(飼い犬等のふんの放置の禁止)第13条 市民等は、飼い犬等を連れている場合に当該飼い犬等がふんをしたときは、当該ふんをみだりに放置してはならない。	ぼい捨ての禁止 飼い犬等のふんの放置の禁止	なし	人口登録犬	約46.2万人 17.367頭
羽咋市 (石川県)	羽咋市環境保全条例 平成12年3月27日公布 平成12年10月1日施行 (平成13年10月5日改正)	本市の良好な環境の保全と創造についての基本原則を 定め、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確 保することを目的とする。 条例で「飼い主の遵守事項」について規定している。	・糞処理用具の携帯 ・糞の適正処理	なし	人口 登録犬	約2.3万人 1,135頭
加賀市 (石川県)	加賀市生活環境保全条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	生活環境の保全に関し必要な事項を定め、もって市民の 良好な生活環境の確保に資することを目的とする。	・糞放置の禁止 ・糞回収用具の携帯 ・指導、勧告及び公表	なし	人口 登録犬	約7.2万人 3,541頭
穴水町 (石川県)	穴水町環境美化条例 平成21年12月17日公布 平成22年4月1日施行	町、事業者、町民等及び土地所有者等が協力して、地 域環境の美化及び資源の有効活用を促進し、穴水町の 美しい自然と快適な生活環境の確保に資することを目的 とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の責務 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	なし	人口 登録犬	約0.9万人 462頭
内灘町 (石川県)	内灘町環境美化条例 平成10年3月13日公布 平成10年4月1日施行	内灘町のごみのない美しい生活環境の形成を目指して町民、事業者及び町が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、清潔で快適な環境の確保に寄与することを目的とする。(飼い犬のふんの回収) 第十条 飼い犬を所有する者又は飼養管理する者は、自らが所有し、又は飼養管理する犬が公共の場所及び他人が所有し、よ有し、又は管理する場所でふんをしたときは、直ちにこれを回収しなければならない。	飼い主のふん害等の防止に関す る啓発	なし	人口登録犬	約2.6万人 1,368頭
能美市 (石川県)	能美市廃棄物の減量化及び適正処理等 に関する条例 平成17年2月1日公布 平成17年2月1日施行	この条例は、廃棄物の排出の抑制及び再利用の促進に よる廃棄物の減量化を推進し、廃棄物の適正な処理並 びに地域の清潔を保持することにより循環型社会の形 成を推進し、資源の有効な利用、生活環境の保全及び 公衆衛生の向上を図り、もって市民の豊かで快適な環境 の形成に寄与することを目的とする	・ベット等の飼い主及び飼育管理 する者は、ベット等を屋外に連れ出 すときは、排泄物等の処理用具を 携行し、ベット等の排出物を持ち帰 らなければならない。	なし	人口登録犬	約4.9万人 2,434頭
宝達志水町 (石川県)	宝達志水町環境保全条例 平成19年3月30日公布 平成19年4月1日施行	この条例は、本町の良好な環境の保全と創造について の基本原則を定め、町、町民等、事業者、土地所有者等 の責務を明らかにするとともに、環境に関する施策の基 本的な事項を定め、環境施策を総合的かつ計画的に推 進し、もつて現在及び将来の町民の健康で文化的な生 活を確保することを目的とする。	・愛がん動物の飼い主等の義務 ・飼い主の遵守事項	なし	人口登録犬	約1.4万人 804頭
野々市市(石川県)	野々市市環境美化推進条例 平成9年9月22日公布 平成10年4月1日施行	第9条 市内の環境美化の推進に関し、市、市民、事業者 及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、空き 布等その他の廃棄物の散乱の防止、空き地の管理及び 回収容器の設置について必要な事項を定めることによ り、市民の快適な生活環境の確保に寄与することを 目 的とする。	飼い犬のふん害等の防止	飼い犬のふん害 等・勧告書・命令書・公表	人口登録犬	約4.7万人 1,573頭
津幡町(石川県)	津幡町環境美化推進条例 平成24年4月1日公布 平成24年4月1日施行 一部平成24年10月1日施行	津幡町のごみのない美しい生活環境の形成を目指して 町、町民及び事業者が一体となって取り組むべき事項を 定めることにより、清潔で快適な環境の確保に寄与する ことを目的とする。	・飼い主による動物等の適正な管 ・ 黄回収用具の携帯 ・指導、勧告、命令、公表 ・ 罰則	飼い犬のふん害 等 ・勧告書 ・命令書 ・公表	人口登録犬	約3.5万人 2,064頭
福井市(福井県)	福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例 平成8年12月25日公布 平成9年10月1日施行	この条例は、空き缶等の散乱及びふん害の防止について、必要な事項を定めることにより、清潔でうつくしいまちをつくり、もって生活・交流都市としての快適な都市環境の形成に資することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い主の回収義務	飼い犬のふん害 等 ・勧告書 ・命令書	人口 登録犬	約26.6万人 11,416頭
大野市 (福井県)	大野市環境美化推進条例 平成12年6月29日公布 平成12年7月20日施行	捨て及び散乱の防止、愛玩動物のふん害の防止並びに 空き地の適正管理について必要な事項を定めることによ	1 市の責務 2 市民等の責務 3 事業者の責務 4 土地所有者等の責務 5 飼い主の遵守事項 7 隣接市町町との連携 8 指導及び命令 9 勧告及び命令		人口登録犬	約3.4万人 1,633頭

都道府県· 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成234	
勝山市(福井県)	勝山市環境美化推進条例 平成12年6月28日公布 平成12年7月20日施行	この条例は、勝山市の環境美化を図るため、ごみの投げ捨て、ごみの散乱防止及び愛玩動物の適正飼育並びに空き地の適正管理その他必要な対策を講ずることにより、清潔で美しい街をつくり、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。	1 市の責務 2 市民等の責務 3 事業者の責務 4 土地所有者等の責務 5 愛玩動物の飼育者の責務 6 ごみ不法投資の禁者 7 愛玩動物の飼育者の遵守事項 8 損保市村の連携 8 指導及び助言 9 勧告及び命令		人口 登録犬 (平成22年度)	約2.5万人 1,188頭
鯖江市(福井県)	鯖江市市民環境条例 平成13年12月25日公布 平成14年4月1日施行 (平成22年9月28日改正)	この条例は、鯖江市環境基本条例(平成9年鯖江市条例 第11号)の基本理念にのつとり、市民が健康で文化的な 生活を確保するため、地球環境、自然環境および生活 環境の保全に関し必要な事項を定め、市民、民間団体、 事業者および市が一体となり、環境への負荷の少ない 持続的な発展が可能な社会を形成することを目的とす る。	・啓発 ・市民の協力 ・投棄の禁止 ・飼い主の遵守義務(動物の・排泄 物の回収) ・指導および勧告 ・命令 ・過料	·指導書 ·勧告書 ·命令書 ·過料処分通知 書	人口登録犬	約6.8万人 2,371頭
あわら市(福井県)	あわら市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 平成16年3月1日公布 平成16年3月1日施行	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	・飼い犬のふん放置防止 ・飼い主の遵守事項 ・指示及び勧告		人口 登録犬	約3.0万人 1,286頭
坂井市 (福井県)	坂井市廃棄物の処理及び清掃に関する 条例 平成18年3月20日公布 平成18年3月20日施行	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	・飼い犬のふん放置防止 ・飼い主の遵守事項		人口 登録犬	約9.2万人 4,238頭
越前町(福井県)	越前町環境条例 平成18年6月27日公布 平成18年8月1日施行	この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに町民、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、環境保全対策の総合的推進を図り、もって町民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。	・動物の排泄物の処理 ・停止命令		人口 登録犬	約2.3万人 1,002頭
甲府市(山梨県)	甲府市環境保全条例 平成22年6月23日公布 平成22年10月1日施行	甲府市環境基本条例(平成13年3月条例第5号)の基本 理念にのっとり、公害の防止のための規制その他の措 置を講ずることにより、環境への負荷の低減を図るととも に、市、事業者及び市民の自覚と協力のもとに生活環境 の保全及び地球温暖化の防止に関する施策を推進し、 もって現在及び将来にわたって良好な環境を確保すること。	飼い犬等の管理義務	なし	人口登録犬	196.334人 9,889頭
甲斐市(山梨県)	甲斐市まちをきれいにする条例 平成19年7月3日公布 平成19年9月1日施行	線と活力あふれる生活快適としづくりの実現に向け、生活環境の美化に関し必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び景観の保全を図り、もって市民の快適な生活環境を確保する。	愛護動物の管理 飼い犬・飼い猫のふんの放置の禁止	身分証明書 勧告書 命令書	人口 登録犬	73.118人 5,075頭
昭和町(山梨県)	昭和町ごみのないきれいなまちにする条例 平成18年12月13日公布 平成19年4月1日施行	散乱ごみのない快適な生活環境の形成を目指すため、 町民等、事業者、土地所有者等及び町の責務を明らか にするとともに、ごみ等のポイ捨て及びふん書の防止に 関し必要な事項を定めることにより、地域の環境美化を 推進し、清潔で美しいまちづくりに資する。	町の責務 飼い主の遵守事項	中止·原状回復 命令書 勧告書 勧告履行命令書	人口 登録犬	18.259人 1,124頭
中央市(山梨県)	ごみのないきれいなまちにする条例 平成20年3月25日公布 平成20年7月1日施行	この条例は、散乱ごみのない快適な生活環境の形成を 目指すため、市民等、事業者、土地所有者等及び市の 責務を明らかにするとともに、ごみ等のポイ捨で及びふ ん害の防止に関し、必要な事項を定めることにより、地 域の環境美化を推薦し、清潔で美しいまちづくりに資す ることを目的とする。	飼い主の義務(飼い犬のみ対象)	なし	人口登録犬	31.074人 2,143頭
市川三郷町(山梨県)	市川三郷町飼い犬等による危害を防止 する条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	飼い犬等の適正な飼育に関し必要な事項を定め、人の 生命、身体及び財産に対する危害を防止する措置を講 ずることにより、住民の快適な生活環境の保全に寄与す ることを目的とする。	適正飼育 遺棄禁止 不必要な繁殖防止 ふん害防止 愛護について	改善勧告書 改善勧告報告書 改善措置命令書	人口 登録犬	16.662人 1,384頭
富士河口湖町(山梨県)	富士河口湖自然環境を守り育む条例 平成15年11月15日公布 平成15年11月15日施行	この条例は、富士山憲章の推進及び国際観光地にふさわしい富士河口湖町の環境を守り育むことについて、町、町民等及び事業者の権利と債務並びに環境への負荷の軽減を進めるとともに、生活環境の美化にについても必要な事項を定め、もって町民の健康で快適な生活の確保に寄与し、富士河口湖町の豊かな自然を後世に引き継ぐことを目的とする。	糞の放置に関する啓発 町民の協力		人口登録犬	25.505人 1,646頭
都留市(山梨県)	都留市まちをきれいにする条例 平成12年4月1日公布 平成12年7月1日施行	ごみの散乱の防止に関し必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び景観の保全を図り、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	投棄の防止 美化推進指導員		人口 登録犬	33.067人 1,794頭
韮崎市 (山梨県)	韮崎市環境美化推進条例 平成17年12月15日公布 平成18年4月1日施行	市、市民等、事業者及び土地所有者等が一体となって 廃棄物の散乱の防止及び土地の良好な管理を行うこと 等により、地域の環境の美化を推進し、清潔で美しいま ちの形成に寄与することを目的とする。	飼い主の義務		人口 登録犬	32.125人 2,420頭

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	(平)	備考 成23年度)
北杜市(山梨県)	北杜市まちをきれいにする条例 平成16年11月1日公布 平成16年11月1日施行	ごみの散乱の防止について必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び景観の保全を図り、もって良好な生活環境の向上に資することを目的とする。	市・事業者・市民等・土地所有者等の責務		人口 登録犬	46.570人 5,259頭
富士吉田市 (山梨県)	富士吉田市飼い犬等による危害を防止 する条例 平成11年6月30日公布 平成11年10月1日施行	犬の適正な飼養に関し必要な事項を定めることにより犬による人の生命、身体及び財産に対する危害を防止する措置を講ずることにより、住民の快適な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	市・市民・飼主等の責務		人口登録犬	49.876人 2,385頭
南アルプス市 (山梨県)	南アルブス市ごみのないきれいなまちに する条例 平成23年3月15日公布 平成23年4月1日施行	散乱ごみ等のない快適な生活環境の保全を目指すため、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、ごみ等のポイ捨て及びふん害の防止に関し必要な事項を定めることにより、緑かがやくふるさと南アルプス市の環境美化を推進し、清潔で美しいまちづくりの向上を図ることを目的とする。	飼い主の責務	勧告書 命令書 身分証明書	人口 登録犬	72.066人 4,452頭
長野市 (長野県)	長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのない きれいなまちをつくる条例 平成22年12月27日公布 平成23年4月1日施行	ポイ捨て等の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、禁止行為その他必要な事項を定めることにより、ごみのないきれいな町の実現を図り、もって良好で快適な市民等の生活環境の確保に資することを目的とする	飼犬のふんの放置禁止、指導及び 勧告		人口 登録犬	約38.7万人 17.828頭
各務原市 (岐阜県)	各務原市美しいまちづくり条例 平成11年3月30日公布 平成11年7月1日施行	地域環境の美化の促進、市民の清潔で快適な生活環境 の確保を目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告 5 委任 6 その他		人口登録犬	約 15万人 8,892頭
羽島市 (岐阜県)	羽島市美しいまちづくり条例 平成12年3月28日公布 平成12年7月1日施行	空き缶等ごみの散乱、ふん害及び雑草の繁茂の防止について必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりの推進を図り、もって良好な生活環境を確保することを目的とする。	1 市民等の責務 2 事業者の責務 3 土地所有者の責務 4 飼い主の責務 6 市の産業への協力 7 指導・助言・勧告・命令	·勧告書 ·命令書	人口登録犬	約 6.9万人 4,094頭
笠松町 (岐阜県)	笠松町美しいまちづくり条例 平成18年6月22日公布 平成18年10月1日施行	空き缶等の散乱、喫煙及び飼い犬等のふんの害並びに 雑草の繁茂の防止について必要な事項を定め、町民 等、事業者、土地の所有者等及び町が協働して、将来に わたり安全で快適な環境を保つことにより、清潔で美し いまちづくりを目指すことを目的とする。	1 町民等、事業者、土地所有者、 飼い主、町の責務 2 ポイ捨ての禁止等 3 指導、勧告、措置命令、公表、 罰則		人口 登録犬	約 2.2万人 1,139頭
岐南町 (岐阜県)	岐南町飼い犬等のふん害の防止に関する要綱 平成7年11月16日告示 平成8年4月1日施行	飼い犬等のふん害の防止に関し必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、町民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告		人口 登録犬	約 2.3万人 1,447頭
瑞穂市 (岐阜県)	瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例 平成15年5月1日公布 平成15年5月1日施行 (平成16年1月1日一部改正施行)	この条例は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために必要な生活環境を確保するため、市、市民等、事業者及び占有者等が一体となって空き缶等のごみの散乱を防止するとともに、空き缶等のごみの清掃を行い、環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	1. 飼い犬のふん害等の防止に関 する啓発 2. 市民の協力 3. 飼い主の順守事項 4. 指導及び勧告		人口登録犬	約5. 1万 3,005頭
本巣市 (岐阜県)	本巣市きれいなまちづくり条例 平成16年2月1日公布 平成16年2月1日施行	空き缶のごみの散乱、ふん害及び雑草等の繁茂の防止について必要なことを定めることにより、市民等、事業者、飼い主、占有者等及び市が互いに責任を果たし、者れいなまちづくりの推進を図り、もって健康で安全かつ快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。		1 回収·清掃勧 告書 2 回収·命令書	人口登録犬	約3.5万人 3,014頭
北方町 (岐阜県)	北方町を清潔で美しいまちにする条例 平成6年9月26日公布 平成7年4月1日施行	町及び町民等、事業者、占有者等が一体となって空き缶 等のごみの散乱を防止するとともに、空き缶等のごみの 清掃を行い、環境美化の促進を図り、清潔で美しいまち づくりをめざすことを目的とする。	1 町民の協力 2 飼い主の遵守事項		人口 登録犬	約 1.8万人 1,039 頭
山県市 (岐阜県)	山県市環境保全条例 平成15年4月1日公布 平成15年4月1日施行	環境の保全に関する基本的な事項を定めることによって、市長及び市民及びに事業者の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関 する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告		人口登録犬	約 2.9万人 2,161頭
大垣市 (岐阜県)	大垣市美しいまちづくり条例 平成11年3月26日公布 平成11年10月1日施行	ふん害の防止について必要な事項を定めることにより、 清潔で美しいまちづくり推進、良好な生活環境の確保を 目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関 する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 助言、勧告及び命令 5 委任 6 その他		人口登録犬	169,054人 9,895頭

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23:	
海津市 (岐阜県)	海津市ボイ捨で等防止条例 平成17年3月28日公布 平成17年3月28日施行	ふん害の防止について必要な事項を定めることにより、 清潔で美しいまちづくり推進、良好な生活環境の確保を 目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の責務 4 市の責務 5 飼い主の連守事項 6 指導及び助言 7 勧告及び命令 8 公表	なし	人口登録犬	約3.8万人 3,329頭
養老町 (岐阜県)	養老町美しいまちづくり条例 平成15年9月30日公布 平成16年4月1日施行	ふん害の防止について、必要な事項を定めることにより 飼い主がお互いに責任を果たし清潔で美しいまちづくり の推進を図り、良好な生活環境の確保を目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告 5 委任 6 その他		人口登録犬	約3.2万人 2,353頭
垂井町 (岐阜県)	垂井町ポイ捨て等防止条例 平成11年3月26日公布 平成11年10月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を確保し、清潔なまちづくりを推進することを目的とする。	1 飼い主の責務 2 飼い主の遵守事項 3 指導及び勧告 4 その他		人口 登録犬	約2.9万人 1,787頭
関ヶ原町 (岐阜県)	関ヶ原町まちをきれいにする条例 平成11年3月30日公布 平成11年10月1日施行	ふん害の防止について必要な事項を定めることにより、 良好な生活環境を確保し、もって清潔なまちづくりを推進 することを目的とする。	1 飼い主の責務 2 飼い主の適守事項 3 指導及び助言 4 勧告、命令及び公表 5 罰則 6 委任		人口 登録犬	約0.7万人 604頭
神戸町(岐阜県)	神戸町きれいなまちづくり条例 平成19年12月21日公布 平成20年4月1日施行	空き缶等のごみ散乱、ふん害及び雑草の繁茂の防止について必要な事項を定めることにより両氏等、事業者、飼い主、土地の所有者等及び町がお互いに責任を果たし、協働による清潔できれいなまちづくりの推進を図り、もって良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	1 町民等の責務 2 事業者の責務 3 飼い主の責務 4 土地所有名の責務 5 宣伝物の配布者の責務 6 催し物の開催者の責務 7 町の責務 8 指導・助言・勧告・命令	1 勧告書2 命令書	人口登録犬	約2万人 1,315頭
輪之内町(岐阜県)	輪之内町ポイ捨て等防止条例 平成11年3月23日公布 平成11年4月1日施行	ボイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を確保し、もって清潔なまちづくりを推進することを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関 する啓発 2 町民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告 6 その他		人口登録犬	約9700人 834 頭
揖斐川町 (岐阜県)	揖斐川町美しいまちづくり条例 平成17年1月31日公布 平成17年1月31日施行	ごみやふん害、雑草の繁茂の防止について定め、清潔で美しいまちづくりの推進を図る。	① 飼い犬のふん害等の防止に 関する啓発 ② 市民の協力 ③ 指導及び勧告	① 飼い犬のふ ん害等勧告書 ② 命令書	人 口 登録犬	約 23800 人 1976頭
大野町 (岐阜県)	大野町美しいまちづくり条例 平成17年9月28日公布 平成18年1月1日施行	ふん害の防止について必要な次項を定めることにより、 良好な生活環境を確保し、もって快適な美しいまちづくり を推進することを目的とする。	① 飼い犬のふん害等の防止に 関する啓発 ② 市民の協力 ③ 飼い主の遵守事項 ④ 指導及び勧告	① 飼い犬のふ ん害等勧告書 ② 命令書	人 口 登録犬	約 23867 人 1958頭
池田町(岐阜県)	池田町美しいまちづくり条例 平成13年3月22日公布 平成13年4月1日施行	空き缶等のごみ散乱、ふん害及び雑草の繁茂の防止について必要な事項を定めることにより町民等、事業者、飼い主、土地の所有者等及び町がお互いに責任を果たし、清潔で美しいまちづくりの推進を図り、もって良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	<ol> <li>飼い犬のふん害等の防止に 関する啓発</li> <li>市民の協力</li> <li>飼い主の遵守事項</li> <li>指導及び勧告</li> </ol>	① 命令書	人 口登録犬	約24982 人 1842頭
関市(岐阜県)	関市ポイ捨て等防止条例 平成9年9月30日公布 平成10年4月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより良好な生活環境を確保しもって清潔なまちづくりを促進する。	1 飼い犬のふん害等の防止に関 する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告	1 ふん害防止勧 告書 2 ふん害防止命 令書	人口登録犬	約9.3万人 6,156頭
美濃市 (岐阜県)	美濃市まちを美しくする条例 平成11年12月17日公布 平成12年4月1日施行	空き缶等のごみの散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより環境美化の促進を図り、もって水と緑の快適な自然環境を保全し、市民の快適な生活を確保する。	1 飼い犬のふん害等の防止に関 する啓発 2 市民の協力 3 指導及び勧告 4 委任		人口登録犬	約2.3万人 1,503頭
郡上市(岐阜県)	郡上市ボイ捨て等防止条例 平成16年3月1日公布 平成16年3月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を確保し、もって清潔なまちづくりを推進することを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告 5 委任 6 その他	1 飼い犬のふん 害等勧告書 2 飼い犬のふん 害等命令書	人口登録犬	約4.6万人 2,965頭

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
美濃加茂市 (岐阜県)	美濃加茂市ボイ捨て等防止条例 平成10年12月25日公布 平成11年4月1日施行	ボイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより環境美化の促進を図り清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関 する啓発 2 市民の協力 3 指導及び勧告 4 その他	1 飼い犬のふん 害等勧告書	人口 約 5.6万人 登録犬 3,831頭
可児市 (岐阜県)	可児市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成11年3月25日公布 平成11年10月1日施行	環境美化の促進を図り、市民の快適な生活を確保する。	1 飼い犬のふん害等の防止に関 する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告 5 委任 6 その他	1 飼い犬のふん 害等勧告書	人口 約10.1万人 登録犬 7.618頭
坂祝町 (岐阜県)	坂祝町ポイ捨て等防止条例 平成23年3月18日公布 平成23年4月1日施行	この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害 の防止について必要な事項を定めることにより、環境美 化の促進を図り、もって清潔で美しいまちづくりを推進す ことを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関 する啓発 2 町民の責務 3 飼い主の責務 4 指導及び勧告 5 その他	1 勧告書 2 命令書	人口 約0.85万人 登録犬 649頭
富加町(岐阜県)	富加町ポイ捨て等防止条例 平成11年3月23日公布 平成11年7月1日施行		1 飼い犬のふん害等の防止に関 する啓発 2 飼い主の遵守事項 3 指導及び勧告		人口 約0.57万人 登録犬 468頭
川辺町 (岐阜県)	川辺町環境美化条例 平成15年12月22日公布 平成16年4月1日施行	空き缶等散乱及びふん害の防止について必要な事項を 定めることにより、環境美化の促進を図り、もって清潔で 美しいまちづくりを推進することを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関 する啓発 2 飼い主の遵守事項 3 指導及び勧告 4 その他	1 飼い犬のふん 害等勧告書 2 その他	人口 約1.1万人 登録犬 855頭
七宗町(岐阜県)	七宗町を清潔で美しいまちにする条例 平成14年3月15日公布 平成14年4月1日施行	町民が健康で安全かつ快適な生活を営むに必要な生活 環境を確保するため、町、町民等、事業者及び占有者等 が一体となってごみ等の散乱を防止するとともに、ごみ 等の清掃を行うことにより環境美化の促進を図り、清潔 で美しいまちづくりをめざすことを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関 する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告		人口 約0.5万人 登録犬 433頭
八百津町 (岐阜県)	八百津町ポイ捨て及びふん害防止に関する条例 平成12年3月22日公布 平成12年4月1日施行	地域の環境美化に努め、清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告 5 委任 6 その他	1 飼い犬のふん 害等勧告書 2 その他	人口 約1.2万人 登録犬 1.085頭
白川町 (岐阜県)	白川町美しいまちづくり条例 平成15年3月14日公布 平成15年4月1日施行	町民一人ひとりの環境美化事業への積極的な参画により、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	1 飼い主の遵守事項 2 指導及び勧告	飼い犬のふん害 等勧告書	人口 約1.0万人 登録犬 770頭
御嵩町(岐阜県)	御嵩町飼い犬等のふん害の防止に関す る条例 平成12年6月15日公布 平成12年9月1日施行	飼い犬のふんの処理に関し、飼い主の責任の明瞭化等 必要な事項を定めることにより、ふん書の防止に関する 意識の高揚を図り、もって町民の清潔で快適な生活環境 を保全することを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関 する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告 5 委任 6 その他	飼い犬のふん害 等勧告書	人口 約2.0万人 登録犬 1,666頭
多治見市 (岐阜県)	多治見市をごみの散らばっていないきれ いなまちにする条例 平成15年12月22日公布 平成16年4月1日施行		1 飼い犬のふん害等の防止に関 する啓発 2 飼い主の遵守事項		人口 約11.6万人 登録犬 8,698頭
瑞浪市(岐阜県)	瑞浪市まちをきれいにする条例 平成9年12月24日公布 平成10年4月1日施行	市民等一人ひとりの心配りにより、良好な生活環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを推進すること。	1 飼い犬のふん害等の防止に関 する啓発 2 飼い主の遵守事項		人口 約4万人 登録犬 2,835頭
中津川市(岐阜県)	中津川市ポイ捨て等防止条例 平成12年3月23日公布 平成12年7月1日施行		1 市の責務 2 市民等の責務 3 事業者の責務 4 飼い連守事項 5 指導・勧告 6 命令及び公表		人口 約8.3万人 登録犬 6.000頭 (制定時点)
恵那市 (岐阜県)	惠那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の 防止に関する条例 平成16年10月25日公布 平成16年10月25日施行	環境美化の推進を図り、もって市民の快適な生活を確保することを目的とする。	1 市の責務 2 市民等の責務 3 事業者の責務 4 飼い主の責務 5 指導及び助言 6 勧告及び命令 7 公表		人口 約5.4万人 登録犬 4.080頭 (制定時点)

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
高山市 (岐阜県)	高山市ボイ捨て等及び路上喫煙禁止条例 平成20年3月27日公布 平成20年4月1日施行	吸い設、空き缶等のポイ捨て及び飼い犬等のふんの放置(以下「ポイ捨て等」という。)並びに路上喫煙の禁止について必要な事項を定めることにより、市民等、事業者、土地所有者等及び市が協働して環境の美化を図り、もって快適な生活環境を確保し、国際観光都市にふさわしい環境の整備に資することを目的とする	飼い主のふん害等の防止に関す る啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導	命令書	人口 約9,287 登録犬 5,37
飛騨市 (岐阜県)	飛騨市ポイ捨で等防止条例 平成16年2月1日公布 平成16年2月1日施行	等のごみの散乱を防止するとともに、犬猫のふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の	る啓発		人口 約2,687 登録犬 1,50
白川村 (岐阜県)	白川村ポイ捨て等防止条例 平成12年3月14日公布 平成12年3月14日施行		る啓発 村民の協力 飼い主の遵守事項		人口 約1,79 登録犬 10
下呂市 (岐阜県)	下呂市ごみの不法投棄の防止等に関する条例 平成16年3月1日公布 平成16年3月1日施行	市の区域内におけるごみの不法投棄、散乱の防止、そ の他良好な環境の保持を推進することにより、清潔で明 るいまちづくりを目指す。	1 飼犬のふん害等の防止に関す る啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告	1 回収·清掃勧告書 2 回収·清掃命令書	人口 約3.67 登録犬 2.16
静岡市 (静岡県)	静岡市飼い犬条例 平成15年4月1日公布 平成15年4月1日施行 平成20年11月1日一部改正	飼い犬の管理を適正に行わせることにより、社会生活の 安全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	・飼育場所の内外は常に清潔にし 汚物を衛生的に処理すること。 ・公の場所及び他人の所有地等 を、ふんその他により汚すような行 動をさせないこと。	なし	人口 約707 登録犬 36,97
浜松市 (静岡県)	浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例 平成15年3月25日公布 平成15年7月1日施行	迷惑行為のない快適で良好な生活環境を確保するため、市民等、事業者及び市のそれぞれの責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民等及び事業者の意識の向上を図り、思いやりのある行動を促し、もって快適で良好な生活環境を実現する	・空き缶等及び吸い殻等の投棄に対する措置 ・歩行中の喫煙等に対する措置 ・落書きに対する措置 ・飼い犬・ねこのふんの放置に対する措置 ・身体障害者用駐車場を適正に利用するための措置		人口 約807 登録犬 56,11
下田市 (静岡県)	下田市美しいまちづくりを推進する条例 平成16年10月7日公布 平成17年1月1日施行	市民一人ひとりの地域環境保全に対する意識を向上させ、それぞれの役割を明確にすることにより、協力・連携して地域の環境を自ら保全することを図り、それにより美しいまちづくりを推進して、市民推もが良好で快適な生活環境を確保することを目的とする。	る啓発	·勧告書 ·措置命令	人口 約2.57 登録犬 1.63
三島市(静岡県)	三島市ごみの不法投棄等防止条例 平成9年12月17日公布 平成10年6月1日施行	ごみの不法投棄及び飼い犬のふんの放置を防止することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、市民の快適な生活環境を確保	<ul><li>・市民の責務</li><li>・勧告、公表</li><li>・立入調査</li></ul>	様式の規定なし	人口 約11.37 登録犬 5,69
沼津市 (静岡県)	沼津市町をきれいにする条例 平成7年10月23日公布 平成10年10月1日施行 (平成10年3月26日 一部改正)	ごみのボイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止することにより、本市の美観を保全し、良好な生活環境の確保することを目的とする。	・飼い犬を公共の場所等で運動させるときは、糞の処理用具を携行し、当該飼い主が排泄した糞を回収しなければならない。 ・犬の糞放置の禁止。	指導、公表	人口 約20.67 登録犬 12.54
函南町 (静岡県)	函南町まちをきれいにする条例 平成10年3月6日公布 平成10年3月6日施行	ごみのポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止することにより、町の美観を保全し、快適な生活環境を確保すること	・飼い犬を公共の場所等で運動させるときは、糞の処理用具を携行し、当該飼い主が排泄した糞を回収しなければならない。 ・犬の糞放置の禁止。	様式の規定なし	人口 約3.87 登録犬 2,70
清水町 (静岡県)	清水町環境美化条例 平成9年9月22日公布 平成10年4月1日施行	ごみのボイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止することにより、町の美観を保全し、快適な生活環境を確保すること	・飼い犬を公共の場所等で運動させるときは、糞の処理用具を携行し、当該飼い主が排泄した糞を回収しなければならない。 ・犬の糞放置の禁止。	様式の規定なし	人口 約3.17 登録犬 1,64
長泉町 (静岡県)	長泉町清潔で美しいまちづくり条例 平成9年3月27日公布 平成9年10月1日施行	ごみのボイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止することにより、町の美観を保全し、快適な生活環境を確保すること	・飼い犬を公共の場所等で運動させるときは、糞の処理用具を携行し、当該飼い主が排泄した糞を回収しなければならない。 ・犬の糞放置の禁止。	様式の規定なし	人口 約4.17 登録犬 1,68
	1	ı	1	<u> </u>	l

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備 (平成23	
焼津市 (静岡県)	焼津市環境美化推進条例 平成9年3月31日公布 平成9年4月1日施行 (平成20年11月1日全部改正)	市民等、事業者、所有者等その他の関係者及び市が一体となって、ごみのポイ捨て及び散乱並びに落書きの防止、空き地の適正な管理等の措置を請ずることにより、 清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・市の責務 ・市民等の責務 ・ふん放置の禁止等 ・指導又は勧告	·勧告書 ·措置命令書	人口 登録犬	約14.5万人 9,008頭
藤枝市 (静岡県)	藤枝市まちをきれいにする条例 平成15年7月1日公布 平成15年10月1日施行	地域環境の美化を推進するため、市民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させ、市、市民等、事業者、所有者等の責任と役割を明確に示すとともに、それぞれ協力、連携し地域の環境を自ら守り、市民の誰もが安全で快適な生活を営むことのできる良好な生活環境を確保する。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導・勧告・措置命令	・飼い犬のふん 害等勧告書 ・命令書 ・通知書	人口登録犬	約14.5万人 9,086頭
吉田町(静岡県)	吉田町ごみのないクリーンなまちづくり条例 平成10年3月20日公布 平成10年10月1日施行	環境美化及び資源の再利用に関する活動を行うことに より資源の有効利用の促進を図り、もってごみのないク リーンなまちづくりを推進することを目的とする。	町民の責務	様式の規定なし	人口登録犬	約2.9万人 1,837頭
磐田市 (静岡県)	磐田市環境美化条例 平成17年4月1日公布 平成17年4月1日施行	空き缶等及びごみの散乱並びに飼い犬のふんの放置を防止し、空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講ずること等により、資源の有効利用及び環境の美化の促進を図り、もって快適な生活環境の保全と清潔で美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	・市民・市・土地所有者の責任 ・不法投棄の防止に関する啓発 ・指導または勧告 ・罰則	·勧告書 ·命令書 ·勧告履行命令 書 ·戒告書	人口登録犬	約17.3万人 11,615頭
袋井市 (静岡県)	袋井市まちを美しくする条例 平成18年6月30日公布 平成18年9月1日施行	環境の保全及び創造についての基本理念を定め、並び に市、市民及び事業者の責務を明らかにするともに、環 境の保全及び創造に関する基本的な事項を定めること により、環境の保全及び創造に関する施策を総合的か つ計画的に推進し、もって現在及び将来のすべての市 民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的 とする。	大及び猫の飼い主の責務 (フンの放置禁止)	なし	人口登録犬	約8.6万人 5,757頭
森町 (静岡県)	森町環境美化条例 平成14年12月25日公布 平成15年4月1日施行	空き缶等及びごみの散乱並びに飼い犬のふんの放置を 防止し、並びに空き缶等の回収及び再資源化を促進す るための措置を講ずること等により、資源の有効利用及 び近隣の自治体との広域的な環境の美化の促進を図 り、もって快適な生活環境の保全と清潔で美しいまちづく りに寄与することを目的とする。	・投棄の禁止 ・犬のふんの放置の禁止 ・回収容器の設置・管理等 ・空き地の管理 ・助言又は勧告	·勧告書 ·命令書	人口登録犬	約2万人 約1,700頭
名古屋市 (愛知県)	安心・安全で快適なまちづくり条例 平成16年10月13日公布 平成16年11月1日施行 (平成18年6月1日改正)	安心、安全で快適な環境に関する地域の身近な課題について、市民、事業者及び市がそれぞれの役割のもと、協同して取組みを進めることによって、安心、安全で快適なまちの実現をめざすことを目的とする。	・飼犬のふん害等の防止に関する 密発 ・市民の協力 ・飼主の遵守事項 ・その他		人口登録犬	約226万人 125,142頭
豊田市 (愛知県)	豊田市の環境を守り育てる条例 平成18年3月30日公布 平成18年10月1日施行	豊田市環境基本条例(平成8年条例第27号)の基本理念 に基づき、市、事業者及び市民(団体等を含む。以下同 じ。)の責務を明らかにするとともに、それぞれの日常生 活及び事業活動において環境に配慮した行動を積極的 に推進することにより、都市の持続的発展を図るととも に、現在及び将来の市民の健康的な生活の確保に寄与 し、もって市の環境を守り育てることを目的とする。	飼い主の遵守事項(ふんの放置禁止、散歩時にふんの回収と処理)	なし	人口登録犬	約42.3万人 27,851頭
一宮市(愛知県)	一宮市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成13年12月20日公布 平成14年4月1日施行	市民の快適な生活環境を確保する。	- 飼い犬のふん害防止に関する啓 発 - 市民の協力 - 飼い主の遵守事項 - 命令 - 罰則	・飼い犬のふん 害等勧告書 ・飼い犬等のふ ん害防止勧告履 行命令書	人口登録犬	約38.6万人 24,649頭
瀬戸市 (愛知県)	瀬戸市ボイ捨て及びふん害の防止に関 する条例 平成12年6月30日公布 平成12年10月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、都市環境の美化を図り、もって市民の快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関す る啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	なし	人口 登録犬 (制定時点)	約13万人 7,000頭
半田市(愛知県)	半田市環境保全条例 平成19年3月30日公布 平成19年4月1日施行	この条例は、生活環境及び地球環境の保全並びに循環型社会の形成(以下「生活環境の保全等」という。)についての基本理念と市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、生活環境の保全等に関し必要な事項を定め、これに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本市における現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。	・飼い犬のふん放置の防止等 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・勧告及び命令 ・罰則	・飼い犬のふん 書等勧告書・命令書・通知書書などに で独自に定めて、半田市で独自式はありません。	人口登録犬	119,708人 7,585頭
春日井市 (愛知県)	春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に 関する条例 平成8年3月29日公布 平成8年10月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、都市環境の美化を図り、もって市民の快適な生活を確保することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告、顕彰、命令、罰則	・飼い犬のふん 害等勧告書 ・命令書	人口登録犬	約30.8万人 20,570頭

ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備 (平成2	
豊川市ポイ捨て及びふんの放置の防止 に関する条例 平成22年3月30日公布 平成22年10月1日施行	豊川市環境基本条例(平成21年豊川市条例第14号)の本旨(※)を達成するため、ポイ捨て及びふんの放置の防止について必要な事項を定める。(※)環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 重点地域の指定 実施計画 飼い主の遵守事項 勧告及び命令	勧告書 命令書 過料処分決定通 知書 告知弁明書	人口 登録犬 (制定時点)	約18.1万人 13,286頭
飼い犬を伴う散歩に関する条例 昭和57年4月1日公布 昭和57年4月1日施行	飼犬を伴う散歩時における生活環境の汚損を防止する ことを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導及び助言	措置命令(散歩時における) 時におびふんが表現 が止及びふん器 具又は用具の携 、散歩禁止区 域に対する違反 について)	人口 登録犬	約6.6万人 4,589頭
安城市ボイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成7年9月29日公布 平成7年11月1日施行 平成17年11月1日一部改正	この条例は、ボイ捨てによる空き缶等の散乱防止及び飼い犬等のふんの放置防止について、市民等、事業者、 土地占有者等、飼い主及び市の責務を明らかにするとと もに、市が実施する施策の基本的な事項を定めることに より、環境の美化を図り、もって市民の快適な生活の確 保に寄与することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び助言		人口 登録犬	約18.2万人 10,839頭
犬山市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成10年3月27日公布 平成10年7月1日施行	この条例は、飼い犬等のふん害の防止に関し、飼い主 の責任の明確化等必要な事項を定めることにより、もっ て市民の連帯感の育成と快適な生活環境を確保するこ とを目的とする。	・飼い犬等のふん害の防止に関する啓発 ・飼い主の協力 ・飼い主の適守事項 ・指導、勧告及び命令 ・規則委任 ・罰則	・飼い犬等のふ ん害勧告書 ・飼い犬等のふ ん害の防止勧告 履歴命令書	人口登録犬	約7.6万人 5,349頭
江南市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成15年6月30日公布 平成15年10月1日施行	飼い犬等のふん害の防止について必要な事項を定める ことにより、環境の美化を図るとともに、市民の生活環境 を保全することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・向い主の遵守事項 ・指導、勧告及び公表	・飼い犬等のふん 害の防止等指導・飼い犬等のふん 害の防止等勧告	人口登録犬	約10.1万人 6,603頭
快適で住みよいまちづくり条例 平成20年12月25日公布 平成21年4月1日施行	稲沢市環境基本条例(平成15年稲沢市条例第22号)の 基本理念に基づき、市民の快適で住みよい生活環境の 確保に寄与することを目的とする。	犬、猫等のふんの適正処理(第7 条) 犬、猫の適正管理(第8条)	指導及び勧告 (第20条(2)(3)) 勧告書 命令書	人口 登録犬	約13.5万人 9,394頭
東海市空き缶等ごみ錯乱防止条例 平成7年9月29日公布 平成7年12月1日施行 (平成13年3月30日一部改正)	空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻、飼い犬のふん等ごみの散乱の防止について市民、事業者、土地占有者等及び市が一体となって推進することが倭めて重要あることにかんがみ、それぞれが分担するごみの錯乱の防止についての責務を明らかにするとともに、市が実施するごみの錯乱の防止に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の美化を図り、もって市民の快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等防止に関する 啓発 市民の協力	なし	人口 登録犬	約11万人 6,251頭
「健康都市おおぶ」みんなで美しいまちを つくる条例 平成21年12月25日公布 平成22年4月1日施行	市民、事業者及び市が協働して取組を進めるとともに、 快適で清潔な暮らしを阻害する行為を禁止することにより、「健康都市おおぶ」にふさわしい美しいまちをつくることを目的とする。	ペットのふんを公共の場所や、他 人の土地に放置したり、投棄させない	飼い犬のふん害 等 指導、勧告 ・命令 ・罰則	人口登録犬	8.7万人 5,496頭
知立市環境美化推進条例 平成23年3月25日公布 平成23年10月1日施行		防止に関する啓発 市民の協力	- 飼い犬のふん 害等 - 勧告書 - 命令書 - 通知書	人口 登録犬 (制定時点)	約6.9万人 3,740頭
高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例 平成20年9月30日公布 平成21年4月1日施行	地域の環境美化に関する課題について、市民等、事業 者及び市の役割を明らかにし、それぞれが分担する役 割の下、協働して取組を進めるとともに、快適で清潔な 暮らしを阻害する行為を禁止すること等により、環境の 美化を図り、もってきれいで住みよい地域社会を実現す る。	・犬の移動の際の引き綱等による 制御 ・糞害防止に関する指導・勧告	なし	人口 登録犬 (制定時点)	約4.5万人 2,779頭
豊明市空き缶等のごみポイ捨て及びふ ん害の防止に関する条例 平成8年12月24日制定 平成9年4月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等のごみの散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境の美化を図り、もって市民の快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	飼い主の責務 市民の協力 指導、助言及び勧告	なし	人口 登録犬	約6.8万人 4,509頭
日進市ボイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成12年12月21日公布 平成13年4月1日施行	環境美化の促進を図り、もって市民の快適な生活環境 の保全に資することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関す る啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼い犬のふん 害等指導報告書 ・飼い犬のふん 害等勧告書	人口登録犬	約8.4万人 6,116頭
	公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)  豊川市ボイ捨て及びふんの放置の防止に関する条例 平成22年3月30日公布 平成22年10月1日施行  参加和57年4月1日施行  安城条例の日本3月1日施行  安城条列の日本3月1日施行  安城条列の日本3月27日から本の防止に関する条例の時点に関する条例の中で成17年11月1日一部では、大学のよいでは、1月1日に関する条例の日本3月27日が一部では、1年のの防止に関する条例の年の成16年3月1日施行  江南南側の中で成10年7月1日施行  江南市側の日本3月27日が一部では、1年の防止に関する条例の中で成10年7月1日施行  正成10年7月1日施行  「健康都市場に、1月1日施行  東平成15年10月1日施行  東平成21年4月1日施行  東平成21年4月1日施行  「健康都市おおぶ」みんなで美しいまちをつくる条例の中で成21年12月1日施行  「健康都市おおぶ」みんなで美しいまちをついて、1年12月1日施行  「健康都市おおぶ」みんなで美しいまちをついて、1年12月1日施行  「中成13年3月30日一部改正)  「健康都市おおぶ」みんなで表しいまちをでのでは、1年12月21日施行  「中成21年4月1日施行  本条例の中で成21年4月1日施行  単門の21年4月1日施行  豊田の21年4月1日施行  本条件21日1日施行  本条件21日1日施行  本条件31日1日施行	公布年月日 (最終改正等年月日)    日前の(趣旨)   日前の(趣旨)   日前の(趣旨)   日前の(趣旨)   日前の(趣旨)   日前の(趣旨)   日前の(趣音)   日前の(世報)   日前の(	②会年月日 日的(趣智) 内容	②命年月日 日前に置き、	会性 1月 日前(銀田) 日前(銀田) 内容 特元 (現代 1月

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
清須市(愛知県)	清須市飼い犬等のふん害の防止に関す る条例 平成17年7月7日公布 平成17年7月7日施行	飼い主の責任としての飼い犬等のふんの処理に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬等のふん害の防止に関する意識の高揚を図り、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	・飼い犬等のふん害等の防止に関 する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告 ・委任	・飼い犬のふん 害の防止勧告履 行命令書 ・飼い犬のふん 害の防止勧告書	人口 約6.6万人 登録犬 3,921頭
北名古屋市(愛知県)	北名古屋市飼い犬等のふん害の防止に 関する条例 平成18年3月20日公布 平成18年3月20日施行	飼い主の責任としての飼い犬等のふんの処理に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬等のふん害の防止に関する意識の高揚を図り、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関す る啓発 ・飼い犬の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼い犬等のふ ん害等の防止勧 告書 ・防止勧告履行 命令書	人口 82,367人 登録犬 5,254頭
みよし市(愛知県)	みよし市ポイ捨で等の防止に関する条例 平成23年12月22日公布 平成24年4月1日施行		ふんの放置の禁止 指導、勧告及び命令 罰則	記録書 勧告書 命令書	人口 58,762人 登録犬 4,169頭
東郷町(愛知県)	東郷町ポイ捨て等禁止条例 平成24年4月1日公布 平成24年7月1日施行		飼い犬のふんの放置の禁止 町民の協力 指導、勧告、命令、罰則	勧告書 命令書 告知書 并明書 過料処分決定書	人口 41,966人 登録犬 3,296頭 東郷町飼い犬のふん害等 の防止に関する条例 平成6年12月26日施行は 廃止
彦根市 (滋賀県)	彦根市ごみの散乱及びふん害のない美 しいまちづくり条例 平成14年6月26日公布 平成14年10月1日施行	彦根市環境基本条例(平成11年彦根市条例第1号)の本旨を達成するため、彦根市、市民等、市民団体、事業 及び占有者が協力し、北イ捨てによるごみの散乱及び犬 のふん害を防止することにより美観、景観の保持及び水域の水質保全に努め、良好な環境の保全と市民の健全 で快適な生活に資することを目的とする。	る啓発	・飼い犬のふん 害等指導報告書 ・飼い犬のふん 害等勧告書	人口 約112万人 登録犬 6,207頭
草津市 (滋賀県)	草津市飼い犬のふん等の放置防止に関する条例 平成14年12月26日公布 平成15年4月1日施行	この条例は、飼い主のふん等の放置防止等について、必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、もって市民の美しいまちづくりに対する意識の高揚と快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・市民の協力 ・指導及び勧告 ・委任	・飼い犬のふん 害等勧告書 ・命令書	人口 約12.5万人 登録犬 5,464頭
長岡京市 (京都府)	長岡京市まちをきれいにする条例 平成18年3月31日公布 平成18年7月1日施行	この条例は、長岡京市生活環境の向上等に関する基本 条例第6条の規定に基づき、まちの美化に関して必要な 事項を定めることにより、清潔できれいなまちづくりを推 進し、もって快適で良好な都市環境の実現に資すること を目的とする。	・用語の定義 ・市長の責務 ・市民等の責務 ・事業者の責務 ・事業者の責務 ・きれいなまちづくりの推進 ・愛が人動物の管理 ・飼い主の遵守事項 ・勧告及び指導、環境美化巡視員 の施設調査及び指導		人口 約7.9万人 登録犬 3,672頭
大山崎町 (京都府)	生活環境美化に関する条例 平成14年3月29日公布 平成14年10月1日施行	この条例は、大山崎町生活環境保全に関する基本条例に基づき、町民、事業者等のモラルの向上と美化思想の普及を図り、もって現在及び将来にわたり、町民が清潔に、して快適な生活を営むことができる住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。	・他の条例との関係 ・定務 ・市の表別 ・市の表別 ・事の表務 ・事までの表務 ・事業をの表別 ・土地又は建特 ・ボイ科の保持 ・ボイトの禁止 ・印刷い大容能 ・中のので理 ・回の大容のので理 ・回の大容のので理 ・環境失世は体の有 ・環境大団体の有成 ・総合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		人口 約1.5万人 登録犬 806頭

都道府県· 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
宇治市 (京都府)	宇治市環境美化推進 条例 平成11年10月8日公布 平成12年4月1日施行	この条例は、空き缶等の散乱を防止することにより、環境の美化を促進し、歴史文化都市としての本市の美観の形成に資することを目的とする。	・定義 ・投棄の禁止 ・飼い犬の管理 ・重点や変形の管理 ・重点や容器の設定をできる。 ・回収容器の設定をできる。 ・のでは、のででできる。 ・原状の復命令 ・報告の徴収 ・立入分証明書の携帯等 ・多任 ・罰則		人口 約19万人 登録犬 10,590頭
城陽市 (京都府)	城陽市飼い犬のふん害の防止に関する 条例 平成17年4月1日公布 平成17年10月1日施行	(趣旨)この条例は、飼い犬のふんの処理等について必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害の防止に関する意識の高揚を図り、地域の環境美化の促進に寄与することを目的とする。	・定義 ・市の責務 ・飼い主の遵守事項 ・勧告 ・命令		人口 約7.9万人 登録犬 4,208頭
久御山町 (京都府)	久御山町飼い犬等のふん害の防止に関する要綱 平成19年9月21日告示 平成19年11月1日施行	この要綱は、飼い犬等のふん害の防止に関し、飼い主のモラル向上等に必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全と地域の環境美化の促進に寄与することを目的とする。	・定義 ・町の啓発 ・飼い主の協力 ・住民の協力 ・指導等		人口 約1.6万人 登録犬 928頭
八幡市 (京都府)	八幡市美しいまちづくりに関する条例 平成18年3月31日公布 平成18年10月1日施行	この条例は、「環境自治体宣言」のまちとして、清潔で美 しいまちづくりと快適な生活環境をを確保することにより 八幡市環境基本計画の実現を図ることを目的とする。	・定義 ・市の表表 ・市の表表 ・事まの表表 ・一本の表示を ・一本のを		人口 約7.4万人 登録犬 255頭
京田辺市 (京都府)	京田辺市まちをきれいにする条例 平成10年10月1日公布 平成11年4月1日施行	この条例は、京田辺市における美化の推進に関し、必要な事項を定めることにより、市民、事業者等のモラルの向上と美化思想の普及を図り、現在及び将来にわたり、市民が清潔にして快適な生活を営むことができる住みよいまちづくりに資することを目的とする。	・市の責務 ・市民等の責務 ・市実等の責務 ・清潔の保持 ・飼い犬の管理 ・美化団体の育成 ・美化団体の育成 ・美化団体の育日 ・養化行動の日 ・指導 ・勧告及び命令 ・関係機関への協力要請		人口 約6.9万人 登録犬 3.553頭
宇治田原町 (京都府)	宇治田原町まちをきれいにする条例 平成19年4月1日公布 平成19年10月1日施行	この条例は、空き缶等のボイ捨て、飼い犬等のフン放置 及び落書き行為の防止に関し必要な事項を定めることに より、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって住民の快 適な生活環境を確保することを目的とする。	・定義 ・町の責務 ・町の責務 ・住民等及び事業者の責務 ・飼い主の責務 ・飼い主の責務 ・飼い主の責務 ・飼い方等区域の指定 ・ 指導 ・ 勧告 ・ 後記 ・ 指導 ・ 推進員の設置 ・ 委任		人口 約1万人 登録犬 940頭
木津川市 (京都府)	木津川市空き缶等のポイ捨て、飼い犬 のフン放置、落書きのない美しいまちづく りを推進する条例 平成19年3月12日公布 平成19年3月12日施行	この条例は、木津川市環境基本条例(平成19年木津川市条例第149号)の基本理念に基づき、空き缶等のボイ捨て、飼い犬のフン放置及び落書き行為(以下「ボイ捨て等」という。の防止に関し必要な事項を定めることにより、学研都市にふさわしい清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	・定義 ・市の責務 ・市に等の責務 ・事業者の責務 ・事業者の責務 ・調い主の責務 ・空き告等のポイ捨ての禁止 ・飼い犬のフン放置の禁止 ・落書き行為の禁止 ・空き告等ポイ捨て防止重点区域 ・飼い犬のフン放置防止重点区域 ・飼い犬のアン放置防止重点区域 ・回収容器の設置及び管理指導 ・動告及び命令 ・委任 ・罰金 ・過料		人口 約7.1万人 登録犬 3,753頭

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備₹ (平成23	
精華町 (京都府)	精華町まちをきれいにす条例 平成23年3月31日公布 平成23年7月1日施行	この条例は、精華町環境基本条例(平成23年条例第11号)第4条の規定に基づき、環境の保全及び美化の推進に関し、必要な事項を定めることにより、住民等のモラルの向上と環境美化思想の普及を図り、現在及び将来にわたり、住民等が清潔にして快適な生活を営むことができる住みよいまちづくりに資することを目的とする。	・定義 ・町の責務 ・住民の責務 ・事業者の責務 ・事業者の責務 ・ポイトの管理 ・溶書きの禁止 ・調査をび指導 ・調査・措置命令 ・委任		人口 登録犬 (制定時点)	約3.6万人 2,660頭
亀岡市 (京都府)	亀岡市環境美化条例 平成17年3月29日公布 平成17年4月1日施行	この条例は、本市の環境美化について必要な事項を定め、市、事業者及び市民等が一体となって、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止することにより、地域環境の美化を図り、清潔で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。	・市の責務 ・市民等の責務 ・市民等の責務 ・事業者等の責務 ・所有者等の責務 ・投棄の禁止等 ・飼い犬等のふんの放置の禁止 ・美化推進重点地域の指定等 ・指導又は勧告 ・代執行 ・公表	· 改善措置指導 書、改善措置勧告 書、改善措置報告 書、改善書 等措置。 。 改善書 等措置。 。 企書 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	人口登録犬	約9.2万人 6,188頭
与謝野町 (京都府)	与謝野町のまちを美しくする条例 平成18年3月1日公布 平成18年3月1日施行	この条例は、与謝野町の美化推進に関し、必要な事項を 定めることにより町、町民等及び事業者が一体となって モラルの向上と歩く思想の普及を図り、現在及び将来 にわたり、町民が快適な生活を営むことができる住みよ いまちづくりを進めることを目的とする。	・町の責務 ・町民等の責務 ・事業者の責務 ・事業者の責務 ・ 土地所有者等の責務 ・ 清潔の保持・飼い主の責務 ・ 美化重点区域の指定 ・ 美化団体の育成 ・ 美化団体の育日等 ・ 指導 ・ 勧告及び命令		人口登録犬	約2.3万人 1,164頭
宮津市 (京都府)	宮津市安全で美しいまちづくり条例 平成19年9月26日公布 平成20年1月1日施行	この条例は、市民と行政等が一体となって、犯罪のない 安全なまち及びごみ、落書き等のない美しいまち(以下 「安全で美しいまつ」という。)をつくることを目的とする。	・定義 ・基本理念 ・市の責務 ・市民等・地域活動団体及事業者 の責務 ・関係行政機関の協力 ・地域コミュニティーの強化・防犯 の推進 ・子ども等の安全の確保 ・清潔の保持 ・花と緑の推進 ・歩行喫煙 ・委任		人口登録犬	約1.9万人 1,015頭
京丹後市 (京都府)	京丹後市美しいふるさとづくり条例 平成16年4月1日公布 平成16年4月1日施行	この条例は、京丹後市の豊かな自然環境を保全していく ために、必要な事項を定め、市、事業者、及び市民等が 一体となって市域の美化を行い、美しいふるさとづくりを 推進することを目的とする。	・定義 ・市東書の責務 ・事業者の責務 ・事業者の責務 ・調い主の責務 ・ 担い時有等等の責務 ・ 土地所有等等が上 ・重点区域区域内の域内の重要施策 ・特別保護区域域内の域内の影定 ・特別保護区域内の認定 ・特別保護団体の認定 ・環境保護・環境保護・制制・表別・表別・表別・表別・表別・表別・表別・表別・表別・表別・表別・表別・表別・		人口登録犬	約1.5万人 2,645頭
堺市 (大阪府)	堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例 平成21年9月14日公布 平成21年10月1日施行	安全・安心・快適なまちづくりについて、施策の基本となる事項を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、互いの自主性を尊重しながら協働して取組を進め、市民が安全に、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。	飼い犬等のふんの放置禁止		人口 登録犬 (H24.3.31時 点)	約84万人 42,325頭
高槻市 (大阪府)	高槻市まちの美化を 推進する条例 平成18年3月29日公布 平成18年4月1日施行	市、市民等及び事業者が協働して空き缶等及び吸い殻等のポイ捨てを防止し、併せて清掃活動等を行うことにより、まちの美化を推進し、もって市民の快適な生活環境の確保に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・助言及び指導	なし	人口登録犬	約35.7万人 16,934頭
豊中市 (大阪府)	豊中市美しいまちづくりの推進に関する 条例 平成17年4月1日公布 平成17年7月1日施行	まちの美化について、ボイ捨て、犬のふんの放置及び美 観を損なう屋外広告物の表示等の防止並びに空き地の 適正管理に関し必要な事項を定めることにより、市と市 民等、事業者及び団体が一体となって美しいまちづくりを 推進し、もって良好な生活環境の向上を図ることを目的 とする。	美しいまちづくりに関する意識の啓発 市民・事業者・団体の役割まち美化活動協定について 罰則	立入調査員証 告知·弁明書 過料処分通知書	人口登録犬	約39万人 14,703頭

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	(平	備考 成23年度)
東大阪市 (大阪府)	東大阪市まちの美化推進に関する条例 平成9年7月4日公布 平成9年8月1日施行 (ただし、犬のフンに関する部分を 平成19年3月30日追加して一部改正、 平成19年10月1日施行)	東大阪市環境基本条例(平成13年東大阪市条例第8号)の本旨を達成するため、ボイ捨て、落書を及び飼い犬のふんの放置の防止等について必要な事項を定めることにより、本市、市民等、事業者、占有者等が一体となって快適で美しいまちづくりを推進し、もって良好な都市環境を確保することを目的とする。	市長の責務 市民等の責務 占有者の責務 公共の場所の管理者の責務 飼い犬のふんの放置の禁止 関係機関への要請 過料		ДП	約50.78万人 24,528頭
池田市 (大阪府)	池田市環境保全条例 昭和53年7月1日公布 昭和53年10月1日施行 池田市環境保全条例施行規則 昭和53年8月1日公布 昭和53年10月1日施行	すべて市民は、健康で安全にして快適な生活を営み得る良好な環境を享受する権利を有し、相互にこれを尊重する。	・飼養者の遵守義務 ・指導及び勧告		人口 登録犬	約10.3万人 4,486頭
	池田市美しいまち推進条例 平成21年3月30日公布 平成21年4月1日施行	吸い殻・空き缶等及び印刷物等のボイ捨て及び散乱、フン害並びに落書き行為の防止について必要な事項を定める事により、市・事業者・市民等がそれぞれの責務を自覚し協働して美しいまちづくりを推進し、もって市民等の清潔で快適な生活環境を確保する事を目的とする。	ボイ捨て、落書き行為、ベットのふ んの放置禁止 (指導及び勧告及び過料)			
吹田市 (大阪府)	吹田市環境美化に関する条例 平成11年3月29日公布 平成11年10月1日施行 (平成17年4月1日改正)	ポイ捨て等の防止、屋外広告物の提出又は表示の適正 化等環境美化を図ることにより、清潔できれいなまちを つくり、もって市民の生活環境の向上に資することを目 的とする。	飼い犬等のふんの放置をボイ捨て と位置付け、ボイ捨て防止のため の勧告ができる。		人口 登録犬	約35万人 14,130頭
泉大津市 (大阪府)	泉大津市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬 のふん等の放置の禁止に関する条例 平成23年12月13日公布 平成24年4月1日施行	ごみ等のボイ捨て及び飼い犬のふん等の放置の禁止に 関し、必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまち づくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・ごみ等のポイ捨てや飼い犬のふ ん等の放置に関する飼い主等の 責務及び禁止事項 ・指導、勧告及び命令		人口 登録犬	約7.7万人 2,620頭
守口市 (大阪府)	守口市まちの美化推進に関する条例 平成13年3月27日公布 平成13年10月1日施行 (平成15年3月3日改正)	市、市民、事業者が一体となって、ボイ捨て等の防止、 屋外広告物の掲出又は表示の適正化等を図ることによ り、快適で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	犬等のふん害の防止		人口 登録犬	約14.7万人 5,994頭
枚方市 (大阪府)	枚方市ボイ捨でによるごみの散乱及び 犬のふんの放置の防止に関する条例 平成14年3月19日公布 平成14年10月1日施行	市、市民、事業者等の責務を明らかにすることにより、ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの公共の場所等への放置のない、清潔で美しいまちをつくり、もって市民の快適な生活環境の確保を目的とする。	犬のふんの放置禁止	命令書	人口 登録犬	約41万人 18,557頭
茨木市 (大阪府)	茨木市生活環境の保全に関する条例 平成20年9月30日公布 平成21年4月1日施行	生活環境の保全のため、公害等の原因となる行為に関して必要な規制や必要な措置を定めることにより、良好な生活環境の保全を図り、環境への負荷を低減して、現在及び将来の市民の健康と安全を確保することを目的とする。			人口 登録犬	約27.6万人 10,776頭
泉佐野市 (大阪府)	泉佐野市環境美化推進条例 平成17年12月22日公布 平成18年4月1日施行	清潔で美しいまちづくりを図るため、空き缶等及び吸殻 等の散乱並びに飼い大等の愛玩動物のふん放置を防止するための措置を講じ、もって快適な生活環境の保全 と都市環境の美化に寄与することを目的とする。	飼い主等の責務		人口 登録犬	約10.2万人 5,281頭
寝屋川市 (大阪府)	寝屋川市美しいまちづくり条例 平成17年3月30日公布 平成17年4月1日施行 (条例の一部は、平成17年10月1日から 施行)	この条例は、市域の良好な生活環境の維持向上を図る ため、寝屋川市、市民及び事業者の責務及び役割を定 め、安全で清潔な、みどり豊かなまちづくりの推進を目的 とする。	・飼犬の管理 ・犬のふんの放置禁止 ・市民の協力 ・指導及び勧告	·勧告書 ·命令書	人口 登録犬	約24.2万人 1,1651頭
松原市 (大阪府)	松原市きれいなまちづくり条例 平成8年12月26日公布 平成9年4月1日施行	市民がより健康で高度な文化的生活を営む上において 必要で良好な生活環境の確保と都市の美化促進を図る ため、市長、市民及び事業者のそれぞれの責務を明ら かにし、緑あふれるきれいなまちづくりを総合的に推進 するための基本的事項を定め、もって市民福祉のより一 層の向上に寄与することを目的とする。	・飼い犬の飼育者の遵守事項 ・市民の協力		人口 登録犬	約12.5万人 6,219頭
大東市 (大阪府)	大東市環境の保全等の推進に関する条 例施行規則 平成18年5月15日公布 平成18年6月5日施行	事業活動及び市民生活に伴って生ずる環境への負荷の 低減を図り、快適でうるおいのある豊かな環境の保全と 創造に寄与することを目的とする。	飼い犬等の飼養の適正管理 (§17-1①)		人口 登録犬	約12.6万人 5,540頭
和泉市 (大阪府)	和泉市生活環境の保全等に関する条例 第4章第4節愛玩動物の管理 (第41条、第42条) 平成11年10月13日公布 平成12年4月1日施行 (平成19年10月1日改正施行)	愛玩動物の管理義務	飼育者は飼育施設の設置等、適 正な管理をするとともに、悪臭・病 害虫の予防・ふん尿の処理や、不 要・死亡の際も適切に処理しなければならない。これに違反した場 合は必要な措置をとるよう指導し、 又は勧告する。		人口 登録犬 (平成24年	約18.7万人 7,971頭 F3月末時点)

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備 (平成2	考 3年度)
箕面市 (大阪府)	箕面市まちの美化を推進する条例 平成22年3月29日公布 平成22年4月1日施行	ごみの散乱及び落書きを行うことの防止についての必要な事項を定めることにより、市、市民等、事業者及び土地所有者等の協働によるまちの美化を推進し、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。	・市民等の責務 ポイ捨て等の禁止(犬のふん放 置) ・立入調査 ・指導、勧告、命令 ・過料	·勧告書 ·命令書 ·過料処分通知 書	人口登録犬	約13万人 6,481頭
柏原市 (大阪府)	柏原市犬のふんの放置及びポイ捨てに よるごみ等の散乱の防止に関する条例 平成17年6月29日公布 平成17年12月1日施行	犬の糞の放置及びボイ捨てによるごみ等の散乱を防止 することについて、市・市民等及び飼い主等の責務、そ の他必要な事項を定めることにより、柏原市の環境の美 化を推進し清潔で美しい町づくりに寄与する。	1 飼い主の糞害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項指導及び勧告 4 指導及び勧告	・飼い主の糞害 等 ・勧告書 ・命令書 ・過料通知書	人口登録犬	約7.3万人 3,605頭
門真市(大阪府)	門真市美しいまちづくり条例 平成13年3月28日公布 平成13年6月28日施行	市民の健康で文化的な生活を保持するため、生活環境 の美化に関する行動の基本となる事項その他必要な事 項を定め、これらを市、市民及び事業者が一体となって 取り組み、市域の美しいまちづくりを推進することを目的 とする。	飼い犬のふんの放置の禁止		人口登録犬	約13万人 3,810頭
摂津市 (大阪府)	展津市環境の保全及び創造に関する条例 平成11年6月29日公布 平成11年12月1日施行 (平成14年3月28日改正)	良好な環境の保全及び創造に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及 び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基 づ、施策の総合的推進を図ることにより、現在及び将来 の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目 的とする。	・飼育者の責務 ・指導及び勧告		人口 登録犬	約8.4万人 3,550頭
藤井寺市 (大阪府)	藤井寺市美しいまちづくり推進条例 平成15年3月31日公布 平成15年4月1日施行	藤井寺市環境保全基本条例(昭和58年藤井寺市条例第 9号)第6条の規定に基づき、市民の健康で文化的な生活を保持、促進するため、廃棄物の不法投棄の防止や 公共の場所の清潔保持など、市民の身近な生活環境の 美化に関する行動の基本となる事項その他必要な事項 を定め、これらを市、市民及び事業所等が一体となって 取り組み、市内の美しいまちづくりを推進することを目的 とする。	飼い犬の飼い主は、当該飼い犬を 飼育場所以外の場所へ移動し、又 は運動させるときは、犬のフンを回 収するための用具等を携帯するな どして、当該飼い犬のフンを適正に 処理しなければならない。		人口登録犬	約6.7万人 2,919頭
泉南市 (大阪府)	泉南市きれいなまちづくり条例 平成17年3月31日公布 平成17年4月1日施行 泉南市きれいなまちづくり条例施行規則 平成17年11月29日公布 平成17年12月1日施行	まちの美化を進め、よりよい生活環境を作るために必要な事項を定め、清潔できれいなまちづくりに資することを目的とする。	・美化を進めるための施策への市 民、事業者の協力 ・ペットのふんの投棄禁止		人口 登録犬	約6.5万人 3,893頭
四條畷市 (大阪府)	四條畷市生活環境の保全等に関する条例 平成20年3月28日公布 平成20年7月1日施行	市民の良好な環境の確保に関し、屋外作業に関する規制、ペットのふんの放置禁止、ボイ捨て禁止などを定め、健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。	・犬、猫等愛がん動物の適正管理 ・ふん害防止 ・死亡した際の処理等		人口 登録犬	約5.7万人 3,036頭
大阪狭山市 (大阪府)	大阪狭山市ごみ等のボイ捨て等の防止 に関する条例 平成8年6月28日公布 平成8年10月1日施行	ごみ等のボイ捨て等を防止することに関し、市、市民等 及び事業者の責務その他の必要な事項を定めることに まり、市内の環境美化の促進と美観の保護を図り、もっ て市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的 とする。	犬のふんの放置禁止		人口登録犬	約5.8万人 2,733頭
阪南市 (大阪府)	阪南市まちの美化に関する条例 平成14年3月29日公布 平成14年8月1日施行	市民等、事業者、所有者等及び市が一体となって、空き 缶等のポイ捨て及び愛がん動物のふんの放置を防止す ることにより、地域における環境美化の促進を図り、もっ て清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告及び過料	命令書	人口登録犬	約5.8万人 3,731頭
能勢町 (大阪府)	能勢町ごみのポイ捨て及び飼い犬等の ふん害の防止に関する条例 平成21年12月24日公布 平成22年4月1日施行	町、事業者及び町民等がそれぞれの責務を自覚するとともに清潔で美しいまちづくりを推進し、快適な生活環境を確保するためにボイ捨て等を防止することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導 ・勧告及び命令 ・過料	·過料 ·告知·弁明書 ·処分通知書	人口 登録犬	約1.2万人 1,641頭
熊取町 (大阪府)	美しいまちづくり条例 平成9年10月8日公布 平成9年12月1日施行	環境の美化に関し、町、町民等及び事業者の責務その 他必要な事項を定めることにより、まちの環境の美化の 促進と美観の保護を図り、もって美しいまちづくりを推進 することを目的とする	犬のふん害の防止		人口 登録犬	約4.4万人 2,915頭
田尻町 (大阪府)	田尻町安全、安心で快適な生活環境の 整備に関する条例 平成23年3月22日公布 平成23年7月1日施行	町民等がより一層安全で安心して快適に暮らせるまちづくりについて、基本となる事項を定め、町民等の自主性 及び主体性を尊重し、生活環境を整備することにより、 安全、安心快適なまち田尻の実現と将来の田尻町を担 うこどもの手本になる生活環境がづくりを目的とする。	犬猫その他の動物の飼い主(その 所有者以外で犬猫その他愛護動 物を飼育し、又は保管している者 を含む。)又は管理者は、当該動 物のふんを公共の場所に放置して はならない。		人口登録犬	約0.8万人 416頭
岬町 (大阪府)	岬町環境の美化に関する条例 平成10年6月29日公布 平成10年10月1日施行	環境の美化に関し、町、町民等、事業者及び占有者等の責務、その他の必要な事項を定めることにより、ごみ等の散乱の防止等を図り、快適で美しいまちづくりを推進し、もって良好な都市環境を確保することを目的とする。	<ul><li>・犬のふんの放置禁止</li><li>・勧告及び命令</li><li>・公表</li></ul>	·勧告書 ·命令書	人口登録犬	約1.8万人 1,300頭

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
太子町 (大阪府)	太子町美しいまちづくり条例 平成19年12月27日公布 平成20年4月1日施行	空き缶、吸い殻の散乱及び粗大ごみの不法投棄の防止 並びに受護動物の管理等について必要な事項を定める ことにより、町民が良好な環境の中で快適な生活を営め るよう清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とす る。	受護動物の飼い主の責務として飼い主は、愛護動物が近隣住民に危害を加え、又は迷惑を及ぼすことのないよう適切に管理し、愛護動物を自養場所以外の場所へ移動するときは、ふんを回収するための用具等を携帯するなどして、これを適切に処理しなければならない。 て、飼養することができなくなった場合及び愛護動物を経続して、追議なるとができなくなった。 場合及び愛護動物が死亡したときは、関係法令の規定に基づいて、適適切に措置しなければならない。		人口 約1.4万 登録犬 846
河南町 (大阪府)	美しい河南町条例 平成21年12月10日公布 平成22年4月1日施行	かん・びん・吸殻等のボイ捨て及び散乱、犬のフンの放置並びに落書き行為の禁止、空き地・空き家の適正管理、緑化の推進などについて必要な事項を定めることにより、町・任民・事業者等がそれぞれの責務を自覚し協働して美しいまちづくりを推進し、もって河南町の豊かな自然や良好な環境を保持することを目的とする。	飼い主の適正な管理や糞の放置 を禁止。(条例第11条)		人口 約1.64万 登録犬 1,364
西宮市 (兵庫県)	快適な市民生活の確保に関する条例 平成12年3月30日公布 平成12年7月1日施行 (平成17年4月1日一部改正) (平成20年6月1日一部改正)	市民の平穏で清潔な日常生活の維持について必要な事 項を定めることにより、快適な市民の生活環境を確保す ることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関す る啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 約48万 登録犬 24,061
相生市(兵庫県)	相生市民の住み良い環境をまもる条例 昭和49年9月24日公布 昭和50年3月20日施行 (平成22年4月1日一部改正)	この条例は、現在及び将来に亘つて相生市民が健康で 文化的な生活を営むために、良好な環境の確保に関す る市長、事業者及び市民それぞれの責務を明らかにし、 市民の安全、かつ、快適な環境をまもるための施策の基 本となる事項その他必要な事項を定めることにより、そ の施策の総合的推進を図り、もつて市民の良好な環境 を確保することを目的とする。	愛玩動物の飼育者の義務等	なし	人口 約3.1万 登録犬 2.014
佐用町 (兵庫県)	佐用町良好な環境の保護に関する条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	住民の自然保護意識の高揚、環境教育の推進等を図るとともに、住民・企業の協力のもとごみの不法投棄など公害監視体制の強化や自主規制の促進、省エネルギー化と地域ぐるみでの環境美化運動等を推進し、星空景観形成地域の指定を受ける町として、光害防止対策などの取り組みを住民と行政が一体となり、美しい水と緑の環境を守り育て、「ひとまち 自然がきらめく共生の郷佐用」を目指したまちづくりの実現を目的とする。		なし	人口 約2万 登録犬 1,776
淡路市 (兵庫県)	ポイ捨てをなくす淡路市 美しい島づくり条例 平成17年4月1日公布 平成17年4月1日施行	美しい自然とさわやかな淡路島を維持、創出するため、 市、事業者及び市民が一体となってごみの散乱、飼い犬 のふんの放置、ボイ捨て等を防止するとともに、散乱ご みの清掃とその再資源化に努め、住みよい地域(島)づ くりと環境の美化の促進を図ることを目的とする。	市の責務、住民等の責務、公共の 場所の管理者の責務、飼い犬のふ んの放置、勧告及び命令、報告、 公表、関係機関への要請	勧告書 命令書	人口 約4.7万 登録犬 3,974
南あわじ市(兵庫県)	ポイ捨てをなくす南あわじ市美しい島づく り条例 平成17年1月11日公布 平成17年1月11日施行	美しい自然とさわやかな淡路島を維持し、創出するため、市長、事業者及び住民が一体となってごみの散乱飼い犬のふんの放置、ボイ捨て等を防止するとともに、散乱ごみの清掃及びその再資源化に努め、住みよい地域・島づくりと環境の美化の促進を図ること	住民等の責務 勧告及び命令	なし	人口 約5.1万 登録犬 3,728
河合町 (奈良県)	河合町飼い犬ふん書等防止に関する条例 平成9年3月28日公布 平成9年4月1日施行	飼い主の責任としての飼い犬のふん及び尿の処理等に 関し、必要な事項を定めることにより、飼い犬の養害等 の防止に関する意識の高揚を図り、町民の良好な生活 環境づくりの推進に寄与することを目的とする。	・飼い犬の糞害等の防止に関する 啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	なし	人口 約2.0万 登録犬 1,148
三宅町(奈良県)	三宅町飼い犬のふん害等の防止に関する条例 平成22年4月1日公布 平成22年4月1日施行	飼い主の責任としての飼い犬のふん等の処理に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害等の防止 に関する意識の高揚を図り、町民の良好な生活環境づく りの推進に寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼い犬のふん 害等防止勧告書 ・命令書	人口 約0.7万 登録犬 304
生駒市 (奈良県)	生駒市まちをきれいにする条例 平成22年9月28日公布 平成23年1月1日施行	環境美化に関する市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、それぞれが協働してまちをきれいにするための施策について必要な事項を定め、市民等が快適で安全な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・調査・指導及び勧告	勧告書	人口 約12万 登録犬 6,418
和歌山市 (和歌山県)	和歌山市美化推進及び美観の保護に関 する条例 平成4年7月16日公布 平成4年11月1日施行	地域の美観環境の形成に関し、市、市民等、事業者、占 有者等の責務及び必要な事項を定めることにより、地域 の環境美化の促進及び環境の保護に資することを目的 とする。	飼い主の遵守事項		人口 約36.8万 登録犬 16,707

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
海南市 (和歌山県)	海南市美しいまちづくり条例 平成17年4月1日公布 平成17年4月1日施行	この条例は、市民等、事業者、所有者等及び市が一体となって環境の美化に関する活動を行うことにより、美化意識の向上を図るとともに、市民の快適な生活環境を確保し、もって清潔な美しいまちづくりに資することを目的とする。	するための用具を携行するなどし、 飼い犬等が公共の場所等におい	・飼い犬等のふ んの放置の禁止 ・指導又は勧告 措置命令書	人口 55,577人 登録犬 2,666頭
紀の川市 (和歌山県)	紀の川市環境保全条例 平成17年11月7日公布 平成17年11月7日施行	この条例は、すべての市民が健康で文化的な生活を営む上において、良好な環境が極めて重要であることにかんがみ、市、事業者及び市民の責務を明らかにするともに、良好な環境を保全する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画に推進し、もっと市民の良好な環境を保全することを目的とする。	飼い犬、飼い猫、その他愛玩動物 を屋外で運動させる場合の糞の適 正処理	なし	人口 約6.7万人 登録犬 4,639頭
岩出市 (和歌山県)	岩出市の環境を守る条例 平成12年12月27日公布 平成12年12月27日施行	良好な環境の保全に関し、市、市民及び事業者の責務 を明らかにし、良好な環境を守るために必要な事項を定 めることにより、ゆたかな環境づくりを推進し、もって健康 で文化的な生活の確保に資する。	飼い犬を屋外で運動させる場合の 糞の適正処理	なし	人口 約5.3万人 登録犬 2,367頭
橋本市 (和歌山県)	橋本市環境保全条例 平成18年3月1日公布 平成18年3月1日施行	すべての市民が健康で文化的な生活を営む上において 良好な環境が極めて重要であることにかんがみ、市、事 業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境を保全する施設の基本となる事項を定め、その施策を 総合的かつ計画的に推進し、もって市民の良好な環境を 保全することを目的とする。	・ポイ捨ての禁止 ・愛玩動物の管理 ・飼い犬等の飼育 ・飼い主の遵守事項	・飼い犬のふん 害等 様式なし	人口 約6.7万人 登録犬 4.258頭
有田市 (和歌山県)	有田市美しいまち条例 平成11年10月19日公布 平成11年10月19日施行	環境基本法の精神にのっとり、ふるさと有田市の美しいまちづくりの形成を目指し、有田市、市民等及び事業名の責務を明らかにし、かつ一体となって取り組むべき事項を定めることにより、環境美化意識の向上及び美観の保護を行い、現在及び将来の世代に美しいまち有田市を提供することを目的とする。	・飼い犬の糞を適切に処理する責務 ・飼い主の遵守事項 ・罰則	·勧告書 ·命令書	人口 約3.2万登録犬 1,327頭
串本町 (和歌山県)	串本町の豊かな自然と住みよい環境を 守る条例 平成17年4月1日公布 平成17年4月1日施行	串本町の豊かな自然環境と住みよい生活環境を守るため町、町民、旅行者等が一体となって美しい町作りを推進することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の責務 ・措置命令及び制裁	なし	人口 約1.9万人 登録犬 1,132頭
鳥取市 (鳥取県)	鳥取市快適な生活環境の確保に関する 条例 平成20年3月25日公布 平成20年4月1日施行	環境を害することとなる行為の防止等について、市、市 民及び事業者の責務を明らかにするとともに、ボイ捨て 等の禁止その他必要な事項を定めることにより、市、市 民及び事業者の協働による清潔で美しいまちづくりを推 進し、もって快適な生活環境の確保を図ることを目的と する。	飼い犬のふん放置の禁止 勧告 命令 罰則	なし	人口 約20万人 登録犬 7,788頭
米子市 (鳥取県)	米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例 平成19年3月28日公布 平成19年7月1日施行	空き缶、たばこの吸い殻その他のごみの投棄及び飼い 犬等のふんの放置の防止並びに歩行喫煙の制限に関し 必要な事項を定めることにより、市並びに市民等、事業 者及び土地所有者等が協働して環境の美化を図り、もっ てきれいな住みよいまちづくりを推進することを目的とす る。	指導	なし	人口 約15万人 登録犬 6,922頭
倉吉市 (鳥取県)	倉吉市ポイ捨て等及び公共の場所における喫煙の制限に関する条例 平成20年7月1日公布 平成20年8月1日施行	公共の場所におけるボイ捨て及び飼い犬等のふんの放置の防止並びに公共の場所における喫煙の制限に関し必要な事項を定め、市、市民等、事業者及び土地所有者等が協働して環境美化の推進並びに喫煙マナーの向上及び受動喫煙の防止を図ることにより、清潔で快適な環境を確保することを目的とする。	飼い犬等のふんの放置の禁止 指導 命令	改善命令書 告知書 過分処分決定通 知書	人口 約5万人 登録犬 2,177頭
境港市 (鳥取県)	境港市飼い犬ふん害等防止条例 平成9年12月19日公布 平成9年12月19日施行	飼い主の責任としての飼い犬のふん及び尿の処理等に 関し必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害等 防止に関する意識の高揚を図り、市民の快適な生活環 境の推進に寄与することを目的とする。	飼い犬のふんの放置の禁止 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害 等指導報告書 勧告書	人口 約3.6万人 登録犬 1,742頭
岩美町(鳥取県)	岩美町環境美化に関する条例 平成23年9月14日公布 平成24年4月1日施行	環境を害することとなる行為の防止等について、町、町 民等、事業者及び土地占有者等の責務を明らかにする とともに、ごみ問題の解決の一環として空き缶等のポイ 捨て等の防止及び清掃その他環境美化促進に関する取 組の推進を図り、もって本町の美観の保持及び快適な生 活環境の保全に資することを目的とする。		なし	人口 約1.3万人 登録犬 543頭
八頭町(鳥取県)	八頭町美しい町づくり条例 平成20年12月25日公布 平成21年4月1日施行	ポイ捨て及び犬のふん害を防止することにより、清潔で 美しい町づくりを推進し、もって快適な生活環境の保全 に資することを目的とする。	町民、飼い主の責務 ボイ捨て及び飼い犬のふんの放置 の禁止 立入調査等 勧告、命令、公表	勧告書 命令書	人口 約1.9万人 登録犬 875頭
湯梨浜町 (鳥取県)	湯梨浜町ふるさとを守る環境美化条例 平成21年7月21日公布 平成21年11月1日施行	町民等、事業者、土地占有者等及び町が一体となって、公共の場所における空き缶・ごみくず等のポイ捨て防止、大のふん害防止及び清掃その他の環境集化の促進に関する取組みの推進を図り、もって本町の美観の保持及び快適な生活環境の保全に資することを目的とする。	町民等の責務 飼い犬等のふんの放置の禁止 指導 命令、過料	改善命令書 告知書 過分処分決定通 知書	人口 約1.8万人 登録犬 778頭

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備: (平成2:	-
琴浦町 (鳥取県)	琴浦町きれいな町づくり条例 平成21年9月25日公布 平成21年11月1日施行	ごみのポイ捨て及び飼い犬等のふん害を防止することにより、きれいな町づくりを推進し、もって生活環境の保全を図ることを目的とする。	町民等の責務 飼い犬等のふんの放置の禁止 指導、勧告、命令、公表	なし	人口 登録犬	約1.9万人 939頭
雲南市 (島根県)	雲南市ボイ捨て及び飼い犬等ふん害防止条例 平成16年11月1日公布 平成16年11月1日施行	飲料容器や吸い殻等の散乱の防止及び飼い犬等によるふん害の防止について、市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、ボイ捨ての禁止、飲料容器の回収及び資源化並びに飼い犬等のふん害防止その他の必要な事項を定めることにより、清潔できれいな市をつくり、かつ、資源の有効な利用を促進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。		・飼い犬のふん 害等勧告書 ・飼い犬のふん 害等命令書	人口登録犬	約4.2万人 2,548頭
倉敷市 (岡山県)	倉敷市飼犬ふん害防止条例 平成23年9月28日公布 平成24年1月1日施行	飼主の責任としての飼犬のふん処理等に関し必要な事 項を定めることにより、ふん害の防止に関する意識の高 揚を図り、市民の良好な生活環境の推進に寄与すること を目的とする。	飼主のふん害防止に関する啓発 市民の協力 飼主の遵守事項 指導及び勧告		人口 登録犬 (平成23年 度末)	約48.1万人 22,932頭
総社市 (岡山県)	総社市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成23年12月19日公布 平成24年1月1日施行 ただし、第5条、第6条及び第8条は平成 24年4月1日施行	のふん及び尿の処理について飼い主のマナーを高め、 ふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良	市の責務 飼い主の責務 指導又は勧告 命令及び公表 罰則	なし	人口 登録犬 (制定時点)	約6.8万人 3,033頭
下関市 (山口県)	下関市環境美化条例 平成17年2月13日公布 平成17年2月13日施行 (平成20年4月1日改正)	この条例は、ボイ捨て、落書き及び路上喫煙の防止について必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び安全で快適な都市空間の形成を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。	止	·告知·弁明書 ·過料処分決定 通知書	人口 (平成24年4 月1日時点) 登録犬 (平成23年 度末時点)	281,704人
岩国市 (山口県)	岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例 平成21年12月24日公布 平成22年4月1日施行 (21条の規定は平成22年7月1日施行)	空き缶等のポイ捨てをはじめとした迷惑行為の防止について必要な事項を定め、市民等、事業者、占有者等及び市の責務を明らかにし一体となって環境美化意識の向上を図るとともに、思いやりのある行動を促し、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。		命令書 公表通知書	人口登録犬	約14.1万人 9,751頭
宇部市 (山口県)	宇部市環境保全条例 平成17年3月29日公布 平成17年4月1日施行	宇部市における環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境を確保するとともに、地球環境の保全に貢献することを目的とする。	等 ・公共の場所への犬の糞便等廃棄		人口登録犬	約17.3万人 11,639頭
山口市 (山口県)	山口市の生活環境の保全に関する条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	山口市環境基本条例に掲げる基本理念にのっとり、市民が健康な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができる生活環境の確保に必要な事項を定め、もって健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・動物の所有者及び占有者の責務 ・動物の販売に際しての説明義務 ・犬の飼養者の遵守事項 ・猫の飼養者の遵守事項 ・勧告及び命令	・犬のふんによる 汚損の回復等 ・犬のふんによる 汚損の回復等 ・犬のふんによる 汚損の回復等 置命の自養に関 する措置動をに関 する措置動をに関 する措置命令書	人口登録犬	約19.5万人 11,858頭
防府市 (山口県)	防府市空き缶等のボイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 平成13年12月26日公布 平成14年4月1日施行	ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について、必要な事項を定めることにより、市、事業者、市民等及び も有者等が一体となって地域における環境美化の促進 を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とす る。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・市の責務 ・飼い主の責務 ・禁止行為 ・勧告		人口登録犬	約11.6万人 7,825頭
下松市 (山口県)	下松市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成9年12月18日公布 平成10年4月1日施行	市民等、事業者、占有者等及び市が一体となって、空き 缶等のボイ捨てを防止し、地域における環境美化の促 進を図り、もって清潔で美しいまちづくりを目指すことを 目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼い犬のふん害防止 ・原状回復命令(ふんの持ち帰り及 び処理)		人口 登録犬	約5.5万人 2,832頭
光市 (山口県)	光市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成16年10月4日公布 平成16年10月4日施行	市民等、事業者、占有者及び市が一体となって、空き缶 等のポイ捨てを防止し、地域における環境美化の促進を 図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。			人口 登録犬	約5.2万人 2,956頭
長門市 (山口県)	長門市ポイ捨て等防止条例 平成17年7月11日公布 平成17年7月11日施行	市、市民、事業者及び土地又は建物の所有者が協力して、空き缶、空き瓶、紙(ず、たばこの吸い設等のごみ散乱や犬のふんの放置をなくし、きれいで美しいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・市の責任 ・市民の義務 ・意識の啓発等		人口 登録犬	約3.7万人 2,008頭

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備孝 (平成23	-
柳井市(山口県)	柳井市をきれいにする条例 平成17年6月30日公布 平成17年6月30日施行	柳井市の良好な生活環境を保全し、市民の誇れる清潔 で美しいまちづくりを図ることを目的とする。	・ふん書等防止に関する意識高揚等 ・飼い犬等の遺棄及びふんの放置 の禁止 ・市民等に対する勧告 ・命令 ・公表	·勧告書 ·命令書	人口 登録犬	約3.4万人 2,142頭
美祢市(山口県)	美祢市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成20年3月21日公布 平成20年3月21日施行	市民等、事業者、占有者及び市が一体となって、地域に おける環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを 目指すことを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼い主のふん害防止 ・命令・公表	·原状回復等命令書 ·勧告履行命令書	人口 登録犬	約2.8万人 2,116頭
周南市(山口県)	周南市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成15年4月21日公布 平成15年4月21日施行 (平成23年3月28日一部改正)	市民等、事業者、占有者等及び市が一体となって、空き 缶等のポイ捨てを防止し、地域における環境美化の促 進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的と する。	・ふん害等防止に関する意識高揚等・飼い犬のふん害防止・命令・公表	·原状回復等命令書 ·勧告履行命令書	人口 登録犬	約14.8万人 9,981頭
山陽小野田市(山口県)	山陽小野田市空き缶等のポイ捨て禁止 条例 平成17年3月22日公布 平成17年3月22日施行	市、市民等、事業者及び占有者等が一体となって空き缶 等のポイ捨てを防止することにより、地域における環境 美化の促進を図り、もって清潔なまちづくりに資すること を目的とする。	- ふん害等防止に関する意識高揚 等 - 飼い犬のふん害防止 - 勧告 - 命令 - 公表	·勧告書 ·勧告履行命令 書	人口 登録犬	約6.4万人 4,108頭
和木町 (山口県)	和木町環境美化条例 平成13年3月23日公布 平成13年4月1日施行 (平成19年4月1日一部改正)	粗大ごみ等の投棄及び空き缶等のポイ捨て並びに飼い 犬のふんの放置等の防止について必要な事項を定める ことにより、町民等、事業者、占有者等及び町が一体と なって、環境の美化を図り、清潔で美しいまちづくりに資 することを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・町の責務 ・町民等の責務 ・禁止行為 ・命令		人口 登録犬	約0.6万人 237頭
田布施町(山口県)	美しいまちづくり推進条例 平成13年12月26日公布 平成14年4月1日施行	この条例は、美しくて魅力のある景観及び環境をつくることが、本町の定住条件を高め、また、まちを発展させる 原動力になることから、まちづくり行政に携わる者と町民 及び民間企業の関係者が互いに協力しあって美しいま ち田布施をつくることを目的とする。	<ul><li>・散歩中の犬のふん便の始末</li><li>・立入検査、改善要請</li><li>・改善勧告又は命令</li><li>・公表</li></ul>	・改善要請書 ・勧告書・命令書 ・公表通知書	人口 登録数	約1.6万人 1,118頭
平生町 (山口県)	快適な環境づくり推進条例 平成15年3月28日公布 平成15年4月1日施行	町民等、事業者、土地占有者等及び町が一体となって、 地域における快適な環境を創造し、清潔で美しく魅力の あるまちづくりを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・犬の飼い主の責務 ・指導、要請 ・勧告 ・公表	• 勧告書	人口 登録犬	約1.3万人 982頭
徳島市 (徳島県)	徳島市ポイ捨て及び犬のふん害の防止 に関する条例 平成13年12月27日公布 平成14年7月1日施行	ポイ捨て及び犬のふん害を防止する事により、清潔で美 しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に し資することを目的とする。	<ul><li>・市の責務</li><li>・市民等の責務</li><li>・飼い主の責務</li><li>・罰則</li></ul>	・飼い主のふん 害等勧告書	人口 登録犬	約25.7万人 9,982頭
鳴門市 (徳島県)	鳴門市ポイ捨て防止等環境美化の促進 及び放置自転車の適正な処理に関する 条例 平成14年12月25日公布 平成15年4月1日施行	ボイ捨てによる空き缶等の散乱の防止及びふん害の防止並びに放置自転車の適正な処理に関し必要な事項を定める事により、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持にし資することを目的とする。	・市の責務 ・市民等の責務 ・飼い主の責務 ・指導及び勧告	・飼い主のふん 害等勧告書 ・命令書 ・弁明通知書	人口 登録犬	約6.2万人 3,315頭
阿南市 (徳島県)	阿南市ボイ捨て等防止に関する条例 平成15年10月1日公布 平成16年4月1日施行	市民等、事業者、所有者等及び市が一体となって、ポイ 捨て及び犬のふん書を防止することにより、快適な生活 環境の保全と環境の美化の推進を図ることを目的とす る。	飼い主の責務として飼い犬の糞の 放置禁止 市民の協力 啓発及び広報活動 指導及び勧告	なし	人口 登録犬 (制定時点)	約7.7万人 3,850頭
吉野川市(徳島県)	吉野川市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成16年10月1日公布 平成16年10月1日施行	この条例は飼い主等のふん及び尿の処理等について飼い主のマナー向上を高め、ふん書等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持及び環境美化の促進の寄与することを目的とする。	1 飼い主の遵守事項 2 指導及び勧告	・飼い主等のふ ん害防止勧告書	人口 登録犬	約4.4万人 2,820頭
阿波市 (徳島県)	阿波市ポイ捨て及び犬のふん害の防止 に関する条例 平成17年4月1日公布 平成17年4月1日施行	この条例は、市民等、事業者、所有者等及び市が一体となって、ボイ捨て及び落書き並びに大のふん害を防止することにより、快適な生活環境の保全と環境の美化の推進を図ることを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	なし	人口 登録犬	40,569人 3,043頭
北島町(徳島県)	北島町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成14年12月24日公布 平成15年4月1日施行 (平成16年4月1日一部改正)	この条例は町、町民等事業者及び所有者が一体となって、ボイ捨て及びふん書を防止することによって、清潔で 美しいまちづくりを推進し快適な生活環境を保全すること を目的とする。		なし	人口 登録犬	約2.2万人 1,279頭
藍住町 (徳島県)	整住町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成15年9月25日公布 平成16年4月1日施行 (平成16年10月1日一部改正)	ポイ捨て並びに犬のふん害を防止することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告・罰則	・飼い主のふん 害等勧告書	人口 登録犬	約3.3万人 1,557頭

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式		考 3年度)
上板町 (徳島県)	上板町環境美化の推進に関する条例 平成14年12月25日公布 平成15年4月1日施行	この条例は、町の環境美化を図るため、ごみの投げ捨て 及び散乱、犬・ねこのふん害の防止並びに空き地の環境 保持、その他必要な対策を講じることにより、町、町長 等、事業者、占有者等、犬・ねこの飼い主等が一体と なって地域環境の美化及び資源の有効活用を図り、もっ て環境に配慮した住民の自発的活動を促すことにより、 豊かな自然と歴史を活かした生活環境の保全と循環型 社会の構築を目的とする。	- 町の責務 - 飼い主等の責務 - 指導又は勧告 - 措置命令 - 罰則		人口登録犬	約1.3万人 936頭
美馬市 (徳島県)	美馬市の環境美化の推進に関する条例 平成17年3月1日公布 平成17年3月1日施行 (平成18年12月15日一部改正)	市の環境美化を図るため、ごみの投捨て及び散乱、飼い犬のふん害の防止並びに空き地の環境保持その他必要な対策を請することにより、市、市民等、事業者、占有者等、犬の飼い主等が一体となって地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、もって環境に配慮した住民の自発的活動を促すことにより、豊かな自然と歴史を活かした生活環境の保全と循環型社会の構築を目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関す る啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	・飼い犬のふん 害等勧告書 ・命令書 ・通知書	人口登録犬	約3.2万人 2,845頭
つるぎ町 (徳島県)	つるぎ町環境美化条例 平成19年3月16日公布 平成19年4月1日施行	ごみの投捨て及び散乱並びに飼い犬のふん害の防止に 関し必要な措置を講ずることにより、町の環境美化の促 進を図るとともに、町民の生活環境の向上に貧すること を目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関す る啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	·環境美化適正 管理勧告書 ·命令書	人口登録犬	約1.1万人 781頭
松山市 (愛媛県)	松山のまちをみんなで美しくする条例 平成15年3月24日公布 平成15年7月1日施行	空き缶等及び吸い殻等の投げ捨て並びに飼い犬のふんの放置を防止することにより、市民総参加による国際観光温泉文化都市松山にふさわしい美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・助言、指導及び命令	命令書	人口登録犬	約51.5万人 22,496頭
新居浜市 (愛媛県)	きれいな新居浜をみん なでつくる条例 平成13年12月25日公布 平成14年4月1日施行	市民、事業者及び占有者等が一体となってごみ等の散乱及び投棄を防止し、空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講じることにより、地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、もって環境に配慮した市民の自発的な活動を促すとともに、清潔で美しい町づくりに資することを目的とします。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書命令書	人口登録犬	約12.5万人 7,849頭
上島町 (愛媛県)	上島町ポイ捨て等禁止条例 平成23年9月16日公布 平成23年10月1日施行	吸い殻等(等の中に犬等のふんも含む)及び空き缶等の 散乱防止について、町、町民等及び事業者の責務を明 らかにすることにより、清潔で住みよいまちづくりを推進 し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害 等勧告書 命令書 通知書	人口登録犬	約7千人 438頭
八幡浜市 (愛媛県)	八幡浜市のまちをみんなできれいにする 条例 平成23年3月28日公布 平成23年6月1日施行	空き缶等及び吸い殻等の投げ捨て並びに飼い犬のふんの放置を防止することにより、自然豊かな八幡浜を更に ごみの散乱のない清潔できれいなまちにすることを目的とする。	市の責務 市民の責務 事業者の責務 事業者の責務 助所有者の責務 助立入り調査 罰則	命令書身分証明書	人口 登録犬 (制定時点)	約3.8万人 1,879頭
宇和島市 (愛媛県)	宇和島市飼犬ふん書防止条例 平成17年8月1日公布 平成17年8月1日施行	飼主の責任としての飼犬の糞及び尿の処理等に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬の糞害等防止に関する意識の高揚を図り、市民の快適な生活環境の推進に寄与することを目的とする。	飼犬の糞害等の防止に関する啓 発 市民の協力 飼主の遵守事項 指導及び勧告	なし	人口登録犬	84,584人 8,811頭
安芸市 (高知県)	安芸市ポイ捨て及び犬のふん害の防止 に関する条例 平成15年3月25日公布 平成15年4月1日施行	ボイ捨てによる空き缶等ごみの散乱及び犬等のふん害 の防止について、地域の環境美化と清潔で快適な生活 環境を確保することを目的とする。	飼い主のぶん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	命令書	人口 登録犬	約1.9千人 1,441頭
東洋町 (高知県)	東洋町空き缶等ポイ捨て及び犬のふん の放置防止に関する条例 平成19年12月19日公布 平成19年12月19日施行	ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることにより、町、事業者、町民等及び占有者等が一体となって地域における環境美かの促進を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	特になし	人口 登録犬	約3千人 215頭
香南市 (高知県)	香南市ごみ捨て防止条例 平成18年3月1日施行	地域の環境美化及び保全の促進を図り、清潔で美しいまちづくりをめざすことを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書弁 明通知書 命令書	人口 登録犬	約3.4万人 2,478頭
大豊町 (高知県)	おおとよの環境を守ろう条例 平成12年3月24日公布 平成12年6月1日施行	大豊町ひいては地球のかけがえのない環境を良好な状態に保ち、次世代に引き継いでいくため、環境を考えた暮らしや事業活動に努めるとともに、ごみの投げ捨て等を防止し、地域の環境美化・保全活動の一層の推進を図り、町民の良好な生活環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	第10条第3項 犬の飼い主又は管理者は、公共の 場所等に犬のふんを放置してはな らない。	飼い犬のふん害 等勧告書 命令書	人口 登録犬	4,640人 374頭

			様式	(平成23年度)
いの町ポイ捨て及びふん害防止条例 平成18年3月31日公布 平成18年6月1日施行	町民、事業者、飼い主及び所有者等並びに町の責務を明らかにし、地域の環境美化の促進を図り、清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。	・ふん害の防止に関する啓発及び 広報活動 ・町への協力 ・大等のふん放置禁止 ・勧告、命令及び公表	・勧告書 ・命令書 ・通知書	人口 約2.5万人 登録犬 1,757頭
久留米市環境美化促進条例 平成19年3月29日公布 平成19年6月1日施行	久留米市環境基本条例の基本理念にのっとり、地域の 環境美化について、市、市民等及び事業者等の責務を 明らかにするとともに、ボイ捨ての禁止、不法投棄の防止その他環境美化の促進に必要な事項を定めること等 により、清潔で美しいまちづくりの推進を図り、もって快 適な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	市民等(飼主)の責務		人口 約30万人 登録犬 17,824頭
田川市人に優しくうつくしいまちづくり条例 平成19年12月25日公布 平成20年10月1日施行	人に優しくうつくしいまちづくりについて、基本理念並びに市民等、事業者及び市それぞれの責務を明らかにするともに、その施策の基本事項を定めることにより、市民等が安全で快適な環境の中で生活を営めるよう、清潔で人に優しくうつくしいまちづくりを目指すことを目的とする。	・愛がん動物の飼い主 の責務発活動 ・市の啓発活動 ・指導及び勧告	指導員証明書 勧告書 報告書	人口 約5.1万人 登録犬 2,853頭
嘉麻市環境美化条例 平成18年12月15日公布 平成18年12月15日施行	この条例は、環境美化の推進及びその保持を図るため、必要な事項を定めることにより、嘉麻市、市民等及び事業者が一体となって、廃棄物の不法投棄の禁止、飼い大のふん害を防止することにより、快適な生活環境の保持と清潔で美しい緑豊かなまちづくりを目指すことを目的とする。	・飼い主のふん害当の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・勧告書 ・措置命令書 ・戒告書 ・代執行令書	人口 4.2万人 登録犬 2,358頭
宇美町飼い犬等のふん害防止に関する 条例 平成18年9月29日公布 平成19年4月1日施行	和53年福岡県条例第39号)に基づき、宇美町における飼い犬等のふん害等の防止に関し必要な事項を定めるこ	る啓発	飼害 からい あいま からい 大等 から 書 から きょう から 書 から きょう から きょう から きょう から きょう から	人口 約3.8万人 登録犬 3,065頭
志免町飼い犬等のふん害の 防止に関する条例 平成12年9月28日公布 平成12年12月1日施行	飼い主のマナー向上を高め、ふん害等の防止に関する	飼い犬等のふん害等防止に関する啓発 町民の協力 耐い主の遵守事項 指導及び勧告 違反者に罰金	飼い犬等のふん 害の防止 勧告書 命令書	人口 約4.5万人 登録犬 2,038頭
須惠町飼い犬・猫のふん害等の防止に 関する条例 平成22年6月18日公布 平成22年9月1日施行	犬・猫のふん害等の防止に関し、必要なことを定めること により、飼い主のマナーの向上並びにふん害等の防止	町民の協力	勧告書 命令書 (条例等で様式を 定めていない)	人口 26,580人 登録犬 1,884頭
水巻町飼い犬・猫のふん害等の防止に 関する条例 平成23年3月30日公布 平成23年4月1日施行	可内における時いな、猫のぶん及の水の処理寺について、飼い主のマナーの向上及びふん等等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持、理時等ルの保護に実にオスニュを見めたオス	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 住民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 29,948人 登録犬 1,774頭
桂川町環境美化推進条例 平成21年3月27日公布 平成21年4月1日施行	桂川町の地域の環境美化を図り、貴重な自然環境と快 適な生活環境を保全し、もって美しいまちづくりを推進す ることを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・飼い主のふん害等の防止に関す る啓発 ・町民の協力 ・指導及び勧告	・勧告書	人口 1.4万人 登録犬 1,116頭
香春町飼い犬等のふん害の防止に関す る条例 平成20年9月30日公布 平成20年9月30日施行	飼い犬等のふん及び尿の処理等について飼い主のマナー向上を高め、ふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与することを目的とする。	・町の責務 ・飼い主の責務 ・指導、勧告及び公表 ・罰則	飼い犬等のふん 害の防止勧告書 命令書	人口 約1.2万人 登録犬 1,207頭
大任町飼い犬等のふん害の防止に関す る条例 平成21年6月24日公布 平成21年6月24日施行	の向上、ふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、	・町の責務(啓発) ・飼い主の責務 ・指導、勧告及び公表 ・命令	ふん害防止勧告 書 命令書	人口 約5,700人 登録犬 518頭
苅田町飼い犬・猫のふん害等の防止に 関する条例 平成16年6月24日公布 平成17年1月1日施行	町内における飼い犬・猫のふん及び尿の処理等について、飼い主のマナーの向上ならびにふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与する事を目的とする。	・町、飼い主の責務 ・住民の権利 ・指導、勧告、公表、命令	無し	人口 約3.6万人 登録犬 2,151頭
	平成18年3月31日公布 平成18年6月1日施行  公留米市環境美化促進条例 平成19年3月29日公布 平成19年6月1日施行  田別平成19年12月25日公布 平成20年10月1日施行  臨麻市環境美化条例 平成20年10月1日施行  嘉麻市環境美化条例 平成18年12月15日施行  幸餐例 平成18年12月15日施行  幸餐の 中成18年12月15日施行  志免町飼い犬等のふんを書の 防止に関する条例 平成12年9月28日公布 平成12年9月28日公布 平成12年12月1日施行  ・表免町飼い犬・猫のふん害等の防止に関する条例 平成22年9月1日施行  水巻町斜のより、一次・猫のふん害等の防止に関する名条例 平成22年9月1日施行  水巻町斜の外のより、一次・猫のふんを書の  はは1年3月27日公布 平成22年9月1日施行  本数する条件 中成21年4月1日施行  香香料の 中成23年4月1日施行  香香料の 中成21年4月1日施行  香香料の 中成20年9月30日公布 中成21年4月1日施行  本数単で成21年4月1日施行  本数単で成21年4月1日施行  本数単で成21年4月1日施行  本数単で成21年4月1日施行  本数単で成21年4月1日施行  本数単で成21年4月1日施行  本数単で成21年4月1日施行  本数単で成21年6月24日公布 中で成21年6月24日公布 中で成21年6月24日公布 中で成21年6月24日公布 中で成21年6月24日公布 中で成21年6月24日公布 中で成21年6月24日公布 中で成21年6月24日公布	理点は9年9月1日 20 行	研らかにし、地域の環境を心の定義を別り、清潔で快速 である人が置います。 「おいの協力 である人が重要がある。」 「おいの協力 である。 「おいのな力 である。 「おいな力 「おいのな力 である。 「おいな力 「ないな力 「おいな力 「おいな力 「おいな力 「おいな力 「おいな力 「おいな力 「おいな力 「おいな力 「	明らかには、対域の対域条件の産業を担い、このより、

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備 <sup>#</sup> (平成23	
みやこ町 (福岡県)	みやこ町人と犬・ねこの共生に関する条例 平成18年3月20日公布 平成18年3月20日施行	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第 105号)に基づき、人と犬・ねことのより良い共生社会の 形成に関し必要な事項を定め、町・町民・飼い主の三者 が協力し合うことによって、犬・ねこの健康と安全の確保 及び犬・ねこによる人の生命・身体・財産に対する侵害 の防止並びに町民の良好な生活環境の維持、環境美化 の促進に寄与する事を目的とする。	・飼養者の遵守努力 ・飼養することができなくなった場合、新たな飼い主を見つけるよう努力	・人と犬・ねこの 共生に関する是 正勧告書 ・是正命令書	人口登録犬	約2.2万人 1,935頭
吉富町(福岡県)	吉富町ポイ捨て等防止条例 平成19年9月21日公布 平成20年4月1日施行	空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置の防止、清潔 で美しいまちづくりを推進し、快適な生活環境の確保を 資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関す る啓発 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書 命令書	人口 登録犬	7,124人 365頭
佐賀市 (佐賀県)	佐賀市飼い犬のふん害の防止に関する 条例 平成18年12月21日公布 平成19年4月1日施行	飼い犬のふんの適切な処理について必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の維持を図ることを目的とする。	・市の責務 ・市民の協力 ・遵守事項 ・指導査び命令 ・調則	措置命令書	人口 登録犬	約23万人 12,254頭
大町町 (佐賀県)	大町町ごみのポイ捨て及び飼い犬のふん書の防止に関する条例 平成17年3月22日公布 平成17年7月1日施行	町、町民等、事業者及び所有者等が一体となって、ごみのポイ捨て及び飼い犬のふん害を防止することにより、 地域における環境美化の促進を図り、町民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	・町の責務 ・土地所有者等の責務 ・飼い主の責務 ・禁止行為 ・指導及び勧告、命令 ・立入調査	·身分証明書 ·勧告書 ·原状回復等命 令書 ·勧告履行命令 書	人口登録犬	約0.7万人 409頭
長洲町 (熊本県)	環境美化条例 平成18年6月27日公布 平成18年8月1日施行	ごみのボイ捨て防止、落書きの防止及びペットのふんの 適切な処理並びに空き地等の適正な管理等について必 要な事項を定めることにより、清掃思想の普及及び地域 の環境美化についての意識啓発を図り、もって町民の快 適な生活環境の保全及び清潔で美しいまちづくりの実現 を目指すことを目的とする。	ふんの適正な処理 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書 命令書	人口 登録犬数	約1.7万人 1,031頭
山都町 (熊本県)	山都町美しいまちづくり条例 平成18年12月18日公布 平成19年4月1日施行	この条例は、町、町民等、事業者及び占有者等が一体となって、河川の水質汚濁の防止、廃棄物の不法投棄及び散乱の防止、清潔な生活環境の保持並びに清掃その 心環境美化に努めることにより、郷土の誇るべき自然環境を保護するとともに、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	(犬のふんの適正処理) 第13条 犬の飼い主等(町内において犬を飼養し、又は現に管理する者をいう。)は、その所有し、占有し、又は管理する場所以外の場所において、犬を運動させ、又は移動させるときは、犬のふんを処理するための用具等を携帯し、生活環境が損なわれることのないように、犬のふんを適正に処理しなければならない。	勧告書命令書	人口 登録犬 (制定時点)	約1.7万人 1707頭
八代市 (熊本県)	八代市環境美化の推進に関する条例 平成17年8月1日公布 平成17年8月1日施行	空き缶等の散乱、ふん害等及び雑草の繁茂の防止について必要な事項を定めることにより、市民等の環境美化 への意識の高揚を回り、もつて市と市民等がそれぞれの主体的な取り組みによって、良好な生活環境に配慮し、その確保に寄与することを目的とする。	市民等の協力 市の責務 飼い主の責務 調査、指導及び勧告	指導書 勧告書	人口登録犬	約13.3万人 7,862頭
山江村 (熊本県)	山江村美しい村づくり条例 平成10年9月25日公布 平成10年10月1日施行	村民が健康で安全かつ快適な生活を営むのに必要な生活環境を確保するため、村民、事業者、土地又は建物の 占有者及び村が一体となって廃棄物等のごみの散乱を 防止することにより環境美化につとめ、清潔で美しい村 づくりを目指す。	動物等のふん尿の散乱防止	なし	人口 登録犬	約3.7千人 384頭
大分市 (大分県)	大分市ポイ捨て等の防止に関する条例 平成18年6月27日公布 平成18年7月1日施行	タバコの吸殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止ならびに喫煙の制限に関し、必要な事項を定めることにより、市、市民等及び事業者が一体となって清潔で美しい町づくりを推進し、快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼犬のふんの散乱防止に対する 啓発 ・市民の協力 ・飼犬のふんの回収 ・ポイ捨て防止強化区域の指定 ・勧告、公表、過料	·告知 ·弁明書 ·過料処分通知 書	人口 登録犬 (平成23年度)	約47.6万人 21,015頭
中津市 (大分県)	中津市環境美化に関する条例 平成21年12月18日公布 平成22年4月1日施行	市内の環境美化の促進及び市民等の快適な生活環境 の確保を図るため、市、市民等、事業者及び土地の所有 者等の責務を明らかにするとともに、ボイ捨て及び落書 きの禁止並びに空き地の不良状態及び飼い状等のふん の放置の防止等に関し、必要な事項を定めることによ り、清潔できれいなまちづくりを推進する。	・大、猫及び愛玩動物の飼い主は ふん回収・適正な処理をしなけれ ばならないと規定 ・違反者を指導、勧告及び公表で きる。	指導・勧告書 違反者公表決定 書 公表対象者に対 する「通知書」及 び「意見書」	人口 登録犬	約8.3万人 5,106頭
日田市 (大分県)	日田市ポイ捨て等の防止に関する条例 平成21年3月24日公布 平成22年4月1日施行	たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の 防止並びに喫煙のマナー向上に関し必要な事項を定め ることにより、市、市民等及び事業者が協働して、安全で 快適な生活環境の実現に努めるとともに、市民一人ひと りのモラル・マナーの向上を図り、もって快適で美しいま ちづくりに資する。	・市民等の責務として、飼い犬のふ	勧告書 措置命令書 告知書	人口 登録犬	約7万人 7,157頭
佐伯市 (大分県)	佐伯市環境美化条例 平成17年3月3日公布 平成17年3月3日施行	空き缶等、吸い殻等、犬のふんの散乱などを防止し、環境の美化を推進することに関し、市及び住民等の責務その他の必要な事項を定めることにより、広く環境美化に関する意識を啓発するとともに、環境に配慮した住民等の自発的活動を促し、もって清潔で美しいまちづくりに資する。	・違反者に助言、指導、勧告及び その他必要な措置を執ることがで	注意書	人口登録犬	約7.6万人 4,257頭

都道府県・ 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
豊後高田市 (大分県)	ごみゼロぶんごたかだ条例 平成23年6月29日公布 平成23年10月1日施行	たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の 防止並びに喫煙のマナー向上に関し必要な事項を定め ることにより、市、市民等及び事業者が協働して、安全で 快適な生活環境の実現に努めるとともに、市民一人ひと りのモラル・マナーの向上を図り、もって快適で美しいま ちづくりに資する。	・公共の場所でペットがふんをした ときは回収しなければならないと規定 ・・違反者に対して指導、勧告、公表 及び罰則を適用できる。	勧告書 公表告知·弁明 書 公表決定通知書 過料処分告知· 弁明書 過料処分通知書	人口 約2.3万人 登録犬 1,766頭
鹿児島市 (鹿児島県)	鹿児島市みんなでまちを美しくする条例 平成16年7月1日公布 平成16年10月1日施行	空き缶・吸い殻等の投棄、飼い犬のふんの放置等の防止について必要な事項を定め、市民等及び事業者の意識の向上を図り、市民総参加による美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・市民等の義務(抜粋:市民等は、 公共の場所及び他人の土地に、飼い犬のふんを放置してはならない。) ・措置命令・過料	·命令書 ·告知·弁明書 ·過料処分通知 書	人口 約61万人 登録犬 29,587頭
指宿市(鹿児島県)	指宿市空き缶ポイ捨て等防止条例 平成18年12月27日公布 平成19年4月1日施行	この条例は、ボイ捨て及び犬のふん害の防止について 必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくり を推進し、市民の快適な生活に寄与することを目的とす る。	・飼い主のふん害防止遵守事項 ・指導 ・勧告 ・命令 ・公表 ・罰則(5万円以下罰金)	·勧告書 ·命令書	人口 約4.4万人 登録犬 2.970頭
いちき串木野市 (鹿児島県)	いちき串木野市市民の手による美しいまちづくり推進条例 平成19年3月30日公布 平成19年7月1日施行	ごみ等の散乱、愛がん動物のふんの放置等の防止及び 土地、建物等の適切な管理について必要な事項を定 め、市、市民等及び事業者が一体となり地域の環境美 化の推進を図り、もって清潔で快適な生活環境の向上に 資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼い犬のふん 害等勧告書 ・命令書	人口 約3.1万人 登録犬 1,706頭
薩摩川内市 (鹿児島県)	薩摩川内市環境美化推進条例 平成16年10月12日公布 平成17年4月1日施行	市、市民、事業者等が一体となって、空き缶等のごみの 散乱の防止等に努めることにより、環境の美化を積極的 に推進し、もって市の美しい自然及び良好な生活環境の 確保に資することを目的とする。 ~抜粋~ (禁止行為) 第9条第2項 犬又は猫その他愛玩動物の所有者又は管 理者は、当該動物を適正に飼養管理するとともに、みだ りにふんを放置してはならない。	・市民等への啓発 ・市民及び事業者の協力 ・改善勧告 ・改善命令	様式は定めていない。	人口 約10万人 登録犬 6,349頭
さつま町 (鹿児島県)	さつま町環境美化条例 平成17年3月22日公布 平成17年3月22日施行	町、町民等及び事業者等が一体となって、空き缶等の散乱の防止等に努めることにより、環境の美化を積極的に推進し、もってさつま町の美しい自然と快適な生活環境の確保に資することを目的とする。 ふん書に関する条文 第10条第3項 犬その他愛玩動物の所有者又は管理者は、公共の場所においてみだりにふんを放置してはならない。	・町、町民等の責務 ・禁止行為等 ・ポランティアの参加協力 ・改善勧告・命令	改善措置命令書	人口 約2.5万人 登録犬 1.727頭
阿久根市 (鹿児島県)	環境美化条例 平成18年3月31日公布 平成18年10月1日施行	空き缶、吸い殻等の散乱の防止等について必要な事項 を定めることにより、市、市民等、事業者及び占有者等 が一体となって環境の美化を積極的に推進し、もって本 市の美しい自然環境及び良好な生活環境の確保に資す ることを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告 ・命令・罰則	·改善勧告書 ·改善命令書	人口 約2.3万人 登録犬 1,579頭
出水市 (鹿児島県)	環境美化推進条例 平成18年3月13日公布 平成18年3月13日施行	空き缶等のポイ捨て及び犬又は猫のふん害の防止について必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が一体となって清潔で美しいまちづくりを推進し、市民の快適な生活に寄与することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・市民の協力 ・指導及び勧告 ・命令・罰則	・改善勧告書 ・改善命令書	人口 約5.5万人 登録犬 3,163頭
伊佐市 (鹿児島県)	伊佐市環境美化推進条例 平成20年11月1日公布 平成20年11月1日施行	市、市民、事業者等が一体となって、空き缶等のごみの 散乱の防止等に努めることにより、環境の美化を積極的 に推進し、もって市の美しい自然と良好な生活環境の確 保に資することを目的とする。	・犬や猫等の適正飼養 ・ふんの放置の禁止	·勧告書 ·命令書 ·弁明等通知書	人口 約3万人 登録犬 2,646頭
姶良市 (鹿児島県)	姶良市環境美化条例 平成22年3月23日公布 平成22年3月23日施行	始良市の環境美化の推進に関し、市、市民、事業者及び関係行政機関の責務を明らかにするとともに、空き 伝、吸い数等その他のごみの散乱の防止等に必要な措 置を講ずることにより、本市の豊かな自然及び快適な生 活環境の保全を図ることする。	禁止行為等	·改善勧告 ·改善命令 ·公表	人口 約7.5万人 登録犬 4,950頭
霧島市(鹿児島県)	霧島市生活環境美化条例 平成19年12月26日公布 平成20年4月1日施行	この条例は、市、市民等及び事業者が協働して自然と共生した清潔できれいな住みよいまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、環境共生宣言都市にふさわしい快適で良好な生活環境の実現に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告、罰則	なし	人口 約12.7万人 登録犬 8,114頭
志布志市 (鹿児島県)	志布志市ポイ捨て防止条例 平成21年3月27日公布 平成21年10月1日施行	空き缶・吸い殻等の投棄、飼い犬のふんの放置等ポイ捨ての防止について必要な事項を定め、市民等及び事業者の意識の向上を図り、市民総参加による共生協働の美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・市の責務 ・市民等の責務 ・事業者の責務 ・市民等の義務 ・命令 ・委任 ・過料	・命令書 ・告知・弁明書 ・過料処分通知 書	人口 約3.4万人 登録犬 2.443頭

都道府県• 市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
大崎町 (鹿児島県)	大崎町ポイ捨て等防止条例 平成21年12月16日公布 平成22年4月1日施行	ポイ捨て及び飼い犬のふん等の放置の防止について、必要な事項を定め、清潔で美しいまちづくりを推進し、 もって町民の快適な生活環境の保持に資することを目的 とする。	・町の責務 ・町に等の責務 ・事業者の責務 ・ポイ捨ての禁止等 ・指導 ・命令 ・委任 ・過料	·命令書 ·告知·弁明書 ·過料処分通知 書	人口 約1.5万人 登録犬 1,267頭
德之島町 (鹿児島県)	徳之島町ごみのポイ捨て及び飼養動物 等のふん害の防止に関する条例 平成22年3月9日公布 平成22年7月1日施行 徳之島町ごみのポイ捨て及び飼養動物 等のふん害の防止に関する条例施行規 則 平成22年5月28日公布 平成22年7月1日施行	この条例は、空き缶等のポイ捨て及び飼養動物等のふ ん書の防止に関し、必要な事項を定めることにより、人と 環境にやさしいまちづくりを推進し、もって快適な生活環 境の保持に資することを目的とする。	- 飼養動物等の飼い主の責務 - 飼養動物等のふんの放置禁止	・飼養動物等の 葉の放置 ・命令書 ・過料処分通知 書	人口 約1.2万人 登録犬 685頭
天城町 (鹿児島県)	天城町ごみのポイ捨て及び飼養動物等 のふん害の防止に関する条例 平成22年10月1日公布 平成22年10月1日施行	この条例は、空き缶等のポイ捨て及び飼養動物等のふ ん害の防止に関し、必要な事項を定めることにより、人と 環境にやさしいまちづくりを推進し、もって快適な生活環 境の保持に資することを目的とする。	<ul><li>・飼養動物等の飼い主の責務</li><li>・飼養動物等のふんの放置禁止</li></ul>		人口 約6.6千人 登録犬 502頭
伊仙町 (鹿児島県)	伊仙町ごみのボイ捨て及び飼養動物等 のふん害の防止に関する条例 平成22年9月17日公布 平成22年9月17日施行	この条例は、空き缶等のポイ捨て及び飼養動物等のふ ん害の防止に関し、必要な事項を定めることにより、人と 環境にやさしいまちづくりを推進し、もって快適な生活環 境の保持に資することを目的とする。	<ul><li>・飼養動物等の飼い主の責務</li><li>・飼養動物等のふんの放置禁止</li></ul>	・飼養動物等の 糞の放置 ・命令書 ・過料処分通知 書	人口 約7千人 登録犬 503頭
奄美市 (鹿児島県)	奄美市ボイ捨て等防止条例 平成23年12月26日公布 平成24年4月1日施行	この条例は、ボイ捨て及び犬のふん害の防止について 必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくり を推進することを目的とする。	・市の責務 ・市民等の責務 ・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・指導・命令・罰則 ・委任	様式は定めていない。	人口 約4.5万人 登録犬 2,488頭
宜野湾市 (沖縄県)	宜野湾市ボイ捨てのない快適なまちづく り条例 平成15年12月26日公布 平成16年 4月1日施行	市民等、事業者、土地の占有等及び市が一体となって、空き缶、吸い殺等の散乱又は落書きを防止することにより、市民が健康で快適な生活を営み、生きがいを共感し、誇れるまちづくりに寄与することを目的とする。	・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・助言及び指導	命令書	人口 登録犬 約9.4万人 (平成23年度 4232頭 時点)
渡名喜村 (沖縄県)	渡名喜村空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成22年6月22日公布 平成22年6月22日施行	この条例は、村民等、事業者、土地所有者等及び村が 一体となって空き缶等のボイ捨てを防止し、地球におけ る環境美化の促進を図り、清潔で美しい村づくりを目指 す事を目的とする。	・村民の協力 ・飼い主の遵守事項	勧告書 命令書	人口 416人 登録犬 6頭
読谷村 (沖縄県)	読谷村環境美化推進条例 平成6年4月13日公布 平成6年4月13日施行 (平成22年6月28日一部改正)	この条例は、読谷村の村づくり運動の基本である人に優しい地域環境と花と緑につつまれた潤いのある文化村を推進するため、空き缶等ごみの散乱防止と環境美化について、本村、村民等、事業者、土地又は建物の占有等の責務及び必要な事項を定め、地域の環境美化の促進と清潔で美しい村づくりをめざすことを目的とする。	・村民の協力 ・飼い主の責務	なし	人口 40.370人 登録犬 2.348頭